

10月5日(木)

出席委員

委員長 鈴木 真澄 君
副委員長 つる 伸一郎 君
同 石田 ちひろ 君
委員 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 高橋 伸明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 あくつ 広王 君
同 鈴木 博 君
同 横山 由香理 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 須貝 行宏 君
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡部 茂 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 藤原 正則 君
同 西本 貴子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

企画部企画調整課長
柏 原 敦 君

企画部財政課長
秋 山 徹 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総務部総務課長（危機管理室長兼務）
米 田 博 君

総務部人権啓発課長
島 袋 裕 子 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
鈴 木 誠 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
（児童相談所移管担当課長兼務）
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富 美 恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長
（臨時給付金担当課長兼務）
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
寺 嶋 清 君

福祉部高齢者地域支援課長
松 山 香 里 君

福祉部障害者福祉課長
中 山 文 子 君

福祉部障害者施設推進担当課長
飛 田 則 文 君

福祉部生活福祉課長
矢 木 す み を 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
西 田 み ち よ 君

健康推進部国保医療年金課長
三ッ橋 悦 子 君

品川区保健所品川保健センター所長
鷹 箸 右 子 君

都市環境部都市計画課長
中 村 敏 明 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

区議会事務局長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長 おはようございます。ただいまより決算特別委員会を開きます。

それでは、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算、平成28年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および平成28年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者 おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

一般会計第3款民生費からご説明申し上げます。事項別明細書の100ページをお願いいたします。成果報告書は129ページでございます。

第3款民生費は、右から6列、計の下、予算現額750億8,071万8,000円、3列右、支出済額は714億1,959万2,956円で、執行率は95.1%、翌年度に8億5,775万9,000円を繰り越しました。対前年度33億8,042万6,852円、5.0%の増であります。増の主なものは、区内私立保育園経費、特別養護老人ホーム等整備費などであります。

1項社会福祉費の支出済額は265億5,268万3,815円で、執行率は93.6%であります。

1目社会福祉総務費では、各種団体への助成、障害者グループホームの用地取得などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、2目高齢福祉費では、高齢者の生きがい対策事業、ねたきり高齢者等福祉施策、ひとり暮らし高齢者等福祉事業などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、3目障害者福祉費では、介護人派遣事業、障害者就労訓練事業などを行いました。

4目社会福祉施設費では、各種福祉施設の運営、大崎および平塚橋の高齢者多世代交流支援施設の整備などを行いました。

次のページにまいりまして、5目災害応急費は被災見舞等であります。

6目社会福祉施設建設費は、特別養護老人ホーム等の整備費で、平塚橋および上大崎の特別養護老人ホームの整備などあります。

7目臨時福祉給付金では、年金生活者等支援臨時福祉給付金などの支給を行いました。

次のページをお願いいたします。2項児童福祉費の支出済額は、323億273万8,368円で、執行率は96.4%であります。

1目児童福祉総務費では、子どもすこやか医療費助成や認証保育所の運営費助成などを行いました。

2目児童措置費では、私立保育園への運営費の助成や児童手当等の給付を行いました。

1枚おめくりいただきまして、3目児童福祉施設費では、保育園や児童センターの運営、就学前教育推進事業などを行いました。

1枚おめくりいただきまして112ページになります。成果報告書は145ページでございます。

3項生活保護費の支出済額は125億6,417万773円で、執行率は95.2%、主なものは医療扶助費であります。

以上で、民生費の説明を終わります。

次に、恐れ入りますが、160ページをお願いいたします。160ページです。成果報告書で

は、196ページになります。国民健康保険事業会計のご説明をいたします。

歳入、第1款国民健康保険料は、予算現額101億6,866万7,000円、収入済額は103億2,088万3,743円で、収入率は101.5%、対前年度8,133万392円、0.8%の減であります。

1項国民健康保険料の収入済額は、1目一般被保険者国民健康保険料が101億4,157万5,658円、2目退職被保険者等国民健康保険料が1億7,930万8,085円であります。

次のページにまいりまして、第2款使用料及び手数料は、予算現額7万2,000円、収入済額は8万5,500円で、収入率は118.8%、これは保険料納付証明等手数料285件分であります。

第3款国庫支出金は、予算現額75億9,338万6,000円、収入済額は75億2,004万1,413円で、収入率は99.0%であります。

1項国庫負担金の収入済額は72億2,026万7,413円で、主なものは療養給付費負担金であります。

2項国庫補助金は2億9,977万4,000円で、主なものは特別調整交付金であります。

次のページにまいりまして、第4款療養給付費等交付金は、予算現額6億803万8,000円、収入済額は5億7,752万7,643円で、収入率は95.0%であります。

第5款前期高齢者交付金は、予算現額79億1,291万9,000円、収入済額は79億1,291万9,062円で、収入率は100%であります。

第6款都支出金は、予算現額23億2,733万3,000円、収入済額は、22億6,038万4,783円で、収入率は97.1%であります。

1項都負担金の収入済額は3億3,039万5,629円で、主なものは高額医療費共同事業負担金であります。

2項都補助金は19億2,998万9,154円で、財政調整交付金などであります。

次のページにまいりまして、第7款共同事業交付金は、予算現額108億7,959万1,000円、収入済額は100億8,179万847円で、収入率は92.7%、主なものは保険財政共同安定化事業交付金であります。

第8款繰入金は、予算現額39億4,052万9,000円、収入済額は39億4,052万8,944円で、収入率は100%、一般会計からの繰入金であります。

次のページにまいりまして、第9款繰越金は、予算現額10億6,967万4,000円、収入済額は10億6,967万4,302円で、収入率は100%であります。

第10款諸収入は、予算現額4,546万5,000円、収入済額は4,294万7,149円で、収入率は94.5%であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は7,165円で、一般被保険者加算金であります。

2項雑入の収入済額は4,293万9,984円で、主なものは1目一般被保険者第三者納付金と、3目一般被保険者返納金であります。

歳入は以上であります。

2枚おめくりいただきまして、172ページをお願いいたします。成果報告書は203ページでございます。歳出をご説明申し上げます。

第1款総務費は、予算現額7億6,402万6,000円、支出済額は6億9,134万8,079円で、執行率は90.5%、電算システム改修費などを支出いたしました。

1枚おめくりいただきまして、第2款保険給付費は、予算現額252億9,883万8,000円、支出済額は240億4,015万2,010円で、執行率は95.0%であります。

1項療養諸費は支出済額は210億9,015万9,979円であります。

2項高額療養費は27億4,572万358円で、主なものは一般被保険者高額療養費における単独入院分であります。

次のページをお願いいたします。3項移送費には支出はありませんでした。

4項出産育児諸費は、1億5,226万100円で、361件分の出産育児一時金の経費であります。

5項葬祭費は2,898万円で、414件分であります。

6項結核・精神医療給付金は2,303万1,573円で、2万225件分であります。

次のページにまいりまして、第3款老人保健拠出金は、予算現額17万9,000円、支出済額は14万404円で、執行率は78.4%であります。

第4款後期高齢者支援金等は、予算現額47億5,357万2,567円、支出済額も同額で、執行率は100%であります。

第5款前期高齢者納付金等は、予算現額344万713円、支出済額も同額で、執行率は100%であります。

次のページにまいりまして、第6款介護納付金は、予算現額19億9,437万5,000円、支出済額は19億9,437万4,544円で、執行率は100%であります。

第7款共同事業拠出金は、予算現額108億8,059万8,000円、支出済額は102億5,536万399円で、執行率は94.3%であります。主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金であります。

次のページにまいりまして、第8款保健事業費は、予算現額3億7,880万5,000円、支出済額は3億3,903万9,276円で、執行率は89.5%、主なものは特定健康診査費、2万1,933人分であります。

1枚おめくりいただき、184ページにまいりまして、第9款諸支出金は、予算現額2億7,319万円、支出済額は2億5,644万1,281円で、執行率は93.9%であります。

第10款予備費には、支出済額はございません。

以上で、国民健康保険事業会計の説明を終わります。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、188ページをお願いいたします。成果報告書では214ページでございます。後期高齢者医療特別会計をご説明申し上げます。

歳入、第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額37億8,198万2,000円、収入済額は38億530万4,278円で、収入率は100.6%であります。

第2款材料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は1,800円であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額3,774万6,000円、収入済額は3,494万7,801円で、収入率は92.6%であります。

次のページにまいりまして、第4款繰入金は、予算現額36億7,488万8,000円、収入済額は36億5,488万8,000円で、収入率は99.5%、一般会計からの繰入であります。

第5款繰越金は、予算現額5,982万8,000円、収入済額は5,982万8,162円で、収入率は100%であります。

次のページにまいりまして、第6款諸収入は、予算現額1億9,390万8,000円、収入済額は1

億8,997万1,877円で、収入率は98.0%、主なものは葬祭事業費などの受託事業収入であります。

歳入は以上であります。

次のページにまいりまして、歳出につきましては、第1款総務費は、予算現額1億7,273万円、支出済額は1億6,506万4,107円で、執行率は95.6%であります。

1項総務管理費の支出済額は1億4,303万2,015円で、電算システム改修・運用の経費などあります。

2項徴収費は2,203万2,092円であります。

次のページにまいりまして、第2款分担金及び負担金は、予算現額71億8,277万7,000円、支出済額は71億8,254万2,137円で、執行率は100%であります。

第3款保健事業費は、予算現額2億2,024万6,000円、支出済額は1億9,265万4,647円で、執行率は87.5%であります。ここでは健康診査費1万5,540人分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、第4款保険給付費は、予算現額1億4,560万円、支出済額は1億4,014万円で、執行率は96.3%、葬祭費1,822件分などを支出いたしました。

第5款諸支出金は、予算現額700万円、支出済額は630万1,100円で、執行率は90.0%、過誤納保険料の還付金などあります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上で、後期高齢者医療特別会計を終わります。

恐れ入ります、3枚おめくりいただきまして、204ページをお願いいたします。成果報告書は224ページとなります。最後に介護保険特別会計をご説明いたします。

歳入、第1款保険料は、予算現額52億43万2,000円、収入済額は51億6,872万4,985円で、収入率は99.4%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は4,500円であります。

第3款国庫支出金は、予算現額51億3,876万円、収入済額は48億5,929万7,554円で、収入率は94.6%であります。

1項国庫負担金は収入済額は、37億4,601万1,291円であります。

次のページにまいりまして、2項国庫補助金は11億1,328万6,263円であります。

第4款支払基金交付金は、予算現額63億5,663万2,000円、収入済額は60億8,150万7,903円で、収入率は95.7%であります。

次のページにまいりまして、第5款都支出金は、予算現額34億7,808万7,000円、収入済額は33億1,820万2,946円で、収入率は95.4%であります。

1項都負担金の収入済額は31億2,006万5,993円で、介護給付費負担金であります。

2項都補助金は1億9,813万6,953円で、主なものは介護予防・日常生活支援総合事業における地域支援事業交付金であります。

第6款財産収入は、予算現額18万5,000円、収入済額は18万5,429円で、介護給付費等準備基金利子であります。

次のページにまいりまして、第7款繰入金は、予算現額33億8,877万円、収入済額は33億6,297万9,740円で、収入率は99.2%、一般会計と基金からの繰入金であります。

第8款繰越金は、予算現額3億1,399万7,000円、収入済額は3億1,399万7,474円で、

収入率は100%であります。

次のページにまいりまして、第9款諸収入は、予算現額1,117万8,000円、収入済額は1,170万9,892円で、収入率は104.8%、主なものは、介護予防事業参加者負担金であります。

1枚おめくりいただきまして、214ページの歳出をご説明申し上げます。

第1款総務費は、予算現額5億3,334万円、支出済額は4億8,731万5,988円で、執行率は91.4%であります。

1項総務管理費の支出済額は2億6,348万8,224円で、電算システム改修・運用費などを支出いたしました。

2項徴収費は3,579万197円であります。

次のページにまいりまして、3項介護認定審査会費は1億8,357万9,243円で、1万2,086件の認定調査等を行いました。

4項趣旨普及費は326万9,800円であります。

1枚おめくりいただきまして、5項介護保険制度推進委員会費は77万5,413円であります。

6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は41万3,111円であります。

第2款保険給付費は、予算現額216億1,805万2,000円、支出済額は207億6,345万1,499円で、執行率は96.0%であります。

1項居宅介護サービス等諸費の支出済額は134億1,336万9,123円で、居宅介護サービス給付費22万1,378件分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、2項施設介護サービス費は56億574万1,727円であります。

3項介護予防サービス等諸費は5億6,930万6,969円で、介護予防サービス給付費2万8,845件分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、4項その他諸費は2,240万8,200円で、審査支払手数料37万3,470件分であります。

5項高額介護サービス等費は6億4,087万4,709円であります。

6項特定入所者介護サービス等費は4億9,850万1,387円であります。

次のページにまいりまして、7項特別給付費は1,324万9,384円で、通院等外出介助サービス特別給付費などを支出いたしました。

第3款地域支援事業費は、予算現額14億8,781万8,000円、支出済額は14億3,990万2,495円で、執行率は96.8%であります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は9億617万1,417円で、予防訪問事業、予防通所事業などを行いました。

2項一般介護予防事業費の支出済額は1億4,050万2,673円で、デイサービスセンター等活用型介護予防事業、いきいき筋力向上トレーニングなどの事業を行いました。

次のページにまいりまして、3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額は3億9,091万2,885円で、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの運営などを行いました。

次のページにまいりまして、4項その他諸費は、231万5,520円で、審査支払手数料3万8,592件分であります。

第4款基金積立金は、予算現額2,472万3,000円、支出済額は2,472万2,060円で、執

行率は100%であります。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額2億410万9,000円、支出済額は2億347万2,804円で、執行率は99.7%、これは第1号被保険者の過誤納保険料還付金623件分、国庫支出金返還金であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

○鈴木（真）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在26名の方から通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。横山由香理委員。

○横山委員 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

私からは、132ページ、認知症高齢者の支援とケアの充実、138ページ、しながわネウボラネットワーク充実経費、145ページ、ファミリーサポートセンター運営費と、144ページ、すまいるスクール運営費についてお伺いたします。

1点目に、認知症高齢者の支援とケアの充実についてをお伺いたします。品川“くるみ”認知症ガイドの配布やキャラクターくるみちゃんを用いた幅広い世代の認知症についてのアプローチの強化、認知症サポーター養成講座などでのボランティア育成ですとか、品川くるみ高齢者見守りアイテムの交付と、徘徊高齢者探索システムの運用、認知症初期集中支援システムの活動を開始するなど、認知症施策の充実を図っていただきました。幅広い層の方々に認知症や認知症サポーターについて知っていただくという点、また養成講座の希望、受講希望者を増やすという点において、どのような効果がありましたでしょうか。また、具体例を交えながらお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 認知症サポーター養成講座の件でございますけれども、まず平成28年度、合計で69回実施をいたしました。ご参加いただきました人数は1,500人を超えております。内訳といたしましては学校関係、それから図書館、あとは郵便局・銀行等の金融機関、それから企業、あとは地域の住民の方ということで、いろいろな年齢それから職種等、幅広くご参加いただいたところでございます。もともとくるみぶらんにつきましては、認知症の方が住みなれた町で安心して暮らしていける町を地域ぐるみ、品川ぐるみでつくっていきこうという、こういう取り組みでございまして、そういった観点からは大変幅広い層に参加していただきまして、いい成果が出ているものと認識しております。

○横山委員 ありがとうございます。趣旨のところ、高齢者や認知症のケアの方だけではなく、地域の方ですとか子どもたち、それから大人までということで、幅広い層にアピールをさせていただいているということで、確認をさせていただきました。

慶應義塾大学の井庭崇研究室、また認知症フレンドリージャパン・イニシアチブの『旅のことば』という書籍の中に、認知症とともによりよく生きるための工夫をパターン・ランゲージの方法で言葉にして、多くの人に使えるようにしようという取り組みがされています。パターン・ランゲージとはどのような状況でどのような問題が生じ、それを解決するにはどうすればよいかという状況・問題・解決をセットにして記述する知識・記述・共有の方法で、それまで個々人の感覚として埋め込まれていた実践値を広く人々で共有することを目指しているものです。認知症を通して生活を大きく変えるからこそ実現できる新しい旅が始まるんだということで捉えてみることから始まっていきます。何かを失っていく時間ではなくて、これまで得られなかったものを得てつくっていく時間だということに気づきを与え、またかけがえのない時間をどう生きるかというのは自分たち次第だと思いきっかけにもなります。認知

症があっても安心して住みなれた地域で生活を続ける町、品川から、さらに認知症とともによりよく生きる町、品川に向けた今後の認知症初期集中支援チームの活動のあり方について、区のお考えをお聞かせください。

また、品川区におけるヤングケアラー、まだダブルケアなど、ケアラーの支援についての現状と課題についても教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、認知症の初期集中支援チームにつきましては、平成28年度品川地区それからあと荏原地区で1地区ずつチームをつくりまして、特に認知症の初期の方に対するアプローチの仕方、それから今後の対策についての検証というか、そういったものを中心に行っているところでございます。今年度も引き続き実施しているところでございます。また、それにつきましては、初期集中支援チームの検証等も含めまして、今後のあり方については随時進めているところでございます。

それから2点目のダブルケア等の部分につきましては、先般の定例会でも一部答弁させていただいたところがありますけれども、それぞれの所管のほうで情報をしっかり共有して連携して、その方が抱える背景の部分につきましてもしっかりサポートしていけるような、そういった体制をつくっているところでございます。

○横山委員 ありがとうございます。初期の対処というところが認知症、大変重要になってくるかと思えます。ご家族の方もご本人も、初めの部分がいろいろ不安ですとかあるかと思えますので、集中支援チームのところでしっかりと検証のほうを行っていただいて、全区的に展開し、継続して進めていただけたらと思っております。

また、ヤングケアラー、ダブルケアなど、お子さんですとか子どもたち、また働く世代、子育て世代の方々の子育てと介護ですとか、また勉強と介護ですとか、両方頑張らなければいけない、そういった方々も出始めていると思えます。イギリスですとか世界での事例等もございますので、そのあたりも横のつながりで連携してサポートしていただけたらと思えます。

次の質問に移ります。2点目にしながわネウボラネットワーク充実経費について、産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成限度時間が10時間から20時間に拡大されました。産後の母親の身体的・精神的な負担軽減と同時に、赤ちゃんとお父さん・お母さんが愛着を結成していくための大事な時期における支援ということで捉えることもできるかと思えます。今後の展開についてをお伺いさせていただきます。産後にサポートをしてもらえる家族などがいないので、とても助かりますという区民の方のお声の一方で、1時間1,000円の助成ではちょっと高くて使いづらいなというご相談も一方で入ってきております。期間が産産の日から満6カ月に至る日までの利用となっておりますが、期間を短縮して助成額を調整するなど、より多くの方が利用しやすい仕組みへのバージョンアップを検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。先ほどの介護の件とこちらの件、両方お願いいたします。

○寺嶋高齢者福祉課長 一部繰り返しの答弁になる部分もありますが、今、お一人の介護者の方がいろいろな、ご高齢者のご家族の介護以外にも、先ほどお話ありました子育て等々、複数の課題を抱えていらっしゃる方がたくさんいるということは十分認識しておりますので、引き続き、今後も他部署との連携を強化し、支援に努めていきたいと考えております。

○高山子ども育成課長 私のほうからは産後の家事・育児支援サービスについてご答弁いたします。産後の家事・育児支援につきましては、平成28年より事業を展開しておりますが、心と体のケアにも対応できる家事・育児支援ヘルパーをご家庭のほうに、事業者がお伺いして実際にサービスを行うというのですが、ご紹介のとおり、時間の補助につきましては今年度上限時間を10時間から20時間へ

拡大してより使いやすい仕組みとさせていただいたところがございます。今回、サービスを続けていく中で利用者アンケートというのをとらせていただきまして、その中で見えてきた課題などもございます。全般的には8割を超える方にこのサービスについてはご支持をいただいているということもございまして、利用負担の軽減でありますとか、利用者の対象なども少し次年度の予算編成に向けて見直しを考えていきたいというふうに考えております。

○横山委員 ありがとうございます。対象等いろいろ見直しを今後も検討していただけるということで、さらに使いやすいようにご検討を進めていただけたらと思います。

3点目にすまいるスクール運営費、ファミリー・サポート・センターについてお伺いいたします。平成28年度に利用時間の延長や間食の提供など、すまいるスクールの事業見直しが実施されました。どのような制度でも制度変更の際にはさまざまなお苦勞があるかと思いますが、こちらは横の連携で乗り越えていただいたことに心より感謝しております。子どもたちの様子、保護者のご意見、職員の体制、間食のアレルギー対応の状況を教えてください。ファミリー・サポート・センターのもともとの制度についてもお聞かせいただきたいと思っております。今後のあり方について、在宅子育てをする方々にもさらに利用しやすいような制度へと考え方を移行していただきたいと要望いたします。

また、平成28年度の平塚ファミリー・サポート・センターについて、利用者が3,883件から2,920件の大幅に減少しております。この理由を区はどのように分析しておりますでしょうか。提供会員の、対象範囲の拡大や、切りかえの実施状況についても合わせてお知らせください。

○高山子ども育成課長 すまいるスクールの制度変更にかかわるお話でございます。平成28年4月より、それまで大幅な事業の見直しは行ってまいりませんでした。利用時間の延長と、そして利用料の見直しということで取り組みをさせていただきました。利用する子どもたち、そして保護者の反応ということでございますが、特に制度の切りかえの昨年4月におきましては、大きな混乱もなく4月を迎えることができました。保護者の方からは夏期、冬期、そして春期の長いお休みのときも朝早くから預かっていただけるということについてご支持をいただいているところでございます。また、夜も7時までの延長ということで、1年生から3年生の低学年につきましては預かり時間の拡大を図ったところでございますが、この点につきましても留守宅の留守時間、保護者の不在の時間につきましても安心して預けられるといったご支持をいただいているところでございます。そして、アレルギー対応につきましては、7大アレルギー品目ということで除去のほうを行っておりまして、これも統一的なメニューとして展開し、アレルギーをお持ちのお子さまもそうでないお子さまも同じ統一のメニューで間食の時間を楽めるような形で対応させていただいているところでございます。

○廣田子ども家庭支援課長 私からはファミリー・サポート・センター事業についてご説明申し上げます。ファミリー・サポート・センター事業につきましては、育児援助を行いたい方、提供会員と、育児の援助を受けたい方の依頼会員が相互に助け合うという会員組織をつくっているものでございます。平塚のサポート・センターのほうの利用者の減についてですが、利用の目的と年齢別に分析を行った結果なのですけれども、まず学童保育の迎えという、いわゆるすまいるスクールを利用する世代の6歳から8歳の迎えというのが前年比7割減というような形になっております。またもう1つが2、3歳ほどの年齢の子どもたちの保育所・幼稚園への送り迎え、その後のお預かりというところが減っております。そちらの結果から、すまいるスクールの時間延長による効果が出て、そちらのサービスを利用するようにシフトした方がいらっしゃるのと、2、3歳児につきましては、これはまだ推測で分析がきちんとできていないのですけれども、預けられる時間が長い認可保育園等に年齢が上がると入りやす

くなりますので、入れるようになった子どもたちがいるのではないかと見ているところでございます。また、提供会員、平成26年度から平成27年度につきましては、会員の高齢化ということで、かなりの方数の提供会員が減ったのですけれども、平成27年度から平成28年度については横ばいか少し増というところで、減り具合は減って、提供会員が増えてきているというところでございます。これまで中心、主軸を担っていた世帯の中で、子育てが落ち着いた女性の方が協力していただいたのですが、就労する率が上がってしまったという、子育てを落ち着くと就労というところにシフトしてしまうということもありますので、また今度シルバー世帯でありますとか、別の世代についてアプローチをしていこうと考えているところでございます。

○横山委員 ありがとうございます。品川区では児童が増えていくとともにさまざまな変化が出始めておりますが、すまいるスクールの担う役割も今後重要になってくると考えております。子どもたちの様子、保護者のご意見を注視しながら、放課後、土曜日、長期の休暇などに安全な居場所を提供するとともに、子どもたちの成長を引き続き育んでいただきたいと思います。こちらは要望です。

また、ファミリー・サポート・センターのほうにも影響というか、出てきているということです。その部分を在宅の子育ての支援というところにぜひ焦点を充てていただけたらというふうに考えております。子育てはシェアする時代だというふうによく言われておりますけれども、もともと日本は子育てシェアだと私は考えております。母親だけ、父親だけ、保護者だけではなくて、地域の方ですとかいろいろな方の見守りの目の中で育てておりました。そして子どもたちも異年齢の子どもたち、年少の子どもたちの世話をする経験というのも多くあったかと思えます。そういった子育てを支える仕組みや環境が、今、時代の変化とともに変わってきておりますので、そのあたりを行政でサポートしていただける部分、ぜひ在宅の子育ての部分にも引き続きお願いしたいと思っております。お互いさま、お互いを預け合う、助け合うということをデフォルトベースにさせていただいて、子育て支援の施策を考えていただきたいと思いますので、ファミリー・サポートの在宅子育て支援についてお伺いします。

○廣田子ども家庭支援課長 今現在も習い事の援助でありますとか、保護者の求職活動でありますとか、あとはお母さんが病気のときの援助などにも使っていますけれども、利用目的が広がるように努めていこうと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、新妻さえ子委員。

○新妻委員 おはようございます。よろしくお伺いいたします。私から3点お伺いいたします。

129ページ、生活困窮者自立支援事業、関連して子ども食堂について、137ページ、臨時福祉給付金、138ページ、プレーパーク整備費についてお伺いいたします。

まず1点目に子ども食堂についてです。本年6月に品川区ではしながわ子ども食堂フォーラムを開催し、子ども食堂を開設をしたい、また支援をしたいという会社の方が集まって、約80人が参加をされたというふうにお伺いしました。まず、品川区が子ども食堂へ取り組んでこられた経緯と目的を少しお話しいただきたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 子ども食堂の活動につきましては、地域から起こってきた、地域で子育てをするというような活動となってきておりますけれども、行政だけでは担い切れない家庭的な雰囲気ですとか、地域全体で子どもを育てていくという活動ですので、行政だけではやり切れない部分について一緒にやっていくということで、支援をしていこうというふうに考えているものです。

○新妻委員 ありがとうございます。先日の款別質疑の中で、品川区が把握しています子ども食堂は8カ所、そして検討されているところが4カ所というご答弁がありました。この8カ所のエリアを具

体的に教えていただきたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 現在、子ども食堂が開設されているエリアにつきましては、北品川二丁目、南品川六丁目、大井三丁目、南大井六丁目品川大井地区、豊町四丁目、二葉四丁目、西中延一丁目、戸越二丁目のところが荏原地区となっております。

○新妻委員 ありがとうございます。時間短縮で早口で答弁いただきましてありがとうございます。後で確認いたしますが。

要望としましては、本当に子どもたち、またご家庭の親御さんが利用しやすいように、全品川区のエリアにあるということが望ましいと思います。決して多くあればいいということではないとも思っておりますが、利用しやすい状況をつくっていく、また利用しやすいように子ども食堂の開設に対して支援をしていくということを要望したいと思いますが、今、大崎地域がなかったりとか、また八潮、勝島地域が少しちょっと薄いのかなというふうに見受けられるのですけれども、地域性に関してのお考えを少しお伺いしたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 失礼いたしました。地域性につきましては、今、早口だったのですが、品川大井地区と、一部荏原地区があるのですけれども、現在マップに落としておりまして、空白地域がどこにあるのかというところを検討、調査しておりまして、その空白地域については開設しにくいところではないかと考えますので、そちらについて開設が広がるように支援をしていこうと考えているところでございます。

○新妻委員 ありがとうございます。多く協力をしたいという方、この子ども食堂フォーラムに集われた方の中で協力をしたいという方がいらっしゃるかと思いますので、今後また地域のお力を借りて取り組みをお願いしたいと思います。

先日、我が会派のあくつ委員から文京区の宅配の子ども食堂を品川区でもというような提案をさせていただきました。本当に利用してもらいたいと思われるご家庭、またお子さんが何を求めているのか、どういう形であったら利用できるのか、子ども食堂、来てもらうということも1つでありますけれども、こちらから手を差し伸べるという形も非常に大事ではないかなと思っております。この子ども食堂フォーラムの中でいろいろな形をご検討いただいて、アウトリーチ型もその1つであるという認識の中でご検討いただければと思います。これは要望とさせていただきます。

続きまして2点目に臨時福祉給付金についてお伺いをいたします。これは平成28年度に行われたものです。少し簡単に、これは何かというところを教えてください。

○大串臨時給付金担当課長 臨時福祉給付金についてのお尋ねでございます。平成28年度は3つの臨時福祉給付金がございました。1つが低所得者と高齢者向けの臨時福祉給付金、それから簡素な給付措置に加算ということで、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け、これが加算されていたこと、それから今年の3月、年度のぎりぎりになりますけれども、そこから始まったもので先般9月15日まで受付を行ってございました経済対策分ということでの臨時福祉給付金、この3つが平成28年度は実施されたというところでございます。

○新妻委員 ありがとうございます。生活弱者であったり、低所得者に対しての支援でありました。1つこれは都からお知らせが対象者に行き、自己申請制で行われるということです。申請をしなればもらえないという、そういう制度でありました。それが1つ9月15日で終わったということでございますが、対象者には漏れなく支給がされているのか、もし万が一、この9月15日に間に合わなかった方、この方への救済措置があるのか教えていただきたいと思います。

○大串臨時給付金担当課長 経済対策分の臨時福祉給付金、3月から始めまして9月15日で申請期間が終わったというところでございます。今現在9月8日時点というものでございますけれども、申請率としては80.66%となっております。こちら対象の方が約5万人ほどいらっしゃいました。そちらの皆様には申請書の送付をさせていただいております。ただ、申請率が先ほど80%と申し上げました。全員が全員申請をしてくれているというわけではございません。主な理由といたしましては、こちらから申請書を送ったのですけれども、そちらの当該住所地にはいらっしゃらない方が多かったというところ、あるいは亡くなられた方とか、そういった事情がございます。また、中には長期の入院であるとか、あるいは施設に入所、あるいは海外に渡航されているといった方もいらっしゃいます。そうしたいわゆるよんどころない事情でこの申請期間中にこちらに申請ができなかったという方につきましては、そういった理由、事情をご説明いただいた上で申請をしていただければこちらで支給はしているという関係でございます。

○新妻委員 ありがとうございます。締め切りは過ぎているけれども、しっかりと理由を申請してもらえれば救済して支給されるという、そういうことが確認されました。ぜひよろしく願いいたします。

最後にプレーパークの運営費についてお伺いいたします。3月の内訳を教えてください。

○高山子ども育成課長 予算額の内訳ということでございます。プレーパークに関しましては、昨年度の予算を用いまして、しながわ区民公園内のプレーパーク、2カ所目の整備ということで整備費を計上したほか、北品川にございます北浜子ども冒険ひろば、こちらの運営費というということで計上させていただいているものでございます。

○新妻委員 ありがとうございます。この運営はNPO法人おばちゃんちに委託をされて、北浜公園そして区民公園と2つの公園が運営をされております。このスタッフの方たちは子どもたちとの遊びのプロであります。それぞれの公園の特性を生かした遊びを提供していただいております。区民公園、大変に好評であると伺っております。この現場のスタッフの皆様の声聞く場が定期的にあるのか、その運営をしていく中での不具合が生じたときにそれを改善していくための声を聞いていただく場があるのか、そして今後の方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

○高山子ども育成課長 運営をしておりますふれあいの家、おばちゃんちとは定期的に情報交換などはさせていただいているところでございます。今後の方向性でございますが、平成14年度に北浜子ども冒険ひろばが開設されまして、15年の時を経て2カ所目が開設できましたので、まずはこの、しながわ子ども冒険ひろば、2カ所目を安定的に運営していくということを念頭に進めてまいりたいと考えております。

○新妻委員 また2つ目の区民公園の状況もよく確認をしていただきながら、もっとほかの地域にも拡大ができるように、また取り組みをお願いしたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、中塚亮委員。

○中塚委員 135ページの社会参加への支援より視覚障害者の白杖について、また137ページの特別養護老人ホーム等整備費より今後の特養ホームの整備について、2項にかかわって伺いたいと思っております。

まず、視覚障害者の白杖についてですけれども、白杖が壊れてしまったときは自己負担なく修理や取りかえが可能なのか、この点を伺いたいと思っております。話を伺うと、白杖の先にある石突は結構削れてしまったり、車に白杖が引っかかってしまって折れてしまったり、また白杖の中にあるひもが伸び切って

しまうなど、メンテナンスが必要なときがたびたびあると伺います。私も少し調べましたが、白杖をいただいた先が品川区と社協とで修理や取りかえの対応が異なるようです。そのためいろいろお話を伺いますが、品川区と社協とどちらであっても修理や取りかえについて自己負担なくできるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 白杖、いわゆる盲人安全つえについてのご質問でございます。135ページの杖の交付のところが、社会福祉協議会から支給をされる白杖になります。134ページのところに補装具費というのがございまして、こちらが区で白杖を給付するものでございます。それで補装具費のほうは修理と提供と両方の仕組みがあるのですが、社会福祉協議会の杖の交付につきましては、提供という形で差し上げる形になりまして、修理の対応ができていないという状況でございます。両方の違いなのですが、社会福祉協議会のほうが割と速やかに、手帳をお持ちであればすぐに交付がされるということになりますので、まずは社会福祉協議会でもらって、その後自分によく合ったつえを補装具で提供する形が多いと考えております。

○中塚委員 私が伺ったのは、品川区と社協どちらであっても修理やメンテナンスや取りかえを自己負担なくできるようにしていただきたいというものですけれども、視覚に障害がある方にとって白杖は命綱です。これが壊れてしまうと本当に困っておっしゃっていました。白杖が壊れたときの対応によって、自己負担で行った方、何年か待たないと取りかえてもらえなかった方、品川区に取りかえてもらった方など、品川区と社協、もらったところが違うことで対応がさまざまあるというお話を伺いました。ただ、もらったところが異なるとはいえ、必要だと認めるから渡しているのだと思います。もちろん、命綱ですから、どちらであっても修理や取りかえを自己負担なくできる制度にしていきたいと思うのですけれども、改めて伺いたいと思います。

そして現在、品川区内でこうした白杖を使っている方は何人いらっしゃるのか、品川区と社協を含め、現在何人ぐらいの方が品川区で使っているのか、現状についても伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 社会福祉協議会には障害者福祉課から委託をしてお願いをしているところなので、なかなか修理の事業者の紹介というところが難しいかと思っております。ですので、補装具として出すほうも、一応貸与の基本的な年数というのが、つえの種類あるいは素材によって2年から5年ということを決まっておりますが、それを例えば5年のものであっても壊れてしまえば新しいものに変えるですとか、あるいは修理が効くものは修理ということで対応させていただいておりますので、そこについては交付を受ける視覚障害の方に十分周知をしていきたいと思っております。

それで、延べ何人の方が今白杖を使われているかということですが、今統計としては持っておりません。例えば補装具で平成28年度交付をさせていただいたのは7件、そして社会福祉協議会で白杖を給付した件数が30件ということになっておりますので、1年間で40人弱の方に白杖を差し上げているような状況でございます。

○中塚委員 社協からいただいても区からいただいてもどちらであっても利用している方にとっては命綱だと思います。ぜひどちらであっても修理や取りかえができるようにしていただきたいと思うのですけれども、これがなぜできないのかご説明いただきたいと思います。例えばもらって5年たてば取りかえていただけるのですけれども、途中で車に引っかけたり、壊れてしまったときに、結局5年待たないともらえないというのが現状の仕組みなのですね。これはちょっと改善が必要だと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 やはり情報が複雑になればなるほど利用される方も混乱するところもあるか

と思いますので、社会福祉協議会と話し合いをしながら、修理ができるかどうか、そうした委託ができるかどうかを検討してまいります。

○中塚委員 ぜひ検討していただきたいと思います。現状では修理や取りかえが自己負担なくできる品川区のほうがお勧めになってしまうのですよね。そうではなくて、どちらからいただいても修理や取りかえを自己負担なくできるような仕組みにすることが大事だと思います。特に社協であっても品川区であっても必要な方に渡されているわけですから、修理や取りかえを自己負担なくできるようにする仕組みにすることは区の役割だと私は思いますけれども、この点改めて伺いたいと思います。

そして視覚障害がある方にとって、こうした仕組みがなかなか、どういうときになったら取りかえられるのかとか、修理が可能だとか、こうした情報がなかなか目が不自由ですから難しいわけですよね。そういう意味では現在利用している方に定期的に情報をお伝えするなど丁寧な対応が必要だと思いますけれども、この点についてもいかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 補装具について言いますと、これは給付事業ということになりますので、基本的に自己負担が1割という形でかかってまいります。その中で修理であったり新たなつえの交付であったりということで対応させていただいております。それと社会福祉協議会のほうの給付の関係が、できるだけ同じような中身になるようにしていきたいとは思っております。

やはり視覚障害の方、どうしても一度入った情報を塗りかえるのになかなか難しいところがあると思います。視覚から入る情報というのがないために、どうしてもなかなか塗りかえていくことができないということもありますので、その辺は丁寧な対応ということを努めていきたいと考えております。

○中塚委員 ぜひいろいろ改善や検討を進めていただきたいと思いますし、丁寧な対応を強く要望して、特養ホームについて、次に伺いたいと思います。

ずばり特養ホームの今後の整備計画についてですけれども、民間の土地を区が購入して特養ホームの整備を進める考えはあるのか、考えについてお伺いしたいと思います。

○大串福祉計画課長 今後の特養ということでございます。特養につきましては、委員ご案内のように去年、今年と平塚橋、上大崎と100人規模の特養を相次いで開設をしております。また、高齢者施策におきましては特養だけではなくグループホームですとか地域密着型の施設、こういったものも整備を計画的に行ってきたところでございます。またそれと合わせまして、ハードだけではなくソフトの展開、こういったものを相まった形で高齢者施策としての充実を図ってきたところでございます。後段ご質問のありました特養の整備における民地といったところかと思いますが、こういった民地、あるいは国有地につきましては適地の選定といったところで候補には挙げているところでございます。ただ、今のところ具体的なところでは、適地といったところではまだないということでございます。

○中塚委員 ちょっと後半が聞きにくかったので、要するに民間の土地も区が購入して特養ホームをつくる考えはあるということなんでしょうか。もう一度お願いいたします。

○大串福祉計画課長 特養を整備する、あるいは高齢者施設を整備するといったところで、民有地といったところも適地選定の中には候補として入ってくるということでございます。

○中塚委員 特養ホームについても民間の土地も入っているということだと思います。具体的に西大井一丁目のニコンについてお伺いしたいと思います。今年1月26日付で区長名で株式会社ニコン牛田社長宛てに要望書が提出されました。これを見ると、福祉の側面からは保育所や高齢者施設などの需要の高まりから、施設の不足に対する行政の対応も急務となっていますと記述があつて、敷地の一部でも区への売却を選択肢に加えてとあります。つまり品川区はこのニコンの土地を購入して保育園や高齢者

施設をつくりたいというお考えがあるのか、ぜひ認可保育園や特養ホームの整備など、具体化を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 株式会社ニコンの土地にかかわるお問い合わせでございます。現在ニコンが解体工事等々行っていて、今度どうなるかというのがわからない部分ではございます。都心でこういった大きな土地が出てくるというのはなかなかないということもございますので、ニコンがこういった形で使うかというような状況を、これはまず確認ということで、これまでも状況の調査、確認を行っているところでございます。行政需要が多々ございますが、そういった中でもし、ニコンがこちらをほかのところに売るであるとか、そういった動きがあるのであれば、その中の相手先の1つに区としても参加といいますか、お声がけいただけないかというお話をさせていただいているところでございます。いずれにしても行政需要を満たすために、いろいろな土地であったり、そういったところは確認をしながら区の施策は進めていきたいというものでございます。

○中塚委員 私が伺ったのは、この区長の要望書を見ると、保育所や高齢者施設などの需要の高まりからという記述があるのですが、改めてずばり品川区は、ニコンの土地を購入して保育園や高齢者施設をつくりたいという考えがあるということによいのか、確認させてください。

○柏原企画調整課長 まだニコンの、相手方のほうがこういった形で使用するのかというところが見えない状況があります。そういったところでこちらの要望書にも記載はしていますけれども、そういった行政需要を満たすために土地等に対していろいろな使い方ができるだろうという思いがありますので、その土地を仮にどこかに売却という思いがあるのであれば、その相手先として声をかけていただきたいというものでございますので、いろいろな行政需要がある中で、トータルでの判断ということになるかと思えます。

○中塚委員 いろいろな行政需要はあるとは思いますが、区長がニコン社長に宛てた文書には、福祉の側面から保育所や高齢者施設などの需要の高まりから施設の不足に対する行政の対応が急務となっていますと書かれておりますので、これはどういう意味なのかということなのです。改めて、つまりこの保育園や高齢者施設を、ニコンの土地を購入してつくりたいという考えがあるということによいのか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長 行政需要を満たすために、例えば土地が、必要な面積の土地が出てくるというような状況があったときには、それぞれの行政需要に見合うような広さであったり等というのでも考えながら、そのときに必要なものをつくりたいという思いがあるということではございます。具体的にどの施設をつくるというよりは、交渉がもしできるのであれば、そういったニーズがあるという、不足や需要も考えたいというところですから、ニーズに対する福祉の施設、こういった施設の検討をしたいという思いでございます。

○中塚委員 こういった施設を検討したいとおっしゃるのですが、つまりそのそれぞれの行政需要の中に保育園や高齢者施設はあるということによろしいのでしょうか。ぜひ進めていただきたいという思いなのですが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 済みません。私のお話ししているところがうまく伝わっていないようなのですが、行政ニーズはあります。こちらの要望書にもあるように、福祉であったり子どもの施設であったり、さまざまな行政のニーズがあるという、こういう行政の課題があります。それに対応していくために、こういった民地のほうも含めて交渉させていただけないかということをお願いしたいということでございますので、そういったニーズ、行政需要の中にはこういったものも入っていると

いうことをご理解いただければと思います。

○中塚委員 地域からは認可保育園はもちろん、特養ホーム、また公園や防災広場など、さまざまな願いがありますので、ぜひ交渉を積極的に進めていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、松永よしひろ委員。

○松永委員 よろしくお願いいたします。私からは129ページ、ホームレス対策事業、そして133ページ障害者福祉費の障害者理解促進・普及啓発事業、134ページの緊急一時保護、最後に時間がありましたら138ページ、幼児二人同乗用自転車レンタル事業補助について伺いたいと思います。

まず最初に129ページのホームレス対策事業、約587万円について伺います。厚生労働省ではホームレスの実態に関する全国調査、いわゆる生活実態調査が毎年行われており、全国では平成27年では6,541人、平成28年は6,235人、そして平成29年では5,534人と減少しております。東京都でも平成27年が1,498人、そして1,473人、1,397人と減少しております。そこで質問いたしますけれども、本区におきましては平成26年度の決算の際に約8名ほどということでご回答をいただいたのですが、この平成27年、平成28年、平成29年ではそれぞれどのような結果が出たのでしょうか。また、このホームレスの実態調査に関してはどのような方法で行われているのか、この2点を伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 2点ご質問をいただきました。まず第1点でございますが、委員ご指摘の調査につきましては、都による外観調査ということで年に2度、8月と1月に実施してございます。そして直近で申し上げますと、平成29年1月、これは平成28年度分になりますが18名、平成28年1月分が19名、平成27年1月分が10名ということになっております。ただしこちらは外観目視の調査でございます。ホームレスらしき方ということでカウントしてございますので、實際上、区のほうで私どものほうで把握しております、顔が見える形で、移動される方もいらっしゃいますので、その方々を数えますと、毎年大体10名前後というふうになってございます。そして、こちらの調査の方法でございますが、都と共同して行う場合と、区のみで行う場合、両方ございますが、こちらにつきましては2名1組になりまして、巡回して調査を行う、そういった形になってございます。

○松永委員 ありがとうございます。今の、先ほどのお答えの中で、区のみの場合と東京都とタッグを組んでということで、2名1組という形なのですが、これはやはり1月ともう1つの部分ということで変わってくるのか、その点についてお伺いします。

また、昨年度に比べて約265万円から約587万円と、約322万円増額となっておりますけれども、その理由についてお知らせください。

○矢木生活福祉課長 まず、外観調査につきましては年に2度だけなのですが、巡回相談を定期的に行っております。都区共同につきましては平成28年度は46日、区単独の巡回相談が36日ということで行っております。ですので、1月、8月の外観調査とは違うのですが、両方同じような地域で行っているという状況でございます。

そして第2点でございます。この増額の主な理由につきましては、私どもは23区を5つのブロックに分けて、平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の制定に伴い、自立支援センターというのをつくってございます。こちらの自立支援センターの建て替え工事費でございますとか修繕費というのが毎年上下するというので、平成27年度は、たまたま少なかったのですが、平成26年度も平成28年度とほぼ同額という形になってございます。それを分担金として払ってございます。

○松永委員 ありがとうございます。この増額については理解いたしました。

続きまして、例えばこの若い層のホームレスについて伺いたいのですが、先ほどお答えいただいた結果から、減少しているのか少し増えているのか、少しあれなのですけれども、今、ネットカフェ難民とかファストフード店で寝泊まりをされている方が増加しているということがマスコミ等でも報道されております。本区におきましてはそうしたネットカフェやファストフード店などの調査というのはなかなか難しいと思うのですけれども、今現在どういうふうな形でそういったファストフード店やネットカフェに対する対策というもの、今後とっていかれるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 ネットカフェやファストフード店における若年層を中心としたホームレスの方についての対応でございますが、こちらは大きな問題がございまして、やはり調査に入るということになりますと、営業妨害的なところも出てきてしまいますし、それは各ファストフード店なりネットカフェの判断において自主的に規制されるものと考えてございます。ですので区としては特に対応する考えはございません。

○松永委員 ぜひ正確な数字を出すためにもやっていただきたいと思います。

少し関連しますが、146ページの生活保護費についてなのですけれども、先ほどのことも踏まえて、生活保護を受けられている年齢層の割合について、答えられる範囲でいいのでどういう結果が出ているのかお知らせください。

また、本区で自立するために就労支援を行っておりますけれども、その支援を受けて自立された方は、平成28年度ではおおよそどれくらいおられたのか、またどういう結果を得られているのか、改めて伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 まず、生活保護の年齢別の受給者数でございます。平成28年度7月末現在で5,629名ということで、ここの中で委員ご指摘のいわゆる若年層、20代、30代の方につきましては286名、こういった状況になってございます。

それから生活保護を受けまして自立された方につきましては、済みません。今、数が見当たりませんので、後で出させていただきます。

○松永委員 ありがとうございます。そうした自立支援の中でいろいろと取り組まれているということだったので、少しお伺いしました。

続きまして134ページの緊急一時保護、約9,300万円についてなのですけれども、短期入所が延8,306日ございまして、これは主にどういった理由で入所されているのか、この8,306日というのは、ざっくりでいいので何名の方がそういった対策で利用されたのか、それについて伺いたいと思います。

○鈴木（真）委員長 生活福祉課長、答えは出ましたか。

○矢木生活福祉課長 失礼いたしました。平成28年度につきましては、就労して自立廃止になりましたのが40世帯45名ということになってございます。

○中山障害者福祉課長 こちらの緊急一時保護の短期入所になりますが、8,306日分ということでショートステイを利用された方の数になります。このショートステイの利用ですけれども、親御さんのレスパイト、あるいは急に介護者が入院されたとか、そういう緊急のことで使われた数になります。

○松永委員 ありがとうございます。先ほどの自立支援につきましてもしっかりと今後とも取り組んでいただきたいと思います。

一時保護のほうについては、そういったいろいろな、さまざまな理由があると思うのですけれども、

その下にこの一時保護の内容で、障害者虐待防止対策費で60万円ということにつけられているのですが、前回も同じ金額で、その前が約100万円ぐらいついていたかと思うのですが、前々回の部分ではそういったパンフレットに使われたということなのですが、そのパンフレットはどのような形で今周知をされているのか伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 虐待につきましてはパンフレットのほか、施設の職員が業務対応マニュアルということで活用しております。こちらについては研修等のときに活用させていただくと同時に、パンフレットについては広く区民に周知することを目的に配布しているものでございます。

○松永委員 ぜひよろしくをお願いします。例えばそういったパンフレットというのは広く周知であるということなので、地域センターとか、病院とか、そういった関係機関のところにやはり配布というか置いていただきたいと思います。また、虐待という面からも子どもたち、教育になってしまうのですけれども、そういったことも含めて幅広く周知徹底をお願いいたします。それについて少し伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 現在、私どもでつくっている虐待のパンフレットについては、病院ですとか地域センターには置いていない状況ですので、配布先については今後検討してまいります。障害者だけではなく子どもの児童虐待ですとか高齢者虐待、DV、そうしたことは品川区の場合は虐待防止ネットワークというのを組んでおりまして、人権啓発課のほうでまとめて周知のパンフレットとかポスターもつくっているところでございます。

○松永委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後になりますが138ページの幼児二人同乗用自転車レンタル事業補助、13万2,000円についてうかがいたいと思います。今現在このレンタル自転車について利用実績、平成27年度平成28年度、どういった形になっているのか伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長 幼児二人同乗用自転車レンタル事業補助についてご説明申し上げます。こちらの事業につきましては、平成21年の東京都道路交通規則の一部改正に伴いまして、3人乗りの乗車が可能になったということで、事業発足の当初は適正な乗車方法の啓発を先導的に区が示していきたいということで事業を開始したものでございます。こちらの実績といたしましては、平成28年度は2台のレンタルということで、具体的には6歳未満で、2人以上のお子さんをお持ちの方に利用者負担前提でレンタル事業を実施しているところでございます。平成29年度については1台レンタルをしているところでございます。

○松永委員 ありがとうございます。2台、1台という形なのですが、実際、保護者からすると今現在ではやはりレンタル自転車ではなくて普通に買われている方が多いと思います。そうした現状を踏まえて、今後はそうした必要であって買われる方に対して少し補助という形のほうがいいとは思いますが、その点について最後に伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長 事業発足当初はこういった、まず法改正の周知徹底を速やかにやらねばならないということでこの事業を開始いたしました。その後、自転車の値段等も非常に廉価になってきているという背景を見まして、この事業については見直しについて考えているところでございます。

○鈴木(真)委員長 次に、藤原正則委員。

○藤原委員 129ページの成年後見制度と、それと132ページ、高齢者クラブについてと、それと145ページ、障害児者総合支援施設について、まず3点お伺いしますが、成年後見の制度なのですが、私もマスコミでこの制度について品川区の中の施策ですごく評価が高かった記事を読ませて

いただきました。だからこそトラブルがあってはいけないと思うのですけれども、毎回伺っていると思うのですが、この間トラブルはなかったか、それと、他自治体等の視察はどういう形になっているかということをお伺いします。それと高齢者、品高連が友愛事業というのを始めたと思うのですが、改めて友愛事業についてお伺いします。

それと145ページの障害児者総合支援施設なのですけれども、南品川の児童学園跡に後継施設として建設が進んでいる施設なのですけれども、現在の状況等順調なのか、それと児童学園は八潮に仮移転し運営されて、今年度から新しい事業者が引き継いでいるということだと思えるのですけれども、この運営状況についてもお伺いします。

○大串福祉計画課長 成年後見についてのご質問にお答えします。いわゆるトラブル、マスコミ等で取り上げられるトラブル、成年後見制度を悪用してといったところかというふうに思いますが、品川区の成年後見センターで手がけている案件につきましてはトラブルというのは起こっておりません。二重、三重のチェックを働かせながら、成年後見制度が円滑に進むような形で取り組んでいるといったところでございます。それから視察の状況につきましても、今申し上げました社会福祉協議会のほうで成年後見センターを設置しております。そちらでの対応というふうになっております。何件ぐらいといったところの細かい数字は持っておりませんが、やはり各自治体、あるいは民間、そういったところからの視察、これはかなり来ている。またマスコミ等の取材、これも多く来ているというふうには認識をしているところでございます。

○松山高齢者地域支援課長 友愛活動についてというご質問にお答えさせていただきます。友愛活動は歴史が古く、全国老人クラブ連合会で、まず話し相手を基本とした暮らしを支え合う高齢者相互の支援活動として始まりました。品川区高齢者クラブ連合会といたしましては、高齢者クラブの会員の方が地域のひとり暮らしの方、あるいは寝たきりの高齢者の家庭を訪問し、話し相手等になりまして、高齢者の孤独の解消を図るという、元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支援するものでございます。

○飛田障害者施策推進担当課長 旧品川児童学園の跡地で新しく建設中の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設のことですが、平成28年度から児童学園が八潮のほうに移転いたしまして、その後、無事解体作業も終わり、今現在ちょうど順調に工事のほうを進めて、ちょうど山留め、掘削を始めているところでございます。運営のほうも新しい法人と今行っておりまして、順調に話が進んでいるところでございます。

○中山障害者福祉課長 仮移転中の児童学園の運営状況についてのお尋ねでございます。昨年度はやはり移動したばかりということで、八潮のこみゆにていぶらぎ全体の館の使い方とか、前運営事業者がすごく苦勞をしながら運営をされたところなんです。昨年度1年間かけて新しい法人に引き継ぎを丁寧に行った結果、現在利用率も95%ということで順調にお子さんが通われているような状況でございます。

○藤原委員 後継者、後見人の話なのですけれども、マスコミでトラブルがというのものもあるのですけれども、私が言ったのは、マスコミでこの品川区の制度が高く評価されているという意味で言っておりますので、だからこそトラブルがないようにということだったので、ひとつよろしくお伺いします。

それと、友愛活動はすばらしいですね。それは私もわかっておりますが、いわゆる民生委員とは違うという意味において、もっとソフトな友愛活動だと思えるのですけれども、そのような中で、いわゆる品高連の方、会員の方が回っていらっしゃる中で、やはりいろいろな相談事もあるのだと思うのですね。その担当の課としてはいろいろな相談事の受け皿はきちんとしておかないといけないと思いますし、いわゆる行政と結んでいくということも、ソフトな意味であると思うので、その辺のシステムについてど

う思うかと、それと高齢者の方が、来てくださる方もうれしいし、また行く方も生きがい、ソフトな生きがいを感じられてこれはすばらしい制度だと思うので、その辺についてお伺いします。

それと新しい施設なのですが、障害児ではなく障害児者という形になっているのですけれども、対象は大きく変わったのか教えていただけますか。

○松山高齢者地域支援課長 委員ご指摘の友愛活動の担当課としての受け皿についてお答えさせていただきます。こちらの友愛活動の連絡会というのを設けまして、そちらで支え愛・ほっとステーションのコーディネーターや民生委員協議会の会長と一緒にしまして、担当課も一緒に考えている次第でございます。また、その連絡会の中で、なかなか難しい支援の必要な方がいらっしゃった場合は、区としては在宅介護支援センターを通じてつないだりしております。高齢者相互による活動ということで、委員のおっしゃられるとおり、非常に相乗効果で支えられる高齢者、あるいは支える高齢者も介護予防の点からも非常に効果が生まれていると考えております。

○飛田障害者施策推進担当課長 新しく建設されます障害児者総合支援施設のことでございます。今まで児童学園の機能でした児童発達支援センター、これはもう同じように行います。その後またショートステイ、就労B型ということで、そういうことも入れまして、子どもから大人まで、児・者という、そういう施設になります。

○藤原委員 だとすると、児童福祉費の項目に入っているのは適切なのでしょうか。建設の時点からもう目的が変わっていれば、より適切なほうに移すべきだと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

あと、友愛、品高連なのですけれども、少し聞いたのですけれども、5年に一遍の厚生労働大臣賞を品高連がいただけるという話を伺ったのですけれども、これは高く評価すべきことだと思うのですけれども、もし課長にその辺の情報が入っていれば説明していただけますか。

○秋山財政課長 予算上の組み立ての話であろうかと思っておりますので、障害児者の施設につきましては、従前、児童学園として子どもを中心に行ってきたものでございますので、今のところに、科目にあるということで、これが改築等になって性格が変わってくるというところで検討、いろいろ状況が変わってきたところに合わせて変えていく必要があると思っております。実は来年度から新公会計制度が始まりますので、予算上の見直しを今してございまして、その中で障害施設の施策の中に位置づけていくという予定でおります。

○松山高齢者地域支援課長 委員のおっしゃられた5年に1度の厚生労働大臣賞なのですけれども、品川区高齢者クラブ連合会が優良クラブとして厚生労働大臣賞を受賞することが決定いたしましたので、10月の全国老人クラブ大会に会長が行きまして受賞を受けるという段取りの連絡が東京都のほうからまいりました。非常に友愛活動のほか会員増強などの活動を東京都や国のほうに会長と一緒に伝えて伝えましたところ、品川区高齢者クラブ連合会の活動が高く評価された結果だと、うれしく思っております。

○藤原委員 次が195ページの国保と、213ページの後期高齢者医療制度についてお伺いしますが、収納率が1位だったということを歳入のときに伺いましたけれども、それでも国保、保険料が少し高いのではないかという思いで質問させていただくのですが、現在の被保険者の数をまず教えていただけますか。

○三ッ橋国保医療年金課長 平成28年度の被保険者数でございますが、約8万3,000人となっております。

○藤原委員　　その中で、厚生委員会では報告されたと思うのですが、国保の制度が大きく改正するというような情報が入っていますが、具体的にはどのような動きをするのか教えてください。

○三ッ橋国保医療年金課長　　平成27年5月に国民健康保険法の一部を改正する法律が定まりまして、大きくは持続可能な医療制度の構築を確立するという大きなものがございます。その中の1つとして、主なもの国民健康保険の安定化がございまして、それはどのようなことかと申しますと、財政運営の見直しが大きなものがございます。こちらは現在区市町村が主に財政運営、国保運営を行ってまいりましたが、平成30年度からは東京都が主として財政運営を担っていくというような制度になり、制度の安定化を図ることが目的でございます。具体的には医療給付費が東京都から全額区に入って、区は納付金ということで東京都に支払うということで安定化を図るというものでございます。

○藤原委員　　本当にこれは国家の根幹ですから、皆保険という意味においても安定していただきたいという思いが、本当に私はあります。今後、保険料はどうなるのか、もうできるだけ上げないでいただきたいのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長　　年々医療費が高額になってまいりまして、非常に難しい問題なのでございますけれども、国や都からもできる限り法定外繰入金等々考えるようにというふうに言われております。区は今現在、統一保険料方式、特別区23区全体、どこのところに行っても、所得が同じであれば統一なものになっているのですけれども、区といたしましてもできる限り保険料を上げないように努力してまいりたいと思います。

○藤原委員　　できる限り保険料、これは皆さんが受ける医療ですから、ぜひそういう形で安定していただきたいと思います。後期高齢者について医療制度ですけれども、私も含めて誰もが年をとっていくということでお伺いしたいのですけれども、現在毎年人数が約1,000人ずつぐらい増えていく状況で、今の被保険者数は8万3,000人ぐらいと伺っているのですけれども、保険料の算定の仕方はどういうふうになっているのか、それとまた改めてこの保険料は来年度どうなるのか、傾向があれば教えていただけますか。

○三ッ橋国保医療年金課長　　後期高齢者制度でございますが、こちらは2年ごとに見直しを図っております。今まで平成28年度と平成29年度が同じものでございまして、来年度平成30年度、平成31年度について今現在見直しを図っているところでございます。こちらは費用から、例えば医療費でございますけれども、それから収入、公費を引いたもの、その総額が保険料となっております、そちらを所得割であったり均等割であったり、案分しているものでございます。

○藤原委員　　事務的な処理をする課長に保険料のことを具体的にどうしてほしいというのは違うかもしれませんが、今、日本全部、品川区のことですけれども、日本全部ではそういう社会保障というのは100兆円使っているわけですね。よく言われるように2025年にはまず日本の人口は700万人減って、15歳から64歳の生産年齢人口は7,000万人まで落ち込みます。問題という言い方はおかしいかもしれませんが、いわゆる団塊の世代が75歳以上になっていくという今の、これからの10年後に起きる、必ず起きていく状況を見て、この保険制度という意味も含めて保険料というのをどう抑えていくか、安定していくかということに対してのお考えが、事務的な処理をする課長に対してこういう質問は違うのかもしれませんが、その辺についてお伺いしたいのと、あと企画の課長、こういう状況が10年後に来るということを、いわゆる人口動態とか、品川区の、そういうのを研究なされている課長、そして財政的なこともこれからやっていかないといけない、今までもしていますしこれからもしていく上で、この辺についてはどのようにお考えになっているか教えてください。

い。

○三ッ橋国保医療年金課長 まず保険料の部分でございますけれども、医療費の適正化というものが一番大きいと思っております。どうしてもだんだん医療費が高額療養費等上がってまいりますけれども、そちらをできる限り医療費を適正化して、少しでも抑制できるように区として何か努力をしてみたいと思っております。

○柏原企画調整課長 今、委員ご指摘のとおり、今後の人口構成というのは、その世代の大きなボリューム感が動いていくというところが今後10年間で大きく出てきますので、これに対する施策であったり、それから財政というお話もありましたけれども、ここをどういうふうにキープと言いますか、今の財政の状況であったり、プールを継続的に運営ができるように保っていくかというのは、これは品川区としても大きな行政の課題だというふうに捉えております。今、長期基本計画の検証作業等に入っておりますし、保険料というところもちろんそうですし、それぞれの施設であったりだとか仕事、事業、こういったところも大きな影響がありますので、検証作業をしながらその課題をさらに出しながら、行政のサービスというのがいかに継続的に保てるかという研究を深めたいと、これは全庁的な課題だと思っておりますので、我々全体として取り組んでいきたいというふうに思っております。

○藤原委員 私自身視察に行っていないので正確ではないのかもしれないのですが、よく北海道の夕張市、この間テレビで放送していたのですが、夕張という自治体には申しわけないのですが、財政的に厳しいという頭があるのですが、その財政的に厳しくなった現実として、医療制度、医者などが減ってしまって、それで保険料が上がったのですが、医者にかかる日数や回数が減ったとテレビでやっていて、いわゆる医療にかかる予防、体操をしたりというのをやっている、だからこれから、今日はもう時間がない、なくしてしまったので、自分の質問で、いわゆる予防できることを、医療費よりも予防ということをこれから視点を当てていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 私からは131ページ、1項社会福祉費1目社会福祉総務費、事務用経費、同じ項から3目障害者福祉費、基幹相談支援センター機能強化事業、同じ目から重度心身障害児（者）レスパイト事業、138ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費、ひとり親家庭支援事業について、行けるところまで伺いたいと思います。

最初に事務用経費です。2016年度の予算事項別説明資料を見ると、障害者福祉課の事務用経費について計上されておりました。決算書ではこの項目に当たるかと思って伺います。予算事項別説明資料には、政策としてそれまで東京都が実施していた障害者総合支援法指導検査が2016年度から区へ移管されるため、それが適正に実施されるための予算として計上されております。また障害者福祉相談窓口の充実という政策のための経費も計上されております。生活者ネットワークはこれまで一般質問やこういう委員会の場面で障害者の相談支援体制のことを何度も取り上げております。基本的に理事者がこういう場面で私たちに答弁いただく内容と、相談支援窓口で障害者の方が言われることにどうもずれがあるのではないかと、このことを疑問として呈してまいりました。要因として私たちが考えたのは、都や国の通知や通達が、いろいろ制度が変わったり、いろいろな確認のたびに来るのですが、その内容がすごく難しいのですよね。きちんと読みとれていないのではないかと、伝わっていないのではないかと考えて、区として相談支援窓口の役割をきちんと指導してほしいと求めてまいりました。この事項別説明資料に記載された事業は、相談支援の窓口の、私たちが求めてきた、生活者ネットワークが求めて

きたレベルアップのための事業として理解していいのでしょうかというのが1点です。事項別説明資料には具体的にさまざまな費用が計上されております。この事業もどのような効果を狙った事業か、これも簡単にお答えください。

○中山障害者福祉課長 まず障害者福祉課の中の事務用経費のところの非常勤の件費のお尋ねかと思いますが。1つには窓口の受付職員の非常勤経費として1名、それから新たに指導検査を始めましたので、専門の会計士を週2日雇用しております。その非常勤の経費ということで事務用経費で計上しているものでございます。

それで、実際の窓口で障害のある方へのご相談に乗る中で、なかなか区のお伝えしていること、こちらができていかなと思っているところが逆にお客様にとっては十分に理解ができていない、あるいは不十分な説明になっているのではないかということについては、この間も区民の声等でもいただいておりますので、職員のスキルアップについて引き続き努力してまいりたいと考えております。

○吉田委員 では、窓口というと具体的には障害者福祉課の窓口ということなのでしょうか。相談支援の、障害者の方たちが計画相談などに行く窓口についてはこの事業には入っていないのでしょうか。その辺を確認させてください。

○中山障害者福祉課長 こちらの事務用経費は、障害者福祉課の中になります。それで窓口と言いますと、障害者福祉施策はすごく幅が広いです。手帳の申請からさまざまなサービスのご相談、手当のご相談、そういったものがございまして、まずは窓口の受け付けた職員がお客様のご要望をお聞きし、その後、例えば具体的なサービスのご利用ですとかになりますと、それぞれの担当のケースワーカーに変わることがございます。それで地域の相談支援センター、そちらの経費というところですが、少々お待ちください。そちらのほうは、別の項目で計上しております。

○鈴木（真）委員長 続けてください。

○中山障害者福祉課長 失礼いたしました。自立支援サービスの計画相談支援事業、こちらのところでケアプランの給付費だけではなく、それぞれの地域のケアマネージャーの経費のほうも計上させていただいているところでございます。

○吉田委員 済みません。聞く場所が違ったということですね。ではそちらからということで、引き続き相談支援センターのほうの質問をさせていただきます。私は先ほどの事務用経費が質を高める事業かというふうに考えて評価をしていたのですが、一方で質もとても大切なのですけれども、相談支援専門員の数を増やさないと、少ない人数で相談支援の質を高めろというのは無理ではないかなと、相談支援専門員にとってもとても困難ではないかというふうに理解しております。二定の一般質問でも申しましたが、東京都の福祉保健局が相談支援従事者の研修を行っていて、それを受けないと専門員になれないのですけれども、東京都の福祉保健局は、自治体として相談支援事業所を増やしたいのでぜひ受けさせたいと言われたらと、そちらを優先すると言っているのですよね。ほかの自治体が増やす方向にありますので、やはり品川区としても相談事業所の数を増やすという施策をとらないと、相談員の数も増えないし、やはり少ない数で質を高めろというのは、私は酷だと思います。ぜひ相談支援専門員の数を増やすということを求めたいのですが、お考えをお聞かせください。

それで、歳入のところで児童の計画相談支援体制について伺ったのですが、1人当たりの担当の数がすごく多くて、これはもう労働的にも無理なのではないかなと思いました。今回はいわゆる障害者の現状の相談支援体制で、相談支援専門員1人当たり何人ぐらい担当しているのかお聞かせください。

○中山障害者福祉課長 現在、地域の相談支援センターが4カ所ございまして、合計で17名のケア

マネージャーが働いております。そのケアマネージャーそれぞれの持ち件数ですが、1人当たりおおむね80件受け持っているところでございます。

それで他区、割とほかのケアプランをつくる居宅支援事業所が増えているような状況なのですが、よくお伺いすると、例えば就労Bであったり生活介護であったり、そういったことを行っている事業者が自らケアプランもつくれるような体制をとっております。品川区はどちらかと言うと、その事業所がつくるプランはプランでそれぞれ個別プランというのがあるのですが、もう少し事業だけではなく、生活全体を組み立てるためには一緒ではないことも必要かというふうに考えております。それで現在、地域ごとに振り分けをしているような状況でございます。児のほうは歳入のときに100件から150件ということでかなり大変な状況でつくってはいるところなのですが、だんだん状況も落ち着いてまいりましたし、そこについては必要な人員投入なども考えていければと思っております。

今後の課題というところでは、品川区も全く民間の事業所がないわけではないので、そういった事業所と連携をして、いかに今、地域の拠点で持っているケアプランを引き継いでいくか、そうしたことも大事かと思っております。そこはまだ現在できていないところですので、少し考えていければと思っております。

○吉田委員 やはりぜひ選べる状況、やはり相性などがあると思うのですよね。相談支援でどのようなプランを立てるかということについても、他区も事業所がそういう機能も持っているということは承知しております。だからさまざまなスタイルのところがあると選択肢が増えて、当事者の方たちにとっても質のいい相談で計画プランが立てられると思いますので、ぜひ、基本的にはやはり増やす方向を模索していただきたいと思います。

次が、基幹相談支援センター機能強化事業です。予算の事項別説明資料では、ここの政策、基幹相談支援センター機能強化事業のところに地域自立支援協議会の設置と記載されておりますので、ここで自立支援協議会のことを伺いたいと思います。自立支援協議会の議事録の公開をこれまで求めてまいりましたが、なかなか前向きなご答弁がいただけなかったのですが、このたび実現をしてよかったと思っております。2016年までの現障害福祉計画の成果についても二定の一般質問の前に数字を出していただいておりますが、自立支援協議会により詳しい資料が示されて、これもよかったというふうに思っております。その中から質問させてください。資料1品川区障害福祉計画実績の中の2、障害福祉サービスの(2)日中活動系サービスの中に、②自立訓練(生活訓練)というのがあります。知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者が対象になっておりますが、この実績の表が実は3つの障害種別に別々に出ていないので、全体としてどう評価していいかわからないのです。表の下に実績についての考え方という欄があって、高次脳機能障害のことは少し触れられているので少しわかるのですが、知的障害者、精神障害者それぞれの実績数字と、知的と精神の実績についてどういうふうに評価しておられるか教えてください。

○中山障害者福祉課長 自立訓練の中の生活訓練についてのお尋ねかと思えます。それぞれ3障害についての内訳というのは設けておりません。この中の生活訓練というのは、ここに来ていただいてもみなで何かをするというよりは、その方個人個人の課題に対してアセスメントをし、プログラムを提供しているようなものになります。特に高次脳機能障害の方については、現在こちらの生活訓練を活用される方が多くいらっしゃいまして、その方々の機能に合わせた訓練ができてきているような状況でございます。それで生活訓練の実績ということでございますが、延べ人数で約600件のご利用があるような状況でございます。

○吉田委員 全体の数字は表を見ればわかるのですけれども、やはり自立支援協議会が次期の障害福祉計画の検討をしているところで、そこに出される資料の中に、やはり障害種別と言うのですか、それぞれの障害の中でも皆さん1人1人違うのですけれども、やはりせめて障害種別でどれくらいの実績があって成果があって、それで初めて次の計画をどうするかということができると思っていますので、ほかにもいろいろあります。数字だけ出していただいたときに比べると本当にわかりやすくなったのですが、わかりやすくなった分、もうちょっとここが出てきたら評価ができるのにといいものができてしましますので、ぜひ自立支援協議会がそういうふうを示していただきたいと思います。

次に行きます。134ページの重症心身障害児(者)レスパイト事業です。新規事業でとても期待していたのですけれども、あまり実績が上がっておりません。事務事業概要を見ると利用人数は9人で、利用時間数は52時間、回数は15回です。周知と使い勝手の問題が考えられるかなと思っているのですけれども、まずこの9人の利用者は、障害者か障害児かの内訳を教えてください。2016年度の予特でこの事業について質問をしたときに、周知の問題もあって4月開始は難しいというふうに答弁されています。いつからの事業開始なのか、障害者福祉課として何が実績が上がらなかった要因と考えるか、それぞれお答えください。

○中山障害者福祉課長 在宅レスパイトのお話なのか、途中からピッコロのレスパイトなのか、済みません。そちらが私のほうでよく聞きとれなかったもので、もう一度お願いいたします。

○吉田委員 済みません。失礼いたしました。在宅のほうです。

○中山障害者福祉課長 ありがとうございます。在宅レスパイトは昨年度7月から事業開始ということで開始させていただきました。この事業なのですが、主に外出がなかなかできない方ということで、児の未就学の方を主に対象としております。というのは、就学期になりますと学校ですとか、あるいは卒業後につきましても日中活動という場があるのですけれども、なかなか重度の障害があって未就学の方というのは家を出ることもままならない、そうすると家族の負担というのがかなりあるということでつくった事業になります。基本的には既に入られている訪問看護ですとか、あるいは訪問介護、そこにプラス2時間から4時間というような形で親御さんのレスパイトの時間をつくるということで行ってまいりました。ですので、もともと対象者自体がすごく少ないということもございます。今の9人の内訳の中で、成人の方はお一人だけいらっしゃいます。

○吉田委員 わかりました。2016年度の予特の中のご答弁でも確かにどこにも通う場がない方に対する支援プラスアルファと答えていらっしゃいます。でも要綱を見ますと、要綱からそれが読み取れないのですよ。通うところがある人の家族もレスパイトは必要だと思いますし、現にピッコロでのレスパイトは城南特別支援学校に通われているお子さん、それから城南分園に通われている未就学のお子さんというふうに、もう少し対象が広いと思います。なぜ要綱より対象を絞ったのか、その方々がたくさんいらっしゃるのだったら、まずそこから手当てというのはとても理解ができますが、その方たちがそれほど対象者としていないのであれば、もう少し対象を広げるという考えはできないでしょうか。要綱の読み取り方と、もう少し対象を広げられないかということについてお答えください。

○中山障害者福祉課長 実はこちらの重心の在宅レスパイトの事業というのは東京都のもともとの事業がございまして、それを横引きにして区でも対応しているような事業となっております。その関係から、やはり主になかなか在宅から外に出られなく、ご家庭での介護が中心となる方を対象としているものでございます。

今後の課題ということで、実際にほかに通所している場所がある、例えば学校に通われているのだけ

れども、土曜日にほかのご兄弟の学校の関係があつて預け先がないというようなお声は個別にいただいておりますので、そのところについてどうするかは検討させていただければと思っております。

○吉田委員 東京都の事業の横引きということでは難しいこともあると思うのですが、これはニーズはすごくあると思っておりますので、ぜひ使い勝手のいい事業にしていっていただきたいと思ひます。

最後、138ページの2項児童福祉費1日児童福祉総務費、ひとり親家庭支援事業です。これは延べ人数が減っているのですけれども金額が増えております。この数字をどのように評価したらいいのか、事業実績について少し説明をお願いいたします。

○廣田子ども家庭支援課長 延べ人数の減なのですけれども、登録人数自体は10名減で、延べ人数が106件減ってしまっています。平成27年度と平成28年度で小学校低学年まで入っていた対象を、小学校の高学年から高校生まだに変えてございます。そうすると小学生は出席率が非常に高いのですけれども、中高生になりますと部活等が入りますので欠席することがちょこちょこあるのですが、登録人数自体はそれほど変わっていないのかなというところで、枠としては変わっていません。

金額につきましては、通年20日と夏期5日というものだったのですけれども、平成28年度から冬期も5日間ということで日にちを増やしたことが大きな要因で、それ以外にキャリアデザインを描けるようなイベントということで、夏と冬に職場を見に行くというような体験をさせておりまして、平成28年度は丸亀製麺と警視庁のほうに見学に連れていっております。

○吉田委員 わかりました。実績が伸びているというふうに考えてよいのかなと、いろいろ工夫をされて事業を展開しているということは評価したいと思います。ぜひ広げていっていただきたいと思うのですが、以前から会場の確保が大変とか、それからボランティアのコーディネートを行っているキッズドアに伺ったら、学習支援は広げたいが各自自治体がこういう施策を広げているので、ボランティアの確保が難しくなるのではと心配をしていらっしやいました。今後の方向性と、今年度の新規事業になりますが、低所得者向け学習支援の事業の進捗について、時間の範囲で教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長 会場につきましては、これまで区民集会所を無料で借りていたのですけれども、今年度からゆうゆうプラザを押ささせていただきますので、通年についてはゆうゆうプラザ、集中についてはきゅりあんの男女の会議室を借りているので、そこは解決しました。ボランティアさんについては今のところ確保できています。新しい学習支援事業につきましては、10名定員で今のところ4名来ていて、新しく3名入る予定で順調に進んでいるところでございます。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩します。

○午後0時00分休憩

○午後1時00分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。私からは成果報告書133ページ、高齢者見守り事業、地域見守りネットワーク事業の中ですね。あと、136ページ、障害者福祉施設運営費、高次脳機能障害専門相談員についてお伺ひいたします。

まず初めに133ページ、高齢者見守り事業、地域見守りネットワーク事業についてお伺ひしたいと

思います。これは孤立死、孤独死に向けた地域住民の活動に対して区としていろいろ助成を行っていただいております。その中で、地域コミュニティの再生を通じた地域での見守りネットワークの推進を今現在、区として取り組んでいただいております。活動、普及啓発としてはさまざま町会に対して、あるいは高齢者クラブに対して見守り活動、さまざまいろいろガイドブックを活用したり、見守りの重要性、必要性、察知方法等々について各町会活動していると思われまます。これは平成28年度3月時点で言うと51町会・自治会が参加をしております。今回は62町会・自治会に対して助成を行って活動していると思われまます、これは昨年比べて11町会増えたと思われまます。増えたのか、もっと町会に対していろいろ活動をしていっていただきたいのか、今現在の現状をお知らせください。よろしく願ひします。

○大串福祉計画課長 町会・自治会による見守り活動の助成についてのご質問でございます。委員ご案内がございましたように、平成27年時点では51の団体がこの活動をしていただいております。平成28年には新規で11増えまして62団体になったというところでございます。大きく増えた理由、原因といたしましては、昨年、全地域の町会長会議にお邪魔させていただいてこの事業の紹介をさせていただいたというのが一番大きいかと考えております。その説明会後には幾つかやはり町会・自治会からお問い合わせをいただき、趣旨をご理解いただき、今回このような数になったというところでございます。また、今後につきましても理想といたしましては全町会・自治会の皆様方にこういった活動についてご協力いただければというふうに考えておりますので、引き続きPR、普及啓発、こういったところを進めていければというふうに考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。あと1つ、1点お伺いしたいのですけれども、これは平成27年度、荏原第四地区では西中延三丁目町会が今助成を受けて活動していると思われまますのですけれども、第四地区に限って今年度はどのような形で、ほかに参加団体が増えたのかをお知らせいただきたいと思ひまます。

○大串福祉計画課長 各町会の取り組みということでしょうか。

○高橋（伸）委員 いえ。

○大串福祉計画課長 済みません。荏原第四地区のほかの町会のというところでしょうか。

○高橋（伸）委員 そういうことです。

○大串福祉計画課長 荏原第四となると、旗の台二丁目町会、旗の台六丁目、旗の台南町会、こういったところはお参加いただいております。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。ちょっと脱線した話になるのですけれども、旗の台で先だって高齢者ではないのですけれども、やはりこの孤立死、孤独死がありました。そういった意味で言うと、この高齢者の対策、本当に区としても取り組んでいろいろと行っていると思うのですけれども、やはりいろいろな高齢者クラブに所属していない高齢者の方は、交流が苦手だなという人も恐らくいると思うのですね。そういうことも含めて、これからいろいろと町会長の方たち、地域に聞いていただひて取り組んでいただきたいと思ひまます。どうもありがとうございます。

続きまして136ページ、障害者福祉施設運営費の中の高次脳機能障害専門相談員についてお伺ひいたします。この専門相談員の中の金額が355万6,000円余なのですけれども、これは常勤なのか、それと人数が何名体制で行っているのか、教えてください。

○中山障害者福祉課長 こちらの高次脳機能障害専門相談員ですけれども、週に2回の非常勤の先生をお願いしている経費でございます。

○高橋（伸）委員　　どうもありがとうございます。これは専門相談ということで、相談に来られる方は恐らく高次脳機能障害に含まれるという中で、いろいろさまざまな症状があると思うのです。その中でもやはり失語、失語に関してもこの高次脳機能障害が含まれると思うのですけれども、そういった相談、失語症の方に対して高次脳機能障害なのですよという、そういったことも相談のことについては受け付けていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○中山障害者福祉課長　　高次脳機能障害は自己や疾病により脳にダメージを受けて、さまざまな障害が出るものがございます。失語症も当然その中の症状ということになっております。ただ、相談件数の中の失語症で現実的にどれぐらいの数だったかという細かいところまでは持ちあわせておりません。

○高橋（伸）委員　　どうもありがとうございます。さまざま障害を持っておられる方の団体というのが当然あると思うのですね。高次脳機能障害の会もつくっておられる方も当然いらっしゃいます。その中でも、一時、一緒に仲間としてやっていたのにもかかわらず、失語なのだから失語症、高次脳機能障害ではないのだよと、これは当然人間関係も入ると思うのですけれども、区としてもこれから高次脳機能障害、恐らく人数把握ができないと思うのですけれども、そういう方に対しても、その会だけではなく啓発活動、仲間づくりをしていただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○中山障害者福祉課長　　今、高次脳機能障害者と家族の会というのがあるほかに、失語症友の会というものもございます。ただ、失語症だから失語症友の会でなければいけないというものでは当然ございませんので、さまざまある高次脳機能障害の、例えば記憶障害ですとか注意障害ですとか、失語症もそういったものの1つでありますので、広くいろいろな方のお声を聞きながら家族会が運営できるような形でサポートしていければと思っております。

○高橋（伸）委員　　どうもありがとうございます。やはりこれは一緒に会に所属していて、本人同士がその中で、やはり会に入っていることで仲間というか、友達となって疎通ができるというところで言うと、できなくなった人も恐らく中にはいると思うのです。区としてはそこまで踏み込めないところというのは当然認識しておりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

それとこれは要望なのですが、目黒区の心身障害者センターで失語症会話パートナー養成講座というのをやっております。旗の台の心身障害者福祉会館でも失語症の方に対して言葉のリハビリ等々行っていると思うのですけれども、ぜひ養成講座、会話パートナー養成講座、とり入れていただければと思います。

○鈴木（真）委員長　　次に、あくつ広王委員。

○あくつ委員　　私からは133ページ、障害者福祉費に関連してヘルプカード、135ページ、障害者福祉費、障害者週間・記念のつどいについて、135ページ、障害者福祉費、芸術活動支援事業、アール・ブリュット展、135ページ、障害者まつり、ふくしまつりということで、最後に時間があれば132ページ、認知症高齢者の支援とケアの充実について、さまざまお伺いをしていきたいと思いません。

まずヘルプカードについてでございますが、障害のある人、あと支援の必要な人が、災害時などの緊急連絡先や必要な支援内容を周囲に伝えるヘルプカードでございます。これは東京都議会の公明党のほうで推進をいたしまして、東京都が標準様式を定めたことで、品川区でも3年前でしたでしょうか、これをとり入れて配布をされています。確認なのですが、対象となる方の範囲、また配布場所について教えてください。

○中山障害者福祉課長 ヘルプカードについての対象者像と、それから配布場所についてのお尋ねでございます。特に手帳を持たれる方だけではなく、高齢者ですとかさまざま周囲の方にちょっと手伝いをしてほしい、そういうふうに望まれる方に対して、区として配布をしております。現在の配布場所ですが、障害者福祉課、そして高齢者福祉課、それから3つの保健センターで配布をしているところでございます。

○あくつ委員 さまざまこういうことを私も言っているものですから、お問い合わせが非常に多くて、私の地域で一番近いところはどこなのでしょうかとというところで調べたところ、品川保健センターが一番近いということで、在庫がなかったら困ってしまうので所長に確認をして、ご相談者の方にはご案内をしております。そのときに、やはり地域の皆さんから非常にお声が多いのが、やはり区役所よりは保健センターのほうが近いけれども、地域センターあたりで受け取れたら一番助かるのだよねということでもございました。確かに一番身近な区役所の出先機関でありますし、距離的にも一番近い場所だと思えます。今、区内13カ所でも支え愛・ほっとステーションが全区展開をしましたので、これは先ほどありましたように障害だけではなくて高齢者、またお困りの支援が必要な方、こういう方にも展開をされるということでもございましたが、こういうところでの配布をぜひ行っていただきたいと要望させていただきませんが、ご検討いただけますでしょうか。

○大串福祉計画課長 委員ご案内のように全地区で支え愛・ほっとステーションを開設することができました。そちらの窓口等でこういったヘルプカードの配布、これについても実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○あくつ委員 ありがとうございます。ぜひ、一番身近な品川区役所の出先機関である地域センター、または支援ほっとステーションでも配布をお願いしたいと思います。

次に、品川区障害者週間・記念のつどいについて伺います。これはまさに平成28年度決算なのですが、昨年12月4日、品川区政70周年ということで、品川区障害者週間・記念のつどいMUSIC & DANCE、きゅりあんの大ホールで開催をされました。私も一昨年同様駆けつけましたけれども、今回からは委託ではなく、障害者福祉課直轄の事業となったと聞いております。毎年、障害者週間に合わせてともに生きる住みよいまちをめざしてと、言いかえれば、大きく言えば地域共生社会というものをテーマにされて、障害者週間を1人でも多くの皆さんに知っていただくきっかけになるのが目的というふう聞いております。第1部では知的障害者の方のオーケストラ、これは福岡からわざわざお越しをいただいて、非常に感動的な内容で、来ていた私の知り合いの障害者の方も非常に喜ばれていましたし、啓発を受けたというふうにおっしゃってました。第2部は車いすダンスということで、これは大阪からも来ていただいて、車いすダンス、世界的、世界第3位というところのを披露されたというところと、あとは事故が原因で車いすになったと、そのときもやはり差別であるとか、さまざまな挫折感から蘇生をしていくさまという、講話もされて非常に感動的な内容でした。ちなみにこの車いすダンスの団体ですけれども、何回か紹介したことがあります。昨年は総理官邸で障害者の芸術活動として初めて車いすダンスを披露されています。今年9月には東大寺の仏閣、大仏殿で国民文化祭、あとは全国障害者芸術文化祭奈良大会で皇太子・皇太子妃の前でこれを披露して、まさに皇太子さまご夫妻を、ご案内をしたということでNHKで放映をされておりました。ここで私が申し上げたいのが、来年品川区は人権尊重都市品川宣言25周年を迎えると、やはり人権と言うと、これは款が飛びますけれども、同和問題、また男女共同、またLGBT、こういうところが主にクローズアップをされてくるのですが、何度か議会でもお伝えしておりますとおり、地域共生というのが進んでいきますと、人権意識の高揚とい

うのが非常に重要になってきます。ぜひこういったところでも、障害者の芸術活動というのは非常に啓発されますし、障害とは何なのだろうか、まず健常とは何なのだろうかということで考える非常にいい契機になると思うのですけれども、こういう取り組みをぜひ活用していただきたいと思うのですが、障害者福祉課長、もしくは人権啓発課長、どちらかにお答えをいただきたいと思います。

○島袋人権啓発課長 障害者差別はさまざまな人権課題の重要な1つと捉えております。しかし12月の人権週間における講演と映画のつどいですが、こちらは講演がメインとなっております。そして委員ご提案の車いすダンスをとり入れることについてですけれども、プログラム上のさまざまな課題があるかと思えます。したがってどのような方法で行うのがふさわしいのか研究してまいりたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 ありがとうございます。款を飛んで人権啓発課長にお答えいただいたのですけれども、これは本当に人権とまた障害者差別の問題、また障害を考えるということは非常に密接な関係がありますので、ぜひ研究していただいて検討していただきたいというふうに思っております。

続きまして、アール・ブリュット展、これは芸術活動支援事業420万円ということで、品川区で開催を始めて今年で3回目となります。水族館、そして昨年天王洲と、今年は今週末10月7日からアール・ブリュット展 in 大崎ということで開催をされます。3年前までは東京都でアール・ブリュットと言えば社会福祉法人の愛成会がある中野区というのが有名だったのですけれども、今、私も大好きでさまざまなところで関係者に話を伺いに行くのですけれども、品川区が一番だと、熱いということで言っていて、本当に3年前と隔世の感があって、またアール・ブリュットの美術館を擁する障害児者総合支援施設の建設も、たまたまですけれども私の地元でもスタートいたしまして、この数年間の品川区の精力的な動きを大変うれしく思いますし、敬意を表するものであります。

幾つか、3つほど続けて伺いたいと思います。今回、アール・ブリュット展で、決算ですけれども今年のお話であるのですが、障害者ではない品川区在住のアール・ブリュット作家の作品が展示されるということになっております。かなりインパクトのある作品で、イトーヨーカドーの区民ギャラリーなどでも以前から展示会なども行われておまして、私ももちろん以前から存じ上げていて、このような方もいるのだと思っていましたが、逆に障害ではない、障害がない方なのでなかなか難しいかと思っていたら、今回はその方の作品が展示されるということで、障害者福祉課の所管だと思うのですが、私としてはこれは歓迎なのですけれども、その意図を伺いたいのが1つ。

そして、以前鑑賞の方法として作家の方がお客様の前で自身の作品について、言ってしまうとご自身の生い立ちとかそういったことも含めながら、作品の背景を語りながら鑑賞するギャラリートークという手法、これはとれませんかというお願いしたことがあります。そのときはちょっと難しいというお話だったのですけれども、作品の世界観を理解することとか、先ほども述べましたが芸術とは何か、障害とは何かということを考える、非常にいい絶好の手法になりますので、今回こういったことが行われるのかどうか伺いたいと思います。

3つ目、これも愛成会の、昨年のオリ・パラ特別委員会で愛成会のアートディレクターの方もおっしゃっておられたのですけれども、品川区の子どもたちが鑑賞する機会をなぜ品川区はつくりたいのだらうと。これは本当に、ぜひ子どもたちにもその機会を、一番感性が敏感な子どもたちに見せてあげたい、つくってあげてほしいということ、何度かこの議会でもお願いしてまいりました。今回はそのような機会があるのかどうか、もしあるとするならば対象となる学校はどこなのか教えてください。

○中山障害者福祉課長 3点の質問をいただきました。まず、障害者ではない方が今回アール・ブ

リュット展に出展するということなのですが、アール・ブリュットは生のままの芸術ということで、障害のあるなしにかかわらず、正規の美術教育を受けていない方による感性のままの作品ということになっております。ただ、最初2年間はやはり障害者福祉課で、特に障害のある方のことを理解していただきたい、障害のある方の持っている力を理解していただきたいということで、過去2回については障害者の方に限定をしてきたところですが、やはりそうではない、地域で共生していくということを考えますと、障害のある方ない方にかかわらずということになってくると思います。今回はそういう意味で障害のない方の作品を2品、2人の方の出展も入っているというところでございます。

それから2点目のギャラリートークになります。今回、アール・ブリュット展は今度の土曜日、10月7日からスタートいたします。オープニングセレモニーがあるのですが、その後2時から2時30分の間で、ちょうど品川区在住の作家にギャラリートークをしていただく予定になっております。

それから3点目の子どもたちの鑑賞についてでございます。今回はアール・ブリュット展なのですが、しながわ夢さん橋と一緒に共催事業ということで最初の3日間を行わせていただいております。アール・ブリュットの作品のところに折り鶴を展示するような、そういう工夫もしております、その折り鶴は区内の近隣の小学校とか保育園にお願いをして、なりたい将来の夢などを書いてもらって折り鶴を飾ってもらっております。そういうことをする中で、おそらく自分の折り鶴もあるということで足を運んでいただけるのではないだろうかというふうに思っております。具体的には小学校や保育園への周知活動というのを夢さん橋実行委員会が行ってくださっています。少し聞いたところだと、品川学園ですとか御殿山小学校には行っていると聞いておりますし、近隣の保育園にも行ってくださっていると聞いております。

○あくつ委員 ありがとうございます。障害のない方の作品を今回から初めて展示をされるということで、非常に成熟してきたのかなというふうに、それは主催される側もそうでしょうし、鑑賞する我々もそうだと思います。アール・ブリュットとは何かということも浸透してきたのかなとも思います。

また、子どもたちに関しては、以前教育委員会にもお願いをさせていただいたのですけれども、そのときは、周知についてはということはあったのですけれども、今回実行委員会の方ともお話、またお願いもさせていただきましたけれども、非常に精力的にお声をかけていただいていると、その折り鶴の工夫というのもあると思うのですが、ぜひごらんいただいて、人権意識の高揚を図っていただきたいと思っております。

135ページ、障害者まつり、ふくしまつりということで、今年9月9日、しながわ中央公園でみんな集まれ！ふくしまつり2017とオリ・パラの1000日前フェスタが合同開催されました。この日はイベントとかお祭りが区内中で開催されていまして、私はもう残念ながらお昼に駆けつけまして、障害者福祉課長とオリ・パラ課長のダブル司会というのは見られなかったのですけれども、今回は中小企業センターというのが改装中で、いつも屋内で開催されているふくしまつりが今回はグラウンド一面、ブースとかフリーマーケット、これを大盛況で行っておられました。私も1軒1軒回らせていただきましたが、9月初旬で晴天に恵まれたのですけれども、当日は予想以上の猛暑ということで、スタッフもお客様もかなり消耗されていまして、野外開催ということで何か猛暑対策をとられていたのか伺います。

続けて伺いますけれども、私も障害者団体からお招きを受けて、ふくりまつりでコンサートをいつも見に行っているのですけれども、今回野外ということで思ったような音響がとれずに、演者とか担当課、社協スタッフの方も大変ご苦労されたというのは聞いております。それはそれでいいのですけれども、すごく音が青空に抜けていく様子というのは非常にすばらしくて、青空もいいなと思ったのですが、やは

り先ほどのとおり、観客席に何人ものご家族とかいろいろな方が見えていたのですが、高齢者の方、障害のある方も来ていたのですけれども、やはり暑くて炎天下で、みんなダウンされていたと。私も全身汗まみれになって1時間近く見ていたのですけれども、最後にはやはり観客の中にはぐったりした感じの方もいらっしゃいました。来年もし中小企業センターが改装が終わらなくて、また屋外開催をされるということであれば、観客席に何か日を遮るような工夫をしていただきたい。この2つをお伺いします。

○中山障害者福祉課長 2点のまつりについてのご質問をいただきました。まず、暑さ対策というところになります。当日、雨の心配をすごくしていたのですが、雨ではないかわりに確かにすごい炎天下で、スタッフも来場された方も汗まみれになっていました。それでまず事前の対策といたしましては、ミストシャワーと言うのでしょうか、会場の中に、そこに行くとシュワワとミストのシャワーがあるというようなものを2カ所設置をさせていただきました。それで来年度についてなのですが、来年度も今のところ中小企業センターの改修が続く予定だと聞いておりますので、また9月の第2週の土曜日にまつりを開催することになると思います。その中で、会場の特にステージと、それから観客席のところについては、何かしら日よけができるような工夫をしていきたいと考えております。

○あくつ委員 ありがとうございます。屋外開催、薪能もありましたし花火大会もありましたけれども、非常に屋外開催は難しいと思うのですが、ぜひ先ほどのそういった観客へのおもてなし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に132ページ、認知症高齢者の支援とケアの充実というところで、本年5月に区内で初めて、私の地元である品川第二地域センター管内で民生委員を中心に高齢者見守りネットワークの模擬訓練というものを実施していただきました。いわゆる認知症高齢者の徘徊模擬訓練に当たると思ひます。安心して徘徊できるまちということで、私は九州の福岡県大牟田市というところに4年前に行きまして、平成25年度一般質問で、市民ネットワークを構築していただいて、メール配信システムにも情報を流しながら、もちろん個人情報に配慮しながらですけれども、徘徊模擬訓練というのをそこでは1年に1回行っているのですけれども、そういったものを実施したらどうですかということは申し上げていたのですが、当時のご答弁だと、認知症サポーター養成講座の次のステップとして具体的な行動や活動を視野に入れた講座内容のレベルアップ等を図る中で、ご提案の徘徊模擬訓練やメール配信システムの活用について研究をしておりますと、このようなご答弁がありました。今回、こういった認知症になっても暮らしやすい地域づくりということに冠に冠して、品川第二地区でこういったことが行われたということなのですけれども、認知症サポーター、ホームページを拝見すると、私が質問させていただいた平成25年から品川第二地区ではこの具体策を検討する認知症サポーター会議というのを実施されてきたそうで、私もこれは出たことがあります、私も認知症サポーターとして3回ほど、2回は私が主催をさせていただいて、認知症サポーター養成講座というのを行わせていただいて、私も今オレンジリング3本持っていますけれども、これについて伺いたいのは、模擬訓練とは言ひましても、やはり想定外のことが起きたり課題もあつたと思ひますので、それについて教えていただきたいと思ひます。

また今回は品川初ということなので、品川第二地区、確かに民生委員の取り組み、これはさまざまお話を伺うと非常に熱心です。また品川警察署を擁しているということもあります。医療関係者や宅配弁当事業者などの方も非常に関心が高い、やる気がある。さまざまお話を伺うと、本当にやりたいというお話は前から伺っていたのですけれども、ただし、一步管外へ出てしまうと発見することができない、こういうこともあると思ひますが、こういうことではやはり意味がないということで、点を線、面にしていくのが大事だと思ひます。ぜひこの模擬訓練を広げていっていただきたいと思ひますが、この2

点について伺います。

○寺嶋高齢者福祉課長 ただいまご紹介いただきました、今年5月26日に品川第二地区の地区民協主催ということで模擬訓練を実施していただきました。参加者17名というふうに聞いております。結果と検証等についてですけれども、肯定的なご意見としては、やはり座学だけではなく実践することの大切さを再認識したというご意見が多かったように受けております。それから逆に課題としては、やはりいざというときに失礼のないような声かけ、これが大変難しいということ、実際にやってみて感じたと、このような意見をお聞きしております。今後のということでございますけれども、まず今回品川第二地区で模擬訓練が実施できたのは、先ほど委員からもご紹介がありましたように、こちらの地区が平成25年から自主的な勉強会、会議を行ってきたというその下地があってこそその結果だというふうに捉えております。今後はまずこうした地域の下地づくりを行うための支援を行っていくのがまず第一だというふうに考えております。先ほどご紹介いただいた先行自治体等の事例も参考にしながら、品川区の地域特性やこれまでの取組状況を総合的に判断して、認知症対策について取り組んでいきたいと考えております。

○あくつ委員 ありがとうございます。若干時間があるので、またそれについて少し内容を伺いたいのですが、大牟田へ見に行ったときには、いわゆる警察署に捜索願が提出されると、家族の同意を得て地元の郵便局、公共交通機関などに、個人情報に配慮をしながら行方不明の方の特徴を連絡する、行政情報を市民向けに運営するメール配信システムにも情報を流すと、このようなシステム構築がなされていたのですけれども、今回のくるみプランの中でこれがどういう形で構築をされているのか、最後に伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 現在、品川区で実施しております、そのような徘徊高齢者の探索という取り組みにつきましては、まずはしなメールの登録をいただきまして、徘徊情報、徘徊したというご連絡をいただいた段階で送信するというをまず1つ行っております。これが直近で登録者307名と把握しております。それ以外にはGPS機能のついた機器の貸与、こういったものも行っております。それからあとはアイテム、いわゆる暗号化したアイロンプリントのシールを洋服とか靴につけて、各在支に連絡をすれば本人が特定できるという、こういったシステムを今導入しているところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、安藤たい作委員。

○安藤委員 私からは、139ページ、区立保育園の民営化、待機児解消について伺います。まず、保育園改築・民営化検討等経費ですが、待機児童解消対策費の中にくくられていることに大いに疑問を呈したいと思います。今ある区立園を民営化しても、事業主体が変わるだけで定員は増えません。待機児解消とは何の関係もありませんので、この記述を改めていただくよう要望したいと思います。

本題に入ります。私立園が増えて既に区立園よりも多くなっていますけれども、受け入れ枠が拡大するというはもちろん歓迎します。私の子ですけれども、区立園の三ツ木保育園に通っています。上の子のときには私も父親の1人として保育士体験には参加しました。受け入れる側の苦勞もしのばれましたけれども、私自身も子どもがどのように保育園で過ごしているのか、どのような保育が行われているのか体験的にわかり、親育ちの観点からも貴重な経験をさせていただきました。このような保育士体験事業というのは私立保育園では行われているのでしょうか。まず伺います。

また、今は運動会シーズンですけれども、例えば三ツ木保育園ではこれからですけれども、三木小学校の校庭をお借りして運動会を行っています。ふだんとは違う大きなスペースで張り切って思い切り体を動かしている子どもの姿を見ると、毎年、ああ成長しているなというのを実感して感激をします。私

立がこれだけ増えると運動会の場所がどうなっているのかと気になったのですが、運動会ともなりますと、やはり小学校の校庭ぐらいのスペースがどうしても必要だと思います。公立園と同様に学校の校庭を借りて運動会を行えている園はどのぐらいあるのでしょうか。多数派になっているのか伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 初めに保育士体験でございますが、現在、私立では行っておりません。

次に、運動会の会場でございますけれども、公立と同じように各園で学校の校庭をお借りするなどして実施しております。数としては今把握はしておりません。運動会の場所につきましては、保育課にご相談があった場合はこちらで対応しております。

○安藤委員 これからいろいろ増えてくると、なかなか大変なところも出てくるのかと思うのですが、保育士体験事業というのは、私は区立園のすばらしさをあらわしている、もちろん受ける側は大変だと思いますよ。ですけれども、やはりこれは三ツ木保育園が民営化してしまうとなくなってしまうのかということになるのかと思ひまして、非常に残念だと思います。民営化というのはこういった点でも、わざわざ今ある区立園を民営化する必要はあるのかとすごく思います。

さらに重大なのが、保育士の労働環境ですけれども、保育に打ち込める環境があるかどうかの違いです。子どもの成長に日々向き合う保育士は専門性が求められる職種だと思います。それは腰を据えて仕事を続けられ、スキルやキャリアを積み上げて、また同じ職場の経験がある先輩などとも経験を交流しながら育てていく、育っていくものではないかと思ひます。東京都は都に保育士登録をした方を対象に、東京都保育士実態調査を行っていますが、その中で就業中の保育士の平均勤務年数についても調査しております。伺ひますが、平均勤務年数はこの調査によると何年なのか、そして勤務年数が5年以下の正規保育士というのは、東京都に保育士登録をしている保育士を調査の対象にしていますけれども、全体の何%を5年以下の保育士が占めているのか教えてください。同様に、品川区立の保育園はどうかということで、区の正規保育士についての数字も伺ひたいと思ひます。

○大澤待機児童対策担当課長 最初に東京都福祉保健局で行った東京都保育士実態調査の報告書からでございますけれども、お尋ねのあった平均就業年数でございますが、全体で5.1%、正規職員で4.6%という数字が出ております。また、5年以下の就業年数につきましては、全体で69.7%、正規職員で77.2%という調査結果になってございます。

○黒田人事課長 それでは、品川区の正規の保育園の職員の平均勤務年数でございますが、平成29年4月1日現在の在籍の職員で、平均で16.4年でございます。勤続年数、採用した職員は当然ゼロということになります。5年以下ということでございますと合計で37.2%の職員ということでございます。

○安藤委員 今、確認しますと、東京都、公立と私立も含まれていますけれども、私立も含めた全体で見ると、平均勤務年数は4.6年、それに比べて品川区の正規保育士は16.43年ということで、桁が変わっています。そして5年以下の保育士が占める割合は、正規で見ますと東京都の調査によると77%とかなり高いのですけれども、品川区の保育士の正規職員の5年以下は37.2%と半分以下ということで、非常に、東京都の調査は私立・公立含まれていますけれども、公立を含めても全体をならすと非常に5年以下の保育士さんが多く、そして平均勤務年数も非常に短い。4分の1ですよね。ですから、この数字からも明らかに品川区の区立園は働き続けられるという実態があらわれていると思ひます。今ある区立園が民営化されたら、そこで働く保育士は勤続年数が短い保育士が結果として増えることになり、保育のスキルの蓄積や交流などが弱くなり、結果として保育の質にも影響してくるのでは

ないかと思えますけれども、どうでしょうか。伺いたいと思えます。

○大澤待機児童対策担当課長 東京都の調査でございますけれども、こちらは平成25年の調査でございますので、数値としては先ほど人事課長が答えたのは平成29年4月ですので、4年の差があるということで、少しその辺では単純に比較にはならないかなというふうには思います。

平成27年から都のほうでキャリアアップ補助金の導入をしておりますので、そちらのほうでも大分状況は変わってきているのではないかというふうに考えております。保育士の定着につきましては、保育の質を確保するためにも必要だと認識しておりますので、民営化になりましても賃金改善等をはじめとしまして、処遇改善にはより一層努力してまいりたいと思っております。

○安藤委員 ちょっと調査の年数が若干ずれていますけれども、それでも平均年数が4.6年と16.43年、そして5年以下の保育士さんは77%と品川区が37.2%ですから、もう倍違うわけですね。ですから、そんなに変わりませんので、この数値は明らかに、やはり私は保育士が長く働き続けられるという実態をあらわしていると思えますので、ここがやはり保育の質に影響をしてくるのではないかということ伺ったので、保育士が安心して働き続けられるという環境と保育の質について伺ったので、もう一言答弁をお願いしたいと思います。

続いて待機児ゼロにもう行きますけれども、先の本会議で来年4月に待機児ゼロの実現をという飯沼区議の質問に、区は私立17園の開設等におきましてゼロになると現時点では想定しておりますと答弁いたしました。この見通しの中身について伺いたいのですけれども、待機児の8割から9割を占める0から2歳児について伺いますが、来年4月に何人分枠が確保される見通しを持っているのか、0、1、2歳児、それぞれの内訳も伺いたいと思えます。それに照らして来年4月の申請数は何人と見込んでいるのか、及びその根拠についても伺いたいと思えます。

○大澤待機児童対策担当課長 保育士の処遇改善につきましては、引き続き取り組んでまいります。

待機児ゼロに関してですけれども、ゼロになる見通しが立ちつつあるという状況でございます。0から2歳児の平成30年4月の入園の見込みでございますが、数で申し上げますと0歳児が888人、1歳児が986人、2歳児が427人、計2,301人となります。申請に関しましては0歳児から順に1,052人、1歳児が1,375人、2歳児が517人、計で2,944人を見込んでおります。根拠でございますけれども、平成28年から平成29年の増加率を平成29年の入園数に足しこんだもので出しております。

○安藤委員 まず処遇改善のことは、引き続き取り組んでいくということは何度も聞いたのですけれども、それを伺ったのではなくて、保育士が長く勤め続けられるということは、保育の質にかかわることなのではないですか、年数と保育の質との関係をどう考えているのですかと伺ったので、きちんと答弁をいただきたいと思えます。

今の待機児解消のほうは数値が出ましたけれども、申請数の見込みですけれども、去年の申し込み数に大体例年、去年というか今年4月ですね、申請数に増加分、大体例年5%前後と聞いておりますけれども、4.4%毎年申し込みが増えているので、それを加味して出したとおっしゃいましたが、やはりこれはちょっと緻密ではないなと思うのですよ。来年4月にふたをあけてみたら、ああ待機児やはり解消できなかったということにも、私はなりかねないなというふうに思いました。実際にここずっとそうしたことを繰り返してきていますよね。地域ごとのバランス、偏りも全く考慮をされていない、受け皿の枠は全部区は一緒くたにしていますから、考慮されていませんし、私は、結果できなかったでは許されないというのが今の深刻な待機児童問題だと思います。来年4月の保育園申し込み期限というの

は例年12月末です。そうなりますと、そうした世帯というのは今ぐらいにはもう居を構えているわけですね。それが普通なのですね。区の統計、毎月出ていますけれども、最新の丁目ごとの年齢別人口というのが発表されています。つまり、どの地域で丁目ごとに、0歳児は何人増えたのか、区としては0歳児のあと何%ぐらいが保育園を利用するか、というのも大体もう数字を持っていると思うのですが、その気になれば区は十分把握できると思うのです。そこで伺いたいのが、地域ごとに先ほど示したような統計なども使って、年齢ごとの保育園需要をなぜ把握しないのか伺いたいと思います。本気で来年4月待機児ゼロを目指すには、それもきちんと把握して、それに基づいて分園方式なども視野に入れ、必要な対策をとらなければいけないと思います。それを求めますけれどもいかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 保育士の定着は保育の質に関連すると認識してございますので、保育士が定着できるように処遇改善に取り組むということでございます。4.4%の上昇率が高いか低いかという議論になると、なかなか何が正しいかというのは今の時点で誰にもわからないと思いますので、どこかでやはり予測しなければなりませんので、今回は4.4%ということで予測を立てております。

地区別でございますけれども、荏原地域、また次に五反田地域に待機児童が多いことは、去年、平成29年4月の状況を見てもわかっておりますので、今回平成30年には荏原地域には6園、9月開設も入ると7園、五反田地域には3園の新規開設をさせていただきます。

あと、地域ごとのニーズでございますが、これは現在、子ども・子育て計画の中間見直しの中で地域ごとの乳幼児人口の推計をもとに、ニーズ量を算出してございますので、今回の予測には反映していませんけれども、今後の見直しの中では反映させています。

○安藤委員 子ども・子育て計画ではかなり緻密にやっていると言うのですが、来年4月にゼロにしなければいけないのです。それは区長の公約でもありましたけれども、来年4月に入れなければ、本当に路頭に迷ってしまう、仕事をやめるという方が出るわけですから、子ども・子育て計画は改定が間に合いませんでは済まないわけで、やはり地域バランスなども緻密に需要を把握して行っていく、そして分園方式も含めて必要な対策をとっていく、こういったことを求めたいと思います。

終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、筒井ようすけ委員。

○筒井委員 私からは135ページ、高齢者多世代交流支援施設運営費、133ページ、支え愛・ほっとステーション事業、同じく地域見守りネットワーク事業、外出同行支援事業、そして時間があれば高齢者地域配食サービス事業について伺いたいと思います。

まず、高齢者多世代交流支援施設、ゆうゆうプラザのことについて伺いをいたします。ゆうゆうプラザ、目的は高齢者と多世代の方々の交流、世代間交流が大きな1つだと思うのですが、私としては大変いいものと評価をさせていただいております。世代の垣根を越える交流で、それぞれの世代の理解が進む、そうしたことが大切だと考えております。また、高齢者も今後大変増えていく中、そして品川区の用地に限りがある中、こうした工夫を凝らした多世代交流施設、複合的な施設は大変よいと考えております。

ただし、このゆうゆうプラザを利用した子育てイベントや、先ほどご答弁にも出ましたひとり親学習支援などの行事は行われているのですが、この世代間交流、高齢者と多世代の方々との交流といった趣旨のイベントや行事などが、私も少し調べたのですが、一見ないように見受けられるのですが、こうした高齢者と多世代の方々の交流、世代間交流等を考えたイベントや行事、またそうした関連した活動というのは行われているのでしょうか。具体的なものがあれば教えてください。

○松山高齢者地域支援課長 ゆうゆうプラザの交流事業についてのお尋ねでございます。こちらでございますけれども、運営者が企画する交流イベントですね。あるいは季節行事としまして、年間13件ほど行われております。それにつきましては、例えば近隣の保育園、それから学校、図書館、大学ですね。それと中・高、それから町会、自治会、高齢者クラブ等々のイベントを行っております。また、イベントのほか、日ごろから保育園の子どもたちにお散歩の途中で寄ってもらって、高齢者がやっているところでの交流であったり、あとは花壇の一部を保育園にお貸ししまして、そこでお花の種まきから水やりということで定期的に交流を持たせること、あるいは高齢者のボランティアによる読み聞かせなどのおはなし会を行っております。周知につきましてはまだまだ不足しておりますので、今後PRに努めていきたいと思っております。

○筒井委員 そうした交流が行われていること、日常からも行われているということは、今伺って大変安心をいたしました。せっかくそうした趣旨の交流施設ですから、ぜひとも積極的な周知と、今後さらに意識をしてぜひそうしたイベントや行事を行っていただきたいと考えております。よろしく願います。

次に、支え愛・ほっとステーション事業についてお伺いしますけれども、これもサービス内容が非常に素晴らしいもので、高齢者の方にとって大変ありがたいことかなと考えております。病院への同行支援など、そうした身の回りのお世話をしていただけるサービスがあつて、大変いいと考えておりますけれども、利用状況はどうなっているのか、そしてその利用者数は多いのか少ないのか、その評価としてどうお考えなのかをお伺いします。また、支え愛・ほっとステーション事業のPRや周知方法はどのようにされているのでしょうか。この2点をお伺いします。

○大串福祉計画課長 支え愛・ほっとステーションの実績というご質問かと思えます。委員が事例を挙げていただいたように、支え愛・ほっとステーションでは地域の皆様方がボランティアということで、地域支援員という形で登録をいただいております。その地域支援員のほうに窓口で相談が来た方のご要望に応じた形でコーディネートをして、事例を挙げていただいたような買い物の代行であったり、あるいは簡易なお手伝い、こういったものを実施しているというところでございます。今年で13地区、全部が展開したところでございますが、昨年までが全部で8地区というふうになっております。一番多いところだと、年間でそういったサービス、マッチングを行ったのが248件というところでございます。少ないところはやはり開始時期、まだ日が浅いといったところで、件数が伸びてきていないといったところでございます。

それからPRでございます。PRにつきましては、各町会の掲示板等々活用させていただいて、そちらにチラシを張らせていただいている、これが一番効果的かというふうに考えております。それから、また配置したコーディネーターが訪問活動等々で外に出る際には、ポスティングといったところも合わせて行っている、それからやはり何と言っても町会・自治会へのご挨拶といったところでのPR、それから民生委員協議会、こういった各地区の民生委員協議会へのコーディネーターの出席、こういったものに伴ってのPRということで、この支え愛・ほっとステーションにつきましてはPR等々を行っているといたるところでございます。

○筒井委員 わかりました。248件が、これは多いのかどうか比較によりけりだと思うのですが、かなり潜在的にこうしたサービスを必要としている高齢者の方はずっと多くおられると思います。本当に非常に魅力的なサービス内容だと考えておりますので、先ほど掲示板にポスターなど張っていただいているということでして、私もポスターなど見せていただいたのですが、やはりこの支え

愛・ほっとステーション事業がどういうサービスをやっているのかということ、もう少し大きな字で積極的に、もっとわかりやすく載せていったほうが、利用される方はわかりやすいかと思っておりますので、ぜひともその改善をお願いしたいところなのですが、その点のご見解はいかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 支え愛・ほっとステーション、先ほども申し上げましたように、今年6月に全13地区で展開ができたというところでございます。まだまだ新規で開設したところについては周知が足りていないのかという実感をしているところでございます。掲示板等々含めながら、さまざまな形でPRを行ってまいりたいと思っております。町会・自治会の催し物、イベント等々にもお邪魔したり、さまざまな手段・場所を活用しながら、この支え愛・ほっとステーションのご紹介・PR、これに努めていきたいというふうに考えています。

○筒井委員 ぜひよろしくをお願いします。

時間がなくなってきたのですけれども、地域見守りネットワーク事業、現在62町会ということで、今後もPRやお願いを町会のほうに積極的に行っていくということで、ぜひ行っていただきたいのですけれども、例えば町会内に福祉に興味がある人が必ずいらっしゃると思うのですね。特に若い人ですね。そうした方を積極的にターゲットとして勧誘していくということはどうかなと考えております。外出同行支援事業も別にありますけれども、こうした多様なチャンネル、さまざまな選択肢があるということはいいのですけれども、一見、重なり合うような事業内容もありますので、高齢者のためにワンストップで一目でわかりやすくお伝えを、ぜひしていただきたいということと、それぞれの事業の横の連携ということを行っていただきたいのですけれども、そのあたりのご見解はいかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 委員ご指摘いただいたように、今例えばこういった支え愛・ほっとステーションがオープンしたりですとか、あるいは従来からこういった見守りをやっていた民生活委員ですとか、そういったさまざまな地域で高齢者を支える担い手の方たちがいらっしゃいます。そういった方たちとの連携を図りながら、地域での、住みなれた地域で住み続けられるという、こういった状況をつくっていければというふうに思っておりますし、さまざまなチャンネルがあればこそ、さまざまな形でそういった高齢者の方たちの相談、あるいは支援、こういったものもできてくるのかなというふうに考えているところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしくお願ひいたします。本日は、成果報告書138ページ、2、児童福祉費、しながわネウボラネットワーク充実経費からしながわネウボラネットワークについてと、待機児童解消対策費に関連して品川区の待機児童対策と、健康管理費に関連して保育所の感染症対策と嘱託医についてと、時間があれば幼保一体施設運営費に関連して認定こども園についてお伺いしたいと思います。

まず、待機児童対策ですが、品川区の待機児童対策について、本会議文教委員会で平成30年度に待機児童が解消されるというご説明を保育課のほうから受けました。これが実現すれば非常に素晴らしいことだと歓迎したいと思います。見通しの根拠等お伺いしたかったのですが、これは既に質疑で今出てしまいましたので、1点だけ、もしもこの待機児童対策の見通しに影響があるとすると、どのような因子が考えられるか、そしてそれに対しては何か対処策等をお考えになられているのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 乳幼児人口や保育園への希望者の割合が今後急激に増加しますと、ゼロの実現は難しくなってまいりますけれども、現在想定、先ほど申し上げた想定以上のお申し込みがあった場合には、対応策を検討しているところでございますので、何らかの対応をする考えでございます。

す。

○鈴木（博）委員 ぜひ、待機児童実現に向けてよろしく願いいたします。

品川区はこの間、待機児童対策を積極的に進めてきました。これはまことに心強い限りであります。しかしながら、事業費のほうも心配です。最近の保育課の事業費の状況と財源構成はどのようになっているのか、その点について伺いたいと思います。

○佐藤保育課長 保育課の最近の執行状況ですが、平成28年度は約158億円です。2年前の平成26年度から約55億円増えております。財源構成ですが、平成26年度は国・都の補助金の割合が約18%、一般財源は61%でした。平成28年度の国・都の補助金の割合は約29%で、11%増えております。逆に一般財源は57%で、約4%減っております。国や都の補助金を最大限活用していることが反映されていると思っております。

○鈴木（博）委員 国や都の補助金の活用状況についてはよく理解できました。今後も国や都の補助制度を最大限活用して積極的な施策の推進をお願いしたいと思います。ただ、国などの補助金というのは待機児童対策のうち施設の設備の分が大きいというふうにお聞きしています。実際の園の運営においては国や都の補助金の活用は限られてくると思いますが、利用者負担である保育料の徴収の考え方を今一度簡単にご説明してください。

○佐藤保育課長 保育料の負担の考え方でございますが、児童福祉法に応能負担により費用の全部または一部を徴収することができるとの規定があります。したがって、応能負担が基本であり、第1子、第2子にかかわらず、応能負担をベースとして保育料を負担していただくことが原則です。この原則を踏まえまして、多子軽減や低所得世帯の軽減策を実施しているものです。

○鈴木（博）委員 応能負担が大原則であるということは確認できました。今後も法に基づいた利用者負担をお願いしたいと思います。

それと、この間の決特の質疑を聞いていまして、実際の園の運営について少し気になった点がありましたのでお尋ねいたします。それは職員の平均年休取得日数が約15日であるのに対し、保育園職員は約8日と少ないという点です。これは担任を持つと、保護者との対応に時間がとられたり、園の行事の準備とか、児童記録の作成など、保育園ならではの業務があるためだとお聞きしました。しかしこれは克服しなければいけない問題でもあると考えますので、保育課としてはこの事態に対してどのような対策をお考えになっているのかご説明ください。

○佐藤保育課長 保育士の休暇の取得の関係ですが、現場の保育士と話しますと、病気とか法事では休みはとれますが、ちょっとした用事やリフレッシュ等では休みはとりにくいというのは聞いております。対策ですが、今年度の当初から保育園長7人を選任しまして、事務事業等の省力化PTというものを立ち上げております。事務仕事や事業・行事等の廃止・縮小・見直しを検討しておりまして、既に28項目の事業や事務について縮小を図る予定です。この取り組みにつきましては、今後3年ぐらいはまだ必要だと思っておりますので、順次事務や事業等の省力化を進めまして、保育士等の年休の取得の拡大につなげたいと思っております。

○鈴木（博）委員 保育課のほうでもいろいろとご配慮しているということをお聞きして、少し安心しました。現場の皆さんの健康管理にも十分配慮しながら、働きやすい職場、やりがいがある職場づくりをよろしく願いいたします。

次に、保育所の感染症対策についてお尋ねいたします。待機児童解消に向けて現在急ピッチで保育所の新設が進んでいます。そのため、新たに開園する保育所に委嘱される園医が足りないという事態が現

在起きています。窓口になっている医師会も悲鳴を上げている状況です。区はこの現状をご認識されているのでしょうか、お伺いします。

○大澤待機児童対策担当課長 保育園の嘱託医を決めるに当たっては、難しい状況になっているということはお聞きしております。新規開設の事業者につきましては、それぞれの事業者に嘱託医を探す努力をしていただきますけれども、見つからない場合には医師会に相談させていただくなど、区としても調整を図ってまいりたいと思っております。

○鈴木（博）委員 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条1項で、保育所は開設するときに嘱託医を置かなければならないことになっています。しかし、嘱託医、園医が見つからない保育所が早晚出てきそうな、現在非常に危機的な状況です。今お話あったように、いろいろ探して万が一嘱託医は見つかったとしても、その医師が子どもの健康・病気に関して詳しい医師とは限らないという事態が当然想定される状況になっています。特に何回か一般質問、委員会でも取り上げてきましたが、今、保育園では感染症が次々と大流行しています。そして小児専門医、小児科専門医、感染症専門医などから、専門家からのアドバイスを受ける機会もないまま、保育所が園児や保護者も巻き込んでこの感染症の大流行という状態に右往左往しているのが現状です。子ども・子育て会議でも述べられていた、誰のために何のために一番大事なことなのかという点をしっかり踏まえた対策が、現在早急に必要だと考えます。園児の健康管理や保育所における感染症対策を保育現場がいろいろと相談できるような助言組織を、保育園をまたがって幾つかの地域ごとに区が立ち上げることを再度提案いたしますが、それに対するお考えはいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 感染症や園医等の関係でございますが、感染症の流行に対して適切な事務執行や保護者への周知ができていない園もあることは把握しております。また、園医の確保が難しい状況も先ほどご答弁したとおりでございます。園に対してはその都度、適切な運用を図るように指導をしているところです。園医につきましては、今現在ゼロ歳児の健康診断を週1回お願いしているということもありまして、現状の負担がただでさえ大きいというところがありますので、その辺を見直して、まずは園医の負担をまず軽くしていただいて、委員ご提案のブロック別の相談体制についてはさまざま調査を進めて、検討等調査していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○鈴木（博）委員 ぜひ園児とご両親のためにご検討をお願いしたいと思います。

次に、子育て応援券について再度お尋ねします。杉並区は平成19年から子育て応援券を発券しています。これは一時保育とか親子参加事業など、有料の子育て支援サービスに利用できるチケットを区が発行して、子育て家庭に配布しているものです。品川区では妊婦全員を対象とした妊娠期の相談事業が開始されて、面接時に1万円相当の品物が選べるカタログ、育児パッケージの贈呈を始めましたが、物品購入だけではなく、オアシスルームの利用料金などさまざまな育児サービスの利用、ネウボラ産後ケア事業の自己負担金、インフルエンザワクチンの接種費用など、さまざまな、要するにサービス、事業に使用できるようにすれば、子育て家庭にとっては非常に喜ばれるのではないのでしょうか。今後、保健センターでのさらなる面接向上のためも含めて、事業の見直しについて検討されてはいかがでしょうか。子育て応援券の発行を再度要望したいと思います。区のお考えはいかがでしょうか。

○鷹箸品川保健センター所長 子育て応援券への転換についてのご質問でございます。現在、ご案内のように1万円相当のお祝いカタログを面接にいらしたお母様方に配布させていただいているところでございますけれども、このカタログにつきましては、委員ご指摘のとおりあくまでも物を差し上げているという形でございますので、今後は区独自の、もう既に実施してございます産後ケアサービスの自己

負担金への変更など、そういったものにも使えるような子育て応援券への変更ということは、十分考えていく必要があるというふうに、現在検討しているところでございますので、今後より使いやすい形、またお母様方の一番お望みのサービス提供につながるような形の子育て応援券の変換というものを今後考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木（博）委員 ありがとうございます。ぜひご検討、実現できるようにお願いいたします。

次に、しながわネウボラネットワークについてお伺いします。これは先ほど我が会派の横山委員からも質問があったのですが、重ならないようにしてご質問します。しながわネウボラネットワーク事業は、区民のご家族ごとに1人のネウボラ相談員が寄り添い、切れ目のない相談と助言、必要な場合は専門機関につなぐ、品川区の子育て支援事業の中心になり得る事業だと考えます。まず、現在の事業内容についてご説明をお願いいたします。特に評価が高い事業などがありましたら、合わせてご紹介ください。現在、5カ所で行われている子育てネウボラ相談員による子育て相談の相談件数の推移と、その相談内容についても簡単にご紹介ください。

○高山子ども育成課長 しながわネウボラネットワーク事業のお尋ねでございます。しながわネウボラネットワーク事業、平成28年度より全ての妊産婦、子育て家庭に対する妊娠、出産、育児の切れ目ない支援により、子どもを安心して産み育てられる社会の構築、そういったことを目的として立ち上げたものでございまして、中核となる事業としましては3つほどございます。1つは相談事業、そして産後ケア事業、そして情報発信といった、そういった3つの大きな柱のもと、事業展開をしているものでございます。この中でも評価の高いものということでご紹介させていただきますと、午前中の質問の中にもございましたが、産後家事育児支援ヘルパー事業、こちらのほうが利用件数そのものはたくさんではないのですが、非常に高い評価をいただいているところでございます。昨年度は事業の構築に当たって見込みました件数を下回るようなものではあったのですが、今年度、この8月期までまいりまして、5カ月間の実績で申しますと30人の申込者の方、331時間というご利用ということで、既に昨年度を上回る勢いでこの利用が進んでいるところでございますので、こういったものがさらに利用されるよう普及と、それから使いやすさという部分を追及してまいりたいと考えております。

そして、利用者の方の反応ということ、実際に使った方の反応としましては、産後の6カ月間という非常に体が厳しい時期でもございますので、産後の一番しんどい時期につくっていただいた料理で心も体も癒やされたなどの意見でございますとか、あるいは育児の不安などを話すだけで気持ちの整理ができた、そういった率直な感想などをいただいているところでございます。

そして、ネウボラ相談事業の相談件数の推移を昨年1年間の数値で申しますと、年間のネウボラ相談員5人の受付件数が1,092件ということで、児童センター25館で受け付けている総合的な件数2,229件のうちの1,092件ということで、48%の割合でございました。これは今年度に置きかえますと既に、7月期までの数値で申しますと児童センター25館の全体の相談の受付の約8割がネウボラ相談員の方がお受けしているというような状況もございまして、徐々に相談事業が定着し、そして適切に相談につながっているという認識で考えております。

○鈴木（博）委員 詳しいご説明ありがとうございます。産後家事育児支援や産後ケア事業など、ネウボラの新規事業がますます使いやすいように改変しながら今後とも発展することを期待します。また相談事業についてなのですが、ネウボラ相談事業が5カ所のネウボラセンターで行われていますが、他の児童センターでも子育て相談が現在行われています。これらの相談の違いと、将来子育てネウボラ相談にこれらが統合されていくのか、ネウボラ事業がどの程度、並行しているようなほかの事業と合わ

さっていくのかについて、今後の見通しについて簡単にご説明をお願いします。

○高山子ども育成課長 現在、児童センター5館で実施しております子育てネウボラ相談員の相談と、それからほかの館との違いということでございますが、この5館につきましてはいわゆる保健師、看護師、教員免許など免許を持った方が専門的な相談をお受けするといった部分がございます。その他の館につきましては、児童センターで勤務しております児童指導員という専門職、その職員が子育てひろば事業の中で相談をお受けしているというところで、館の相談室の設置などというような物理的な違いに加えまして、資格を持った方がいらっしゃるといふところの違いがあるかと思えます。こういったものの統合という意味で申しますと、現在は5館にとどまっておりますそういった相談が、いずれ定着した後は、その他の館にも増やしていければというように思っておりますので、相談事業の一層の普及と、適切に相談につながるような相談員のスキルアップ、そういったものも同時並行で進めてまいりたいと考えております。

そしてネウボラ事業との統合という点で申しますと、現在、立ち上げました平成28年度の新規事業につきましては、これまで産前・産後の部分で手薄だった事業について、新たに事業構築をして、そのすき間を埋めるといふところを中心に展開しているところでございます。このネットワーク事業を広げていく中で、既存の事業との住み分けでありますとか、きちんとした定義づけなどは順次図っていく中で、よりわかりやすいネットワーク事業全体像を見てまいりたいというふうに考えております。

○鈴木（博）委員 今後、しながわネウボラネットワークが相談実績を見ながら拡大していくことは、品川区民とご家族にとって大きな育児支援になると期待されます。このまま、ますますの発展を期待しております。

ところで、現在国が進めている子育て世代包括支援センター構想と、品川区のネウボラネットワークの関連についても簡単にご説明ください。

○高山子ども育成課長 現在、国が進めております子育て世代包括支援センターでございますが、国への報告の上では、私ども子ども育成課の児童相談係と、そして3つの保健センターの部門、そちらを合わせました4カ所が子育て世代包括支援センターという位置づけでございます。このセンターの役割としましては、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援を調整、そして関係機関での連携を図っていく、そのようなものがこのセンターの目指す姿かと考えております。そういった意味で、現在保健センター、そして私ども子ども未来部のほうで進めておりますこうしたネウボラネットワーク事業そのものが、こういった国の目指すところの子育て世代包括支援センターの動きと合致しているものというふうに考えているところでございます。

○鈴木（博）委員 ありがとうございます。既に高齢者医療介護では、地域包括ケアシステムにより区内の多職種連携が進んでいます。ネウボラは切れ目がない相談とつなぎの事業です。ネウボラ相談員が必要と感じたときに、医療機関、関係機関につなげるようなネウボラネットワークこそ、多職種連携、顔の見える関係が必要なのではないでしょうか。小児領域における多職種連携の組織づくりが必要だと考えますが、区のお考えはいかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 現在、事業を進める中で、例えば助産師会の協力でありますとか、東京保健医療大学などといった区内の医療関係の方々とも随時手を携えながら、事業を円滑に進めさせていただいているところでございます。ネットワーク事業の広がりやを堅実に、着実に進める中で、区の持ち合わせない資源とも有機的に連携しながらこのネットワーク事業をより充実したものとしてまいりたいとい

うふうに考えております。

○鈴木（博）委員 今後とも品川区の子育て家庭のためよろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、木村けんご委員。

○木村委員 130ページの上から8行目、やさしいまちづくり推進費の333万円余なのですけれども、高齢者や障害者等に配慮したやさしいまちづくりを推進することを目的に、平成9年度から行われている事業で、区内の住民団体関係者、福祉関係者、鉄道・バス等事業者、道路管理者等で構成されており、すべての人にやさしいまちづくり推進計画の基本理念である、だれもがふつうに暮らせるまちづくりを推進するために開催されました。日頃からやさしいまちづくりを推進している関係者の皆さんに感謝の意を述べ、「昨年の障害者差別解消法の施行や、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、更にやさしいまちづくりの推進のために、行政だけでなく、皆さんと協力して、まちぐるみで進めていかなければなりません」とあります。

お聞きいたします。平成27年にバリアフリー計画が策定された大井町を例に挙げてお聞きしますけれども、具体的にどこをいつまでにどうするのか、また道路や公園のバリアフリー計画等を教えてください。

○大串福祉計画課長 地区別バリアフリー計画につきましては、ご紹介いただきました大井町、それから旗の台と2地区でバリアフリー計画を策定し、順次今その計画を進めているといったところでございます。私どもが所管しているところでは、心のバリアフリーといったところでソフト支援、こちらについて、おたがいさま運動等々、普及啓発事業、これを展開しているといったところでございます。

○中村都市計画課長 ハードのほうでございますけれども、大井町、それから今年度旗の台のほうの駅周辺バリアフリー計画を策定いたしまして、今後具体的に周辺の事業者等の協力を得ながら進めていくという計画でございます。

○木村委員 ありがとうございます。現在クリアしているバリアフリーは別にして、これから一番重要視している箇所などありましたら、考えていましたら、お聞かせください。

○中村都市計画課長 ハードの整備におきましては、主に道路の横断歩道の音響信号ですとか、あるいは歩道の点字ブロックの敷設、そういったところを中心に整備を行っていきたいというふうに考えております。

○木村委員 3年後にはまたオリンピック・パラリンピックがやってまいりますけれども、品川区の中心部に当たるこの大井町でありますから、多くの方々がこの品川区にやって来られるということが大変予想されます。そういう意味で、またいろいろとバリアフリーのほうもお願いをしたいと思っております。これは要望です。

次に、132ページの上から3行目にありますけれども、高齢者生きがい対策事業費からです。品川区の高齢化率は介護保険制度が実施された平成12年には17.1%、平成24年には20.2%と2割を超え、今後も上昇が見込まれております。平成29年には75歳以上の人口が高齢者と言われている65歳から74歳までを上回ると予想がされ、さらに10年後、30%を超える予想がされています。

お聞きいたします。高齢者の寿命が伸び、さらに健康寿命が伸びることにより、ますます高齢者の活動に拍車がかかってくると思います。当たり前ですけれども、高齢者の活動に拍車がかかることに対して、行政としての考えをお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 委員お尋ねの高齢者の増による高齢者の活動というのは非常に活発になることは予測されております。今現在も高齢者福祉団体の数としまして、今日現在で820団体という

ことで、地域での自主的な活動をしている団体がございます。そういった自主的な活動をしている団体の方々に向けまして、区としてはバックアップをしていきたいと思っております。また、そういった地域の力が生かせるような場づくりというのも大切であると考えております。

○木村委員 ありがとうございます。どうぞ頑張ってくださいと思っております。全国的にこの高齢期の核家族化が進み、本区でも単独世帯の割合が高く、7年前の平成22年にはもう38.1%と全国平均の24.8%を大きく超えています。今後もこの事業が大変注目されると思いますけれども、特に注意をして進めていきたいという点がありましたらお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 こちらの健康づくりの事業ということでございますけれども、高齢者と一口に言いましても、65歳の方から90歳以上の方までいらっしゃるということで、それぞれの高齢者による多様なニーズが異なっております。また、お元気な方から、少し支援が必要な方までいらっしゃるということなので、包括的にそういった方に対しての配慮というのは必要になってくるかと思っております。また、地域で将来的にこういう方が増えるということにつきましては、歩いて通える、高齢者が集まれる、気軽にふらっと寄れる場というのも必要になってくるかと思っております。

○木村委員 何行か下に、高齢者の趣味・健康づくり事業というのがあります。395万円余からですけれども、高齢者、先に言ったようにグラウンドゴルフ等の6つの趣味・健康づくり等の事業があります。私の周りにも高齢になってからの健康麻雀やカラオケに参加したいと言われる方が大変多くなってきております。時間を有効に使いたい、楽しみたい、友達をつくりたいと考える人が積極的に活動を始めています。お聞きいたしますけれども、家族に迷惑をかけないためには、健康が第一と考える区民が増えてきていることに対し、区としてはこの考えをどのように評価するのかお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 委員お尋ねのご家族の方の事情であったり、またおひとり暮らしの方が増えるということでは、こういったような事業を通じて仲間づくりというものが大事になってくるかと思っております。こちらの事業に参加している方々、あるいはボランティアの方々も、皆さん高齢化が進んでおりますので、この事業を区といたしましては丁寧に進めていきたいと思っております。

○木村委員 いろいろ前後して申しわけありませんけれども、この高齢者の趣味・健康づくり事業の395万円余からですけれども、60歳以上の区民が町会・自治会を単位として結成した自主的なグループ、現在区内には110以上のクラブ、正確には114とお聞きしております。会員数は約1万2,000人、そして健康体操、ふれあい健康塾を始め、花づくり、輪投げ、ゲートボール、カラオケ、囲碁、そして芸能とあります。また、ふれあいサポート活動などのボランティア活動にも積極的に参加をされています。趣味の活動や地域に役立つ活動をすることで、高齢期を豊かに明るく生活することを、行政としても目標にしているとのことだと思います。

お聞きいたしますけれども、趣味の活動や地域に役立つ活動をすると思いますが、それ以外、この役立つ活動とは具体的にどのようなことがあるのか、あればお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 高齢者クラブの活動についてのお尋ねにつきましてお答えいたします。こちらの地域のお役に立つ活動というのは主にボランティア活動のことを指しておりますが、例えば地域の清掃活動、地域の公園や神社、そういったものの清掃活動、あるいは先ほど出ておりました高齢者が高齢者の方を見守る友愛活動等がそれに当たるものと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、塚本よしひろ委員。

○塚本委員 私からは、質問の順で行くと、232ページ、介護予防・生活支援サービス事業費、それから229ページの介護認定審査会費、続けて209ページの特定健康診査等事業費、データヘルス

事業について、あともし時間がありましたら140ページの小規模保育事業等経費、これは連携施設のことについてお伺いしたいと思います。

初めに介護予防生活支援サービス事業費についてなのですが、今回の定例会の一般質問で、いわゆる総合事業の報酬単価というところについて、品川区では介護度改善、要介護が改善した場合に報奨金というものを交付している、これは全国に先駆けて品川区が実施したところで、今全国に広がっているところでございますけれども、こういったものに倣って総合事業でも介護予防効果というものを見た、応じた報酬の上乗せというのを考えられないのかということをお聞きしたのですが、なかなか客観的な効果測定が難しいと、こういう答弁でありましたが、考え方として、全国一律から地域に即したきめ細かなサービスという総合事業の理念というか、そういうものにのっとった考え方としてこういう報酬単価のサービスの内容に応じて、具体的にどうするかというのは確かに難しくてなかなか簡単ではないのかもしれませんが、考え方としてはそういう視点もありなのではないかというふうに思うのですが、ここについて改めてお聞きしたいと思います。

○松山高齢者地域支援課長 総合事業の報酬についてのお尋ねでございます。確かにおっしゃられるとおり全国一律から各自治体が決めるという仕組みになっております。その趣旨にのっとりまして、品川区としましては区独自のものとして、いきいき活動支援プログラムという事業者独自で創意工夫する、そういった提案ができるプログラムをつくっております。そのプログラムにつきましては事業者から毎年提案書を出していただいております、その中身については、目的や内容、期待される効果、それから評価、評価の活用方法など、きめ細かく記載していただいておりますので、こういった事業者の特徴を生かして、区と協議しながら、相談しながら進めている次第でございます。事業者に対しまして、工夫が足りていない場合については、区ともう一度協議をさせていただいて提出してもらっておりますので、今のところはこちらの仕組みのほう、今ある仕組みのほうで行きたいと思っておりますので、現在はこの仕組みを続行していきたいと思っております。

○塚本委員 今、ご答弁いただいたのですが、そういった考え方も有効なところも出てくるのではないかと考えておりますので、今後の総合事業の発展という意味で、発展とか持続可能性というか、ぜひご検討いただきたいというふうに要望したいと思います。

続いて229ページの介護認定審査会費なのですが、品川区におきまして介護認定率、第六期の計画によりますと、平成28年度の認定率は19.6%というふうに計画には載っております。それが年を経るごとに右肩上がりになっていくというふうな予測になっているわけですが、一方で和光市、この介護の話でよく出てきますけれども、和光市においては介護認定率が10%ということで、非常に大きな開きがございます。品川区の19.6%というのがほぼ全国並みなので、品川区が特段に認定率が高いとかそういうことではなく、和光市が極端に低いということになるのかと思いますが、介護認定というのは全国共通のコンピューターによる一次判定というのがあって、個々においては自治体間の差というのは基本的には出ないというところで、その後の審査会の専門家による二次判定というところで最終的に決まるということなのですが、この和光市と品川区というか、全国と言ってもいいかもしれませんが、認定率の違いというのをどのように分析しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○寺嶋高齢者福祉課長 認定率につきましては、ただいま委員からもありましたように、一次判定はコンピューター判定ということで全国一律でやっているというところにつきましては、おっしゃるとおりでございます。それでは、自治体で取り組んでいます各事業等、そういったものの考え方も含めまして、その取り組みの内容によって一定程度差が出てくるということはある、またその地域の方の状

況ですとか、さまざまな要因がありますので、そのあたりは違ってくるということ、それから認定率につきましても、認定を受けて非該当になるという場合と、そもそも認定を受けないという場合と、いろいろなパターンがあると思いますので、一概には比較が難しいと思うのですが、他市の取り組みの詳細までは、申しわけございません。把握はしていないのですが、品川区は先ほどご案内いただいたとおり、ほぼ平均の値だというふうに捉えております。

○塚本委員 ありがとうございます。この和光市の取り組みなどをいろいろ勉強させてもらって、やはり地域として、和光市という自治体として、行政はもちろんのこと事業者、また利用者も含めて1つの地域、この和光市としての介護保険の目的とか考え方、どういうゴールを目指してこの保険事業というのを進めていくのかということ、非常に共有しているというところが見受けられるかなと思います。もちろん、介護保険についてはいろいろなさまざま利用者のご意見があると思います。サービスを充実するためだったら保険料を上げていただいてもいいのだという方もいらっしゃる、いやいや保険料はやはり低くしていただく、そのためにサービスは限界、保険料のできる範囲でというような考え方の方もいらっしゃると思います。そういういろいろな中で、やはりこの第七期介護計画、来年度策定になっていくわけですが、品川区としてはこの利用者、また事業者、それから行政がもちろんその中心になっていくかと思っておりますけれども、この介護の目的、今後どのように品川区として介護を進めていくのか、また考え方というところをしっかりと共有をして、区の目指す介護というものを進めていっていただきたいと、第七期に向けてというふうに思うのですが、品川区としてこの目指す介護、どういったものかというところでお聞かせをいただきたいと思っております。

○寺嶋高齢者福祉課長 品川区の目指す介護としましては、当初から一貫しまして住みなれた地域で、ご自宅で生活を続けられるということを目指して支援をさせていただいていると、こういったところが変わらず取り組んでいる内容でございます。それで第七期に向けてというお話がございましたので、今の段階ではまさに精査をしている真っ最中なわけですが、事業者あつての介護であるということは重々認識しております。介護サービスを提供していただける事業者がいなければ、当然介護サービスは、介護保険制度は成り立たないというところにつきましても、これは私どもも十分認識しているところで

一方で、やはりご利用者には負担が少ない、実際に使われる方、それから保険料を負担される方についても、負担が少なく済むのであればそれに越したことはないということで、その両方を相天秤にかけるとか、そのあたりで必要事業量、それから保険料の見込み、人口推計等、今の段階では見込みまして、第七期に向けて取り組んでいるといったところでございます。

○塚本委員 品川区におきましてはこの高齢者福祉課に統括在宅介護支援センターと地域包括支援センター、この両支援センターの機能が設置をされているというところがございますので、そういう意味では、ある意味この理念の共有とか、そういうものが進めやすい体制になっているというふうにも言えると思います。品川区としてのこの介護の目的とか、そういった考え方というものをしっかりと、利用者も含めて、特に利用者にごこういったものを、品川区の介護はこうなんだよというところをしっかりと共有しながら、この介護というものを持続可能ならしめていくというところを、ぜひお願いしたいというふうに思いますが、もう一言だけ最後いただければと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 ただいまご指摘いただいたとおり、利用者に対する周知、これは引き続き徹底して行っていきたいと思っております。特に在宅での生活支援ということで、予防重視ということに今、力を入れているというのが直近の取り組みということになっておりますけれども、品川区の場合は特に、

従来から地区の20ある在宅介護支援センターと地域が非常に一体化してやっておりますので、そういった意味では利用者のニーズ把握等につきましては、他の自治体よりもすぐれていると自負しておりますので、引き続き力を入れて行っていききたいと思います。

○塚本委員 よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、特定健康診査等事業費のデータヘルス事業についてなのですが、まずここ数年、2、3年でいいのですけれども、医療費、保険給付費が増加しているかと思ひますけれども、どのような推移で保険給付費というものが増加しているのかというところと、合わせて平成28年にデータヘルス事業ということで未受診者への受診勧奨ですとか、要医療・肥満リスク者対策に向けてのいろいろな保健指導事業とか、あとは生活習慣病重症化予防事業、こういったことを実施されていたかと思ひます。それにつきましての事業の実績、また何か課題があれば課題もお聞かせいただければと思ひます。

○三ッ橋国保医療年金課長 まず、医療給付費の推移でございますけれども、被保険者世帯が毎年3,000世帯ほど減っているにもかかわらず、一般的な医療給付費は横ばいとなっております。しかしながら、高額療養費でございますが、こちらはパーセンテージが若干上がっておりまして、前年度比よりもプラス1.53%程度上がっておりますので、高額療養費につきましては若干上がっております。

また、データヘルス計画の中でございますけれども、特に生活習慣病の重症化予防対策でございます。こちらは本来、データヘルスの中には、健康受診率の向上、また経度リスク者対策、そして重症化予防対策と3つ大きく項目がございますが、この重症化予防対策でございますが、こちらは生活習慣病がやはり重症化されると、非常にお金がかかってしまう、国の統計によりますと1.51兆円ほどかかってしまひまして、1人当たり月額でございますと40万円ほどかかってしまう状況がありますので、そちらに対しても非常に取り組んでおります。

○塚本委員 先ほど別の委員からの質疑でもありましたが、平成30年からこの保険者が区から都に移管されるというところで、ただ保険料、基本的には一律という考え方が原則というか底辺にあるのかもしれませんが、基本的には保険料は各自治体でそれぞれ差があるままといふようなことになるといふふうに聞いております。23区においては統一保険料ということで、今のところは統一保険料なのですが、都に移管した後、いわゆる各自治体ごとにこのデータヘルス事業等今後も行っていくと思ひますけれども、保険料、給付医療費が増減するというところと、その自治体の保険料の増減ということとは、どういふふうな関係性にあるのかを教えてください。

○三ッ橋国保医療年金課長 まず、今現在は23区が統一保険料方式を使っておりますので、全体が同じ保険料率となっておりますが、平成30年度からはそれぞれの各区に保険料率が算定されますので、分かれてまいります。その中で統計的に見ますと、保険料が若干上がってしまうところであったり、そのままであったり、さまざまな要因がございますので、一概にまだ全体的なことは言えないのですけれども、品川区といたしましては激変緩和に取り組んでまいりますし、また23区全体としてもできる限り保険料が上がらないようにしていく予定でございます。

○塚本委員 いずれにしても医療費の抑制という意味で、特に重症化による透析等が特に注目されていふ思ひますけれども、こういったことを防いでいくというところでのデータヘルス事業、これは品川区が今後も続けていくという事業でございますので、ぜひ力を入れて重症化予防等、成果の上がる事業として続けていっていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 233ページの介護保険の中の地域包括支援センターについてと、それから133ページの障害者福祉費についてお伺いをしたいと思います。

まず、地域包括支援センターなのですけれども、品川区は高齢者福祉課に地域包括支援センター1カ所を置いて、あとは大小サブセンターという位置づけにしておりますけれども、この地域包括支援センターにかかる運営費がどれくらいになっているのかということは、この233ページの2,748万円というところでもいいのか、この確認と、それから在支のサブセンターとしての地域包括支援センターのサブセンターとしての委託費というのは、1カ所当たり幾らぐらいなのかということについてまずお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 地域包括支援センターにかかる経費につきましてはご指摘のとおりでございます。

それから在支の経費につきましては、20カ所それぞればらばらなので、1カ所幾らというふうには数字的にはお出しできないところです。申しわけございません。

○鈴木（ひ）委員 その下のところに、3億1,000万円余ということで、在支のところが書かれているのですけれども、これが20カ所全体でこの額だということでもいいのかということを確認をさせていただきたいと思います。地域包括支援センターが品川区の高齢者福祉課にある中で、2,748万円というのはすごく少ない額のような気がするのですけれども、ほかの区の地域包括がどれくらい委託費が出ているのかということでお伺いしたときに、三千数百万円から四千数百万円ということでお聞きしたのですが、それに比べるととても少ないような気がするのですけれども、確認をお願いしたいと思います。それが1点です。

それともう1つ、地域包括支援センターに関する情報の公表ということなのですけれども、私はこの問題で一般質問をしたときに、もう既に介護保険制度の推進委員会の中でこの報告もされて、ホームページに公表もされていますということだったので、ホームページを見ましたら、本当に短い、確かに地域包括支援センター運営協議会というところで10行ちょっとの報告がされているのですけれども、そこでの資料というのは、これは予防マネジメントのケアプランの件数だけしかここに書かれていないのですけれども、これ以外のところで地域包括のホームページ公表というのがされているものがあるのかどうかについてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず1点目の在宅介護支援センターの経費3億円強というのは、総額という意味ではこちらが総額になります。それからあとほかの自治体と比べて経費が安いのではないかと、これはいわゆる指定している高齢者福祉課の人件費がこの数字には入っていないので、そこの差異だというふうに考えております。

それからあと公開につきましては、委員ご指摘のホームページに公開しているもののみで今のところは対応しております。

○鈴木（ひ）委員 この地域包括支援センターに対しての情報の公開というのは、平成26年度の法改正で介護保険法第115条46第10項で、市町村は法令・省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの業務内容、それから運営状況に関する情報を公表するように努めなければならないということで、法改正があったと思うのですけれども、この法改正の中身では、全然私はこれはないと思うのです。そういうところと言えば、もっとわかる形で厚生労働省が求める事業所の業務内容や運営状況、それから事業の活動の実績ですとか、そういうのも合わせた形での公表というのが、厚生労働省でも求められておりますので、ぜひこれはすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それもこういう形での、介護保険制度推進委員会の議事録をたどっていくとこれが見つかるなどというのではなくて、きちんとした形でのホームページの公開というふうなことをすべきだと思うのですね。というのは、厚生労働省が求めているところも、地域住民に対してセンターの取組内容を幅広く周知をして、介護離職ゼロに向けての相談窓口の強化や、求められる住民が相談をする機関として利用できるように周知をすることというふうなことで書かれておりますので、ぜひこの公表を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 品川区のホームページとして公開しているのは先ほど申し上げたとおりですけれども、23区につきましては東京都のほうに情報を一括して集約して、東京都のホームページによって公開していると、こういったスタイルをとっております。

○鈴木（ひ）委員 都道府県とともに市町村に対してもこれは公表という形で求めておりますので、ぜひ区のホームページにこの中身について公表して、区民がそこを見られるような形にぜひしていただきたいと思うのですけれども、改めてご答弁をお願いしたいと思います。

それともう1つが体制の問題なのですけれども、品川区は1カ所だけですけれども、隣の大田区はこの地域包括21カ所、渋谷区は11カ所、港区は5カ所、多分目黒区も5、6カ所あったと思うのですけれども、そういう形で整備がされております。それで人員の配置というところでも、私はこれも一般質問でお聞きしたのですけれども、そのときの答弁では、3職種で85人ということで答弁をされたのですけれども、東京都で公表されている品川区のホームページの状況を見ましたら、保健師が3人、社会福祉士が10人、主任ケアマネが26人、合わせて3職種で39人、そしてケアマネ、主任ではなくて普通のケアマネが常勤・非常勤合わせて31人、事務職、常勤・非常勤合わせて15人ということで、ケアマネと事務職を合わせて85人ということになっていたのですけれども、これが事実なのか、それともそれから一気に増えて3職種が85人ということになっているのか、このことについても実態をお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず1点目の公開につきましては、23区、他の自治体の状況も見ながら検討していきたいと思います。それから3職種の配置につきましてはですけれども、時点がいつのものをごらんになったのかわからないのですが、直近の数字で申し上げますと、3職種それから準ずる者等、全て合わせまして83.4人というのが直近の数字でございます。内訳としましては、保健師については4.5人、社会福祉士については30.5人、主任ケアマネ29人、その他というふうになっています。

○鈴木（ひ）委員 今日の時点で、私は東京都のホームページを確認したのが今の数字だったのですけれども、そういうことであればぜひこの東京都のホームページも今の数字に直していただきたいと思います。それから、ぜひ品川区のホームページには公表という形で、市町村に対しても厚生労働省が求めていますので、そういう法改正になっていきますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

それで、改めて、私がなぜこういう形で3職種のそれぞれの人数を聞くかと言えば、保健師の数が少ないというのがずっと問題意識として持っているのです。保健師、社会福祉士、主任ケアマネ、それぞれの職種を厚生労働省としては高齢者3,000人から6,000人に対して1人の配置ということで基準を定めていまして、その省令の基準どおりに配置をしていますという答弁だったのですけれども、実際はこの保健師が4.4人というのはとても足りない人数だと思うのですね。実際6,000人、最大の6,000人に1人ということで計算しても14人は必要だと思うのですけれども、そういうことからすると、この4.4人というのはあまりにも少ない数字だと思うのですけれども、なぜ保健師を厚生労働省が定めている人数まで配置しないのかという点について、まずお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長　まず、先ほどのホームページにつきましては、報告時点と掲載時点のタイムラグもあろうかと思しますので、確認させていただきたいと思います。

それから3職種の配置につきましては、省令ではまず原則としてという表記がございます。これは自治体の規模の大小等も合わせまして、原則対応ということになっております。品川区の場合は、平成18年度以前より、基幹型在宅介護支援センターとして、まず保健師の配置をしておりました。それから20在支と連携して対応するという、このシステムをとっていきまして、後から地域包括支援センターという制度が平成18年に乗ってきたものでございます。その点、品川区につきましては今までこういった連携を合わせてしっかりと対応してきたということを申し上げております。それに対して国・都からは、この運用解釈について問題ないというふうにいただいておりますので、今現在この形でベストと思われる対応をさせていただいているところでございます。

○鈴木（ひ）委員　在宅介護支援センターというのは、平成18年前はどこでもそういう形でやっていたのを、地域包括にもう変えて、そしてこの3職種をほかの区では厚生労働省の基準に基づいて配置をしていたというのが実態だと思います。それが在宅介護支援センターがサブセンターで、地域包括の役割だけを果たしているというのであれば、まだいろいろな課題をこなせていくのかなというふうに思うのですけれども、在宅介護支援センターはほとんどケアプランをつくるので、私は本当にいっぱいいっぱいという状況なのではないかというふうに思うのですね。そのような中で、この東京都が出しております品川区の状況というのも見せていただいたのですけれども、相談件数が全然圧倒的に他の区と違いまして、例えば品川区の相談件数は全体で1万1,476件でした。1人当たり294人という状況でした。例えば港区の、私は1カ所、5カ所のうち1カ所だけ見てみたのですけれども、1カ所だけで保健師が3人配置されて、社会福祉士3人、主任ケアマネ1人ということで、7人の体制で高齢者6,463人に対応しているのですね。それで相談件数がどれだけあるかと言えば、1万2,643件、1年間。品川区は8万1,000人に対して1万1,476件、港区は6,463人に対して約1万2,000件ということで、こちらのほうが相談件数も多くて、1人の職員の相談件数というのが1,806件になっていたのですね。だから品川の1人当たりの相談件数の6倍やっているという状況なのです。これは、私は相談が本当に、区民の相談が受けられているのだろうかというのが、それからさまざま地域包括には役割が求められていると思うのですけれども、この在支のケアプランをつくりながら地域包括をやっていく、しかも体制としては保健師がほとんど配置されていない、このような中で、できているのかなという疑問があります。その点についていかがでしょうか。

それから、3職種がなぜ必要なかというのも厚生労働省がかなり出していまして、3職種連携によるチームケアが必要なのだと、チームアプローチがとても大事で、それぞれの専門職としての知識・技術を生かしつつ、チームアプローチをすることが重要なのだということを述べているのですね。医師会の先生方からも、今回私たちは保健センターの保健師の増員及び地域包括ケア事業への参画ということで要望もいただいているのですけれども、私はぜひこういう点からも保健師をしっかりと人数配置させていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長　現在、品川区の地域包括支援センター、十分、しっかりと対応していると自負しておりますが、これからもサービス向上に向けて対応していきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員　保健師の配置をぜひ求めていきたいと思います。全体としても保健師が足りませんし、こういう形でも保健師が足りないですので、ぜひ増員をよろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長　次に、本多健信委員。

○本多委員 131ページの福祉人材確保、定着事業について伺いますが、その前に民生費全般にわたって1つお伺いいたします。車いすなのですが、機能の充実とともに進化していて車いすが大型になりつつありまして、多機能トイレやだれでもトイレとか、公共施設以外、民間も全て含めまして、規格が変わってきていると思うのですね。なかなかトイレの中でも回転しづらいとか、全体的にそのような課題があると思うのですが、いかが対応、どのようにお考えでしょうか。

○中山障害者福祉課長 車いすについてのお尋ねです。委員ご指摘のとおり、例えばストレッチャータイプのももございますし、最近大きくなる傾向になっております。それで現在、区の施設なのですが、だれでもトイレというのがございますが、基本的に今後はベビーベッドではなく大人用のおむつがえができるような、そういったものに変換していく予定ですので、そういった中ではだれでもトイレの大きさが少し大きくなっていくものと考えております。

○本多委員 規格外などになりつつありますけれども、対応していただきたいと思います。それを述べて、次に質問に行きます。

福祉人材確保・定着事業なのですが、平成28年度の取り組みとしましては、事務事業概要で遠隔地からの人材獲得支援、実績で3件、平成29年度も継続しています。人材確保のための住居確保事業が0件だったので、平成29年度が廃止となっているのですが、いろいろ判断は政策判断でその時々判断だと思うのですが、課題を解決するというか、その部分をどうやってフォローしていくのか、その点についてお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず人材確保につきまして、遠隔地からの採用ということで見学の際の交通費であるとか、それから引っ越してきた際にかかる経費等を、法人を通して助成をするということ始めた事業ですけれども、こちらにつきましては実績が予算に比べて伸びなかったという点がございますが、引き続き各法人に働きかけて、人材確保に努めていきたいと考えているところでございます。

それと、法人が採用した職員に対して法人がその住宅を確保した場合に、それに対して支援を行うという形の事業を組んだところ、実績が残念ながらゼロということになりまして、ご指摘のとおり廃止ということになりました。経緯としては、人材確保につきましては事業構築の段階から、我々もそうですけども、各法人にもいろいろアイデアを募って、いろいろ支援策等を協議しながらご要望を聞きながらやってきたという経緯はあるのですけれども、少しそのあたりで当初の見込みとミスマッチだったということ、我々も法人側もそのあたりについては一定程度反省点もあるということなので、改めて、限られた予算ですので、違う形でまた支援策を考えていきたいということで廃止に至ったものでございます。

○本多委員 本当にいろいろ努力していただくのはわかります。工夫をして、またPR等に努めていただきたいと思います。

それで、続けて福祉人材の確保なのですが、監査委員の意見書、指摘を取り上げます。福祉人材については監査委員から3つぐらい指摘があるのですが、そのうち2つを聞きたいと思います。1つが平成7年につくられました品川介護福祉専門学校が開設・開校し、介護の担い手の確保を図ってきた。しかし入学者は平成27年度の36人に対し、平成28年度は24人と減少傾向にあることは否めない。一方で、区内指定福祉施設等に3年間勤務すると授業料の返済が免除される就学金貸付制度については、在校生の9割超えが利用しているものの、3年の間に離職し返還しているケースも多く、福祉人材の定着が難しい課題、これが1つですね。もう1つが、福祉分野で働くなら品川区というPRを大々的に行うとともに、区内福祉施設に良質な福祉の担い手を多く確保する、仮称品川福祉人材バンクをつくると

いう強い決意をもって対策に取り組んでほしい、この意見・指摘に対してご見解を聞きたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず1点目の入学者数の減につきましてはご指摘のとおりでございます。参考までに本年度も30人を割っているというふうに学校から聞いておりまして、厳しい状況が続いております。

あと2点目の人材バンクということですが、まず入学者が少ないということにつきまして、我々もそうですが最も危機感を感じているのはやはり学校でございまして、この辺の相談につきましてはこの4月以降も随時入ってきているところで、次年度の対策も含めまして、今、学校側とも内容については詰めているところでございます。新しい支援策を見つけて、学校の充実と福祉人材の定着に関しては強化していきたいと考えております。

○本多委員 介護福祉専門学校、働きながら通うとか、例えば夜学の創設ですとか、ほかの区内の専門学校との連携とか、新たな何か工夫がやはり必要かと思うのですね。すごい制度、本当にすごいいい制度だと思うのですが、さらに入学をしていただくための工夫等が必要だと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 現在でも取り組んでいるものとしては、学校のほうからいわゆる高等学校を回っての直接のPRですとか、それからオープンキャンパスというものも年に8回、9回程度開いております。事前に学校を見ていただくといった、こういった取り組みもして今PRに努めているところでございます。しかしながら、状況としては先ほど申し上げたような実態がございまして、引き続きまして新しいアイデア等を考えながら対策を講じていきたいと思っております。

○本多委員 保育士のほうの別の例えになるのですけれども、保育士の獲得競争が年々厳しくなっていて、保育士を目指す方々に手厚い家賃補助、海外研修の充実など、アピールが広がりつつあります。これは世の中ですね、一般論ですが。民間保育士の平均月給は月約22万円、全産業平均を約11万円下回る、資格を持ちながら、保育士として働いていない方が現在約80万人ぐらいいらっしゃるようなのですが、福祉人材についてはそういう取り巻く環境をどのように捉えているのか教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 ただいまご案内いただきました賃金等につきましては、介護職員につきましてもほぼ同様の数値であるというふうに認識しているところでございます。一方で、法人等々のヒアリング等を行っている際に、やはりやりがいを持ってこの仕事に励んでいるとか長く務めている職員もいるということも聞いてございます。やはり、離職の原因としましては、当初思っていた内容と、例えば人間関係等も含めて、ちょっと違っていたなどということでおやめになる方がいるという、これも実際の声として聞いているところでございます。いずれにしましても、介護職場の魅力を発信していくとともに、いろいろ法人同士の取り組み等もお互いに共有しながら、何かいい策を講じていければというふうに考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、浅野ひろゆき委員。

○浅野委員 私からは131ページの老人保護措置費、養護老人ホームですね。こちらと、134ページの自動車運転免許取得経費助成、こちらの2点について時間の限り質問させていただきます。

まず養護老人ホームですが、現在1,144人が措置ということで入所されているというふうに聞いております。費用については書いてありますけれども1億9,500万円ぐらにかかっているということですが、環境上の理由や経済的な理由で在宅で生活することが困難な自立したおおむね65歳以上の高齢者を入所させて養護しているということでもあります。利用者の収入や扶養義務がある家族の世帯収入などによって判断されるとあります。現在、延べ人数は先ほど言いました1,144人です。

れども、品川区の区民が入所している養護老人ホームがどこにあるのかということと、どこに措置されているのか、また軒数、建物の数、施設規模というのはどのぐらいなのかということについて教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、養護老人ホームですけれども、これは記述に延べ1,144人と書いてございますのは、出入りがありますので1カ月の人数掛ける12月ということなので、実人数としては現在90名でございます。

措置先、まず施設としては都内全体で34カ所、現在あります。品川区にはございません。入所先としましては区部に27名、それから市部に60名、それから都外に3名、こういった状況になってございます。施設規模は、済みません。ちょっとそれぞれ定員数が違うので、申しわけございません、定員合計についてはただいま数字は持ち合わせておりません。

○浅野委員 今、都内に34カ所、27名、また60名、都外3名というふうに伺いました。品川区にはないということで、多分品川から離れて生活をしている人も多いのかなというふうに思います。実は、私のちょっとした知人なのですけれども、養護老人ホームに入っているというふうに聞きまして、たまに品川区にも顔を出すようで私も1、2回会ったことがあるのですけれども、結構そういう意味では自由がきいているのかなとは思いますが。どのような制度と言うのでしょうか、どこまで例えばそういう自由な行動が許されているのかということについて伺います。また、結構高齢な方が、65歳以上の方が入所されているということで、言葉は悪いですがけれども養護老人ホームがつの住みかという形で亡くなる方もいるのかというふうに思います。その場合、家族の方、どのような形で対応されるのか、また本人が1人だけの場合は、区としてはどのような対応をされるのか教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 済みません。先ほどの規模でございますが、施設当たり50名から100名程度のもので多いというふうになってございます。

それから、出歩いて自由がきいているところのご指摘ですけれども、もともと老人福祉法が始まる前に、養老院という名称の高齢者を保護するという、そういう施設がありまして、老人福祉法が始まったときに養護老人ホームと、それから特別養護老人ホームと、あとは軽費老人ホームと3つに分かれたと、こういった時代背景がございます。それで、養護老人ホームにつきましては経済的な問題、環境的な問題で措置される、それから特別養護老人ホームは現在の前身ということで介護が必要な方が入るといって、こういった形の住み分けがございました。したがって、養護老人ホームにつきましては、生活相談員等の配置はありますが、基本的には自立した方、それから食事の提供が施設内ではございますが、実際、品川区の方もシルバー人材センターに来たりしているなどという方がいらっしゃるのと伺っておりまして、食事をしない場合は事前に欠食届を出しておけば問題ないということで、比較的、むしろ元気な方なので、多く外出しているといった生活形態が一般的だと考えております。

あと、入居の要件としては経済的な条件とか、あとは実際に一番多いケース、虐待ケース等が多いということがありまして、基本的にはお一人であるということが割合としては高うございます。むしろ問題なのは、将来的に介護が必要になったときに、基本的に養護老人ホームは原則介護施設ではありませんので、法改正で介護サービスを導入することは今できるようになっておりますけれども、実際には機能等も含めて介護施設ではないと。その辺がありますので、その後の例えば特養ホームとの連携等につきましては、しっかり対応していく必要があらうかという認識はしてございます。

○浅野委員 ご答弁ありがとうございました。このような施設があるということで、私も安心はできるかなと思うのですけれども、やはり自宅で過ごし、自宅からさまざまいろいろなところに行けるとい

うのは一番いいかなとは思いますが。その方も最近はちょっと会っていないのですけれども、元気で生活をしているのかなというふうに思いますので、これからもこのような措置が必要になるケースというのは多くなってくるかと思しますので、ぜひともこれからも対応していただければと思います。

さて、134ページの自動車運転免許取得経費助成について質問をさせていただければと思います。この制度ですけれども、大体毎年1件から2件程度の助成がされているというふうに資料のほうでは出ておまして、1人当たり16万4,800円の助成がされているとのこと。まずこの金額に設定されている理由、多分普通に免許をとるためにかかる費用なのか、それともまた自己負担とかそういうものがあるのか教えてください。

○中山障害者福祉課長 自動車運転免許取得経費助成の件でございます。お一人当たり16万4,800円ということで、今現在運転免許を取得するのに大体30万円ぐらいかかるかと思えます。そのうち16万4,800円分だけを区が負担するというものになっております。おおむね半分程度の、2分の1の助成ということで設定しているものでございます。

○浅野委員 大体30万円ぐらいかかるという、私も学生のときに免許をとりましたけれども、どのぐらいの価格か忘れてしまったけれども、大体そのぐらいだったのかな、もうちょっと高かったかもしれません。16万4,800円の助成ということで、例えば今のお話ですと、助成する金額が16万4,800円ですので、30万円かかる、うまく運転と言うのでしょうか、教習のほうが進まない方は自己負担でさらにかかっていくということになるかと思えます。このような助成ですので、例えば助成制度を申請したけれども、結果的に免許を取得できなかったという場合も、これは自分の負担で対応しなければならないということなのか、そしてまたそのようなケースというのは過去にあったのかどうか、その件について教えてください。

○中山障害者福祉課長 基本的に運転免許の教習代の一部を助成するというものになっておまして、最終的に免許取得をもってこちらの助成をさせていただいております。ですので、免許が取得できなかったということになると助成はできませんので、10分の10の負担になってしまいます。過去にそういう事例があったかということなのですが、私がいる間はないです。それで、1件だけすごく時間がかかってしまったというケースがございまして、それについては時間がかかったのですが免許を取得する自動車運転教習所のほうに書類を出していただいて、最終的にはこちらの16万4,800円をお支払いするような手続きをとらせていただきました。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩します。

○午後3時14分休憩

○午後3時30分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。西本貴子委員。

○西本委員 まず1つは140ページの病児保育です。かねてから病児保育につきましては慎重にしてくださいねということをお願いをしておりました。今回、また1件増設ということになったのですが、そもそも子どもたちが病気をしているときに、親御さんが見るといのがやはり大前提だと思っているのです。ですので常々申し上げているのは、会社の中でも休める、子どもが、我が子が病気になったら休める、そういう社会をつくっていきましょうということを常々言わせていただきながら、今

回もう1つ施設ができました。それはどういうことなのでしょうかということ。今後の考え方をお知らせください。それと実態ですね。今どういう使い方をされているのでしょうかということで、実態をお示しください。

次に、同様に延長夜間保育です。これも利用がどういう状況になっていますかということを確認いたします。小学校に行けば夜10時までには預けていないわけでありまして、やはり準備期間というのはしていかなければならない、それを特に年長さんにつきましては保護者の方々が準備をしていく必要があるかと思っておりますが、その指導、そして現状どうなっていますかということが2点目。

次に3点目として、今回一般質問させていただきました子ども食堂の件です。児童センターと併用できないか、それともう1つは135ページにあります、ゆうゆうプラザですね。平塚、大崎のほうにあります。非常にすばらしい施設なのです。子ども食堂をしたいという方々の課題というのは、やはり場所の確保が難しいということをおっしゃっているのです。ですので、何とか民間の力を借りながら子ども食堂、ただこの子ども食堂の意味合いもちょっと違ってきているような気がするのです。貧困対策で始まった施策でありますけれども、今は居場所、親子が集う場になっていたり、それからゆうゆうプラザ等で行えば多世代の交流もできるだろうしということで、非常に大きな広がりがある、そういう事業の展開になるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 病児保育と延長保育等のご質問です。まず病児保育の考え方なのですが、区といたしましても親が病気の子どもを見守る社会環境の整備と、基本的に親が病気の子どもは見るという姿勢に変わりはありませんが、就労支援という側面で、確実にニーズが高まっているというのと、前回の答弁でも言いましたけれども、子ども・子育て計画上も明らかにニーズがまだあるというところでありますので、計画の達成に向けて一定数の病児保育の施設は開設していかなければならないというように判断をしております。

続きまして延長保育の状況なのですが、延長保育に関しましても件数は平成27年度が9万2,887件、平成28年度9万8,403件と、こちらに関しても確実に数字が増えています。こちら、私立保育園を増設してしまして、在園児が増えているという影響もあると思うのですけれども、一定数延長保育は伸びています。ただし、時間帯が今、午後10時までやっている園がありますけれども、今はそんなに遅くまで預けている児童は減ってきていて、大体8時とか8時半ぐらいという児童が多くなっているというふうに一応理解をしております。

○廣田子ども家庭支援課長 子ども食堂についてのお尋ねでございます。児童センター、ゆうゆうプラザ等の活用ができないかというようなご意見なのですけれども、現在、子ども食堂の空白地帯がどこにあるのかというところで、もう同時に動いてはいるのですけれども、なかなか開設する場所を見つければ大変な地域があるのは承知してございます。それにつきましては、区の施設も選択肢としては出てくると思うのですけれども、現在子ども食堂をやっている方で、飲食店の定休日を借りている方などもいらっしゃるのです。そういったさまざまな企業であるとか商店であるとかということについては区からアプローチをして、開設に協力してくれるところを探していこうと思っております。区有施設につきましては、本来の目的の利用というところを邪魔してはいけないので、本来の目的と融合するような形で整合性がとれば使うということもあるかもしれないのですけれども、まだまだ現時点ではいろいろな選択肢があるので、今すぐ児童センターを、ゆうゆうプラザをというところには行っていないので、選択肢として消えたわけではないので、今後いろいろな選択肢の中で当たっていこうと思っております。

子ども食堂の役割については、区として支援を始めるときに、貧困だけを意識して支援しようとしているわけではありません。地域で子育てをしていくということを目的としていますので、お父さんがなかなか仕事で帰ってこれない母子が孤立しないようにであるとか、そういう意味合いもございますので、居場所づくりという、区としては捉え方をしています。多世代が交流していったほうがいいと子どもも思っておりますので、今、高齢者のNPOであったり、高齢者の施設などで取り組んでいる方に、子どもも受け入れてもらったかどうかであるとか、さまざまなアプローチを今後していきたいと思っております。

○西本委員 ありがとうございます。病児保育ですが、ニーズがあるかと言うとニーズはあります。これは。病気になってしまったら預けるところがないので、やはり病児保育は必要だ、あったらいいなというのは、それはわかります。しかしながら、やはりそのニーズがあるのは承知しておりますけれども、会社の中でもやはり認めてもらうような機運を高めていくという、そちらのほうをしっかりとやりつつ、補完的なところであるのはいいと思うのですよ。ただ、それでまたニーズがあるからということで、ただ単に広めていってほしくはないのです。やはり子どもの子育てのことを考えたときには、親が、親というか保護者がしっかりと面倒を見られるというところを政策的にしていけないといけないのではないかと思いますので、それのお答えをお願いします。

それで、延長保育はよかったと思います。夜間保育、大体8時ぐらいですよということで、10時まで預けている方は少なくなってきたという現状があるので、そこはある程度、就労を踏まえて、保護者の方々が考えられているのだなということもありましたので、そこを進めていただきたいと思えます。

子ども食堂につきましては、これはただ単に子ども食堂、居場所づくりというふうに課長おっしゃいましたけれども、確かにそうなのですよね。それが多世代ということを見ると、非常に今後広がりのある事業の展開が期待できるかなというふうに思っているのです。しかも、民間の力、要は地域の力を借りて広げていくということは、本当に素晴らしい動きだと私は思っているのです。それを垣根を越えて児童センターの、児童センターはどうなのでしょうか。やる気があるのでしょうか、ないのでしょうか、検討していただけるものなのでしょうか。ゆうゆうプラザのほうも考えていただけるものなのでしょうか。これは担当がまたがってしまうところがあるので、そこをしっかりと意思疎通を図りながら、現状を踏まえながら、これから検討していただきたいと思えますが、担当課長からもご答弁をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 病児保育のご質問ですが、基本的に親育ちの話だとは思いますが。保育園ではさまざまな事業、1日保育士体験でありましたり、行事等を重ねて親子の交流を図ってまして、保育園在園の保護者に関しましては、お子さんを自分で見る、よく見る、交流を持つと話をさせていただいています。また、地域の方に関しましてはチャイルドステーションということでさまざまな相談を受けているところでございます。

○廣田子ども家庭支援課長 先ほどご答弁いたしましたとおり、さまざまな選択肢を当たりながら、必要に応じて区有施設につきましては所管課長と連携をとってまいります。

○西本委員 子ども食堂、ぜひよろしくお願いいたします。

病児保育の件です。いろいろな保育の中で、いろいろな指導をしていただいているということで、やはり親子の関係ということが非常に大切だと思うのですね。そこを間違えないようにしていただきたいのですよ。保育サービスというのは、私も保育園に非常に助けられて今まで来ましたのでよくわかっており

ます。本当にやり過ぎると変な言い方をしてしまうけれども親放棄になってしまう可能性もあるのですよ。ですので、やはり親として子ども、子育てをしっかりとやっていただけるような、そのベースをつくっていきながら足りないところを補完していくというようなことを忘れないように、いろいろな事業の展開をしていただきたいと要望したいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、大沢真一委員。

○大沢委員 233ページ、地域包括支援、それと時間がありますれば130ページの法人に対する助成金について伺いますが、まずは先ほど来、何人か委員から話がありましたが、支え愛・ほっとステーションについて概略は先ほど来お伺いしましたので、目的についてをまずお知らせください。

○大串福祉計画課長 支え愛・ほっとステーションでございます。まずは福祉の身近な相談窓口というのが大きな役割になっております。したがって、各地域センターの中にこのステーション、社協のほうに委託をしましてコーディネーターに常駐していただいて、そういったちょっとした困り事、こういった相談に応じるというのがまず大きな目的でございます。

○大沢委員 これは、この事業については地域包括ケアシステムですか、この構築においては大変重要な位置を占めていると思うのですけれども、ではこの地域包括ケアシステムについての定義についてお知らせください。

○大串福祉計画課長 地域包括ケアシステムでございます。これから増えていく高齢者の方たちを地域全体で支えていくという大きなシステムでございます。今申し上げました支え愛・ほっとステーション、あるいは在宅介護支援センターに代表されるような相談体制の整備、また、それ以降介護が必要になってきた場合に必要とされる施設の整備ですとか、あるいは生活支援、それから介護予防、それから医療と介護の連携、こういった多職種連携等々、こういったものをネットワークでつなぎながら高齢者を支えていくというのが大きなシステムのご概念というふうになってくると思います。

○大沢委員 まさに今課長さんがおっしゃられたこの地域包括ケアシステムにおいては、医療と介護の連携、これが非常に大きな課題であり、重要な取り組むべき問題であると思います。これはちょっと専門用語なので読み上げますが、介護保険法におけます地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業と、これが位置づけられているというふうに聞いておりますが、さてこの医療と介護の連携においては、さまざまな部・課・係が連携をしながらこの事業を進めていくと、かじとりをしなければいけないというのが皆様方十分にご認識のことだと思いますけれども、この4月に福祉計画課に、この推進係が新設をされたということで承知をしております。これは非常に画期的な組織改正ではなかろうかということで、自身も中でも感動しているところでございますけれども、ケアシステム、先ほどの医療と介護のまさにこの係で一元的に扱う重要な部署であるというのは、これはもうおわかりだと思いますけれども、この係の主な目的、それと事業内容についてお知らせください。

○大串福祉計画課長 私ども福祉計画課の中に、この4月より地域包括ケア推進係というものができました。従来の庶務係、あるいは地域福祉を進めていく担当の係、これを統合した形でこの地域包括ケア推進係というものができたところでございます。その中で我々担当しているのが、今申し上げたような支え愛・ほっとステーションの整備、こういったもの、あるいは地域福祉の推進といったところで所掌しているところでございます。医療との連携というところでございますが、まだまだ我々の係、あるいは私どもの課の中で、具体的にこれを進めていくところまではまだたどり着いておりませんが、地域包括ケアを進めていくという中では、この医療連携という形、大変重要なものと考えておりますし、地域包括ケアの中核のものというふうに捉えておりますので、そちらについても鋭意取り組んでいけれ

ばというふうに思っております。

○大沢委員 調べますところによると、国においてはこのサービス、普遍的に理念を確立しているということで求められていますし、さらにこの地域の共生を呼び起こす形にするようにということで、これもやはり国からの要請が来ているということで勉強して認識をしておりますけれども、ぜひともこの地域包括ケアシステム、走り出したばかりで、皆さんご苦労が多かろうと思っておりますけれども、ぜひともしっかりとしたもので頑張っていたいただきたいと思います。

では次に、先ほど来のお言葉に出てきております医療と介護の連携についてお伺いをさせていただきます。ただいま品川区、そして荏原の両医師会では、この多職種連携に応じた研修を行っております。これも全て医療と介護の連携がスムーズに行くための、皆様方のご努力だと思いますけれども、駆け出し、走り出したばかりですので、これについて区ではさらなる支援が必要だと思いますけれども、どのような支援が考えられるのか、そしてまた考えられる支援ができれば、それはどの程度可能であるとお考えになっているのか教えていただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 地域包括ケアの医療と介護の連携ということで、取り組みがまさに始まっているところで、従来から医師会等と介護職との顔が見える形ということで、品川区のほうでも音頭をとって集まって、いわゆる研修会・勉強会を行うような取り組みはあったのですが、直近の取り組みとしては医師会に委託をしまして、それぞれの職種のほうの研修の充実ということで、お互いの内容を理解し合うということ、それから必要な協力体制を組んでいくというところでの強化の支援が必要だと考えておまして、その取り組みを実施することを計画してございます。

○大沢委員 今の連携について、まさに先ほど通告をいたしました233ページにおけます介護支援システムの構築が、ここにも書いてあるように事業化をされました。この介護システムについての主な機能の導入の目的についてお知らせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 大きくはまず2点ございまして、1つは高齢者福祉課が実際には扱っております在宅介護支援システム、いわゆるOAのシステムということですが、介護保険制度の前あたりから相談システム、それから例えば給付管理システムとか、それから認定のシステムといったものが個々個別にずっとこの間開発して運営してきたという、こういう経緯がございまして、重なる制度改正のたびにかなりの巨額な費用がそのシステム改修費用にかかってきたということがあります。それから、あとキャパの問題とか現在の容量にはかなりきつくなってきているということもございまして、それを一括して載せかえたいと、1つのものにしたいということは、以前からそういう希望はあったのですが、なかなかそのタイミングがないというところがまずございました。それで1つは今回この地域包括ケアのシステムということで新しい考え方ができましたので、このタイミングでまず全体の再構築をし直した段階で、新たな機能として多職種との連携機能ということで情報が共有できる、そういった機能を付加する、こういった計画でございまして。

○大沢委員 今、私が質問をしようとしたところのお答えで、まさにこの連携の上には情報の共有化、それを共有化するための協議が必要だと思いますけれども、それについてのお考えなり取り組みのビジョンというか、それがありましたら教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 この間、この春以降も引き続きまして医師会、医師会に限らず歯科医師会、薬剤師会等の方にも入っていただきまして、このシステムについて検討の場を何度か設けてございます。その中で、そもそもどういう情報を共有すべきであるかという基本的なところから始まりまして、情報の交換、意見交換を重ねてきております。今現在の状況としましては、やはりセキュリティーの問題が

一番大きいというところで、これは扱う情報が全てが個人情報になっておりまして、品川区の住基台帳からの情報などが入っておりますので、その辺のセキュリティー、システム上のセキュリティー、それから取り扱い上のセキュリティー、この辺をきちんと精査した上での運用をしていく必要があるというふうに、今この段階でございます。

○大沢委員 2番目の質問はやめます。このシステム、決算でありますから、初年度におきましてはここまでの成果を上げ、検証していただいて、今度の、これから予算編成が始まると思いますけれども、さらなるいいシステムが構築できるようにお願いをして、私の質問を終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、たけうち忍委員。

○たけうち委員 133ページの支え愛・ほっとステーション事業、それから134ページの知的障害者地域生活サポート事業について伺います。

支え愛・ほっとステーション事業ですが、まず中身ではなくて、平成28年度予算書では、仮称ふれあいステーション事業となっていました。それで決算書ではこの支え愛・ほっとステーション事業ということで、こういう予算書で出ている明記の仕方と決算書で明記の仕方が変わるということについて、どうなのかなと思ったのですけれども、その考え方を伺いたいのと、中身につきましては決算書、主要成果報告書の31ページに、8地域センターでの実績が書いてありまして、少し目を引いたのが品川第二地域センターと荏原第二地域センターの緊急通報システムの設置件数がほかに比べて非常に高いのですね。それで、今までの事務事業概要などを見ても非常に件数が多いと。それで、品川第一地域センターであるとか大井第一地域センターであるとか、荏原第三地域センター、八潮地域センターは、この平成28年度は初めての年だったのであれかなと思ったのですが、ただ大崎第二地域センターですとか大井第二地域センターなどは2年目になるのですけれども、何かこの辺の取り組みの違いとか、そういうのがあるのかどうか教えてください。

それから、134ページの知的障害者地域生活サポート事業ですが、これについてはまず主要内容についてと、また利用回数、それから何か課題があるかどうか教えてください。

○大串福祉計画課長 2点ご質問いただきました。名称の変更でございます。これまでは仮称とつけていたのは、全地区展開がまだだったといったところ、今年度から全13地区でこの支え愛・ほっとステーションが設置されたといったところで、仮称をとり、なおかつ一番住民の皆様からは親しまれているこの支え愛・ほっとステーションというものを事業の名称にということで、名称を統一したものでございます。

それから、31ページに記載されております各地区の支え愛・ほっとステーションにおける緊急通報システムの件数でございます。これは累計で出させていただいているところでございます。それぞれ各地区で件数が異なってくる一番大きな要因といたしましては開設の時期、この違いによるものといったところ、それから緊急通報システムにつきましては、成果報告書の133ページの一番上の緊急通報システムと言うことで、今現在設置件数として574件という、これが累計出ておりますけれども、これの内数が支え愛・ほっとステーションの数ということでございます。全体といたしましては574件、この緊急通報システム、そもそもは在宅介護支援センターを通じてといったところがベースになっておりましたが、支え愛・ほっとステーション開設に伴いまして、こちらのステーションのほうでも受付を行うといったところでこのような形で協議をさせていただけるといったところでございます。

○中山障害者福祉課長 知的障害者地域生活サポート24についてご説明いたします。対象者ですが、グループホームや地域で単身生活をしている知的障害者の方になります。支援の内容ですけれども、日

常生活への困り事への支援であったり、例えばいろいろな手続きの支援、それから休日・夜間を含めて24時間の緊急対応、こうしたことを行っている事業になります。現状ですけれども、現在登録者の方が平成28年度は38人、平成29年度になって今40人ということになっていますが、平成28年度の支援の実績といたしましては、1,225件の支援を実施しているものでございます。それでこの事業の課題というところでございますが、やはり登録者がどうしても固定しがちだということがあります。できれば一定の支援をして、その先地域の生活相談支援センターなどにつながるといいのですが、なかなかやはり知的障害の方もなれたところでの相談ということで、どうしても登録者が固定しているところが一番の課題かと思っております。今、地域生活支援拠点を整備していますし、あるいは新年度新たにできる自立生活援助、こうしたサービスもありますので、そのあたりとの連携が今後の課題ではないかと認識しているところでございます。

○たけうち委員 支え愛・ほっとステーション、もう1回確認なのですが、私が言ったのは平成28年度、まず表記の問題で、予算書で仮称ふれあいになっているので、それで今年度新たに平成29年度予算書で仮称からこの支え愛になったのは、私は質問しているのですが、聞いているのでそれはいいのだけれども、平成28年度予算書は仮称になっているのだから、その決算書だから仮称で出すべきなのではないかなという、そのただ考え方、それと、そこはざっくりでいいのですが、事業内容についてはこれは累計とおっしゃったのだけれども、多分この31ページの表は累計ではないと思うのです。先ほど出た緊急通報システムの574件との関連性はいいのですが、いわゆる地域によって、地区によって取り組みの差があるのです。これは3年度なのですね。それで品川第二地域センターと荏原第二地域センターがずっともう5、6年やってきて、毎年のように事務事業を見ると緊急通報システムの件数が非常に高いのです。それはいい取り組みだと思えるのです。それがほかでやっていないからほかだめということではなくて、それぞれの特徴があつていいのですが、なぜこれだけ違うのかというところをどう区が押さえているかというのを聞きたいのです。それを教えてください。

それから、知的障害者のほうはわかりました。3定でうちの塚本委員も質問させていただいて、国のほうでもいろいろな動きが出てくるよという中で、要は実は最近、知的障害を持った子からいわゆるさくらサイトと言われるインターネットから入ってくる詐欺で500万円ぐらい引っかけってしまったという相談を受けて、昨日一緒に弁護士に相談に行ってきたのですが、弁護士の話だとかなり回収できそうだという話なので、やる方向でいるのですが、そういうものは、その方は日常生活は問題ないような感じに私は見えるのだけれども、やはりそういう部分では引っかけってしまうわけですね。そういったことというのはアウトリーチ的なものがないと、なかなか見てあげられるのかなと思うのだけれども、今のサポート事業だと多分アウトリーチがないと思いますので、先ほど課長がおっしゃったような中で、今後そういったものもできるのかどうかというのを、ではお聞きします。

○秋山財政課長 予算書と決算書の表記の件でございますけれども、平成29年度予算を決定しているのは平成29年の頭、1月ぐらいでございます。今回の件につきましても、なるべく最新の表記をすることで、平成28年度の予算書と決算書を合わせるという、基本的なソースはありますけれども、事業の名前が変わったり、新しい事業が入ってきますので、それは最新のものを載せるということで行っているものでございます。

○大串福祉計画課長 各地区の取り組みの違いでございます。やはり各地区によって状況等々が変わってきているといったところでございます。まだまだ始まったばかりのところもございまして、一定程度根づいていると言いますか、認知をされているといったところの違いも一番大きいかなとは思って

おりますけれども、いずれにいたしましても先ほどお答えしましたように、この支え愛・ほっとステーション、周知に努めながら緊急通報システムを含め、さまざまなサービスが展開できるようにしていきたいというふうに思っています。

○中山障害者福祉課長 詐欺に遭われた知的障害の方がいるというお話でした。それで、知的障害の方はやはり見守りが特に必要だと思っています。それはどこか1つの機関がやればいいというよりは、相談支援センターであったり、例えばサポート24の利用者であればそれもそうでしょうし、あるいは日中活動の支援の場というところで、知的障害の方が不安そうにしていないかとか、あるいは日常の様子をしっかりと把握しながらそういう詐欺に遭わないように、もしあったときには適正に対応できればと思っています。サポート24のほうも全くアウトリーチがないわけではないのですが、やはり利用者からのお声に基づいて出ていくというようなことになっております。新しくできる自立生活援助のほうは、それよりはむしろもっとアウトリーチ型のサービスということになります。一定期間のサービスではありますが、組み合わせをしながら地域での生活が支えられるように対応していければと考えております。

○たけうち委員 要望になりますけれども、支え愛・ほっとステーションのほうは、地域よりの取り組みの特徴を踏まえて、いい取り組みがあったらほかの地域でも展開できるように、ぜひお願いします。

○鈴木（真）委員長 次に、南恵子委員。

○南委員 141ページの保育園運営費、143ページのオアシスルーム、そして同じページの児童センター、この3つのファクトで質問します。

まず、保育園の役割について伺います。子ども未来部の事務事業概要には、保育園の役割について、児童の発達と保護者の就労を支援するとなっておりますけれども、このスタンスは各保育園に徹底しているのでしょうか。まずこの点を最初に伺います。

それと、オアシスでありますけれども、在宅の子育て支援のオアシスは、利用者にとっても喜ばれています。保育園と子どもは、しかし初めてのケースが多いこと、利用時間が1人1人違うことなど、専門性が求められる事業だと思っておりますけれども、どうでしょうか。そのために現在の事業の改善が、私は必要だと思っております。昨日、課長にお断りさせていただいてあるオアシスを視察させていただきました。ありがとうございます。その中で、朝の受け入れ時間とか夕方の帰りの時間、また初めての子どもに対応するのは、中には1日中泣き続けて、1人の保育士が手がとられる、なかなか大変な実態であるということがわかりました。同じ子ども、なれ親しんでいる子どもではないということの大変さ、そういうところがあると思います。例えば、特に朝の受け入れ時間に、電話がかかってくると1人手がとられて、ほかの子どもに手が行き届かなくなる、そういった大変さですね。夕方のお迎えの時間には、子どもを見ながら保育料をいただき、そして領収書も書く、そのような作業をしなければならないという点などです。これはほんの一部です。改善が求められると思っておりますけれども、その点の認識を伺います。

児童センターは後に伺います。

○佐藤保育課長 ご質問を2点いただきました。1点目の保育園の役割でございますが、保育園は保護者が労働や疾病などのため乳幼児の保育を必要とするときに、保護者にかわって保育をする施設であり、児童の発達と保護者の就労を支援する施設ということで、今後も引き続きこのような施設として運営をしております。

2番目のオアシスの改善の件でございますが、まずオアシスの人員の配置基準なのですが、保育園と

ほぼ同様で、実態として我々もどういった保育士が配属されているのか確認しておりますけれども、定員に応じた十分な人員が配置をされております。ただ、委員ご指摘のとおり、利用予約の手続きとか、料金の徴収とかの事務もお願いしておりますので、その辺に関しましては保育にやや集中できないという部分もあるのかと思ひまして、今、来年度に向けて改善の検討をしております。

○南委員 まず、保育園の役割のほうです。事務事業概要を紹介していただきましたけれども、全くそのとおりだと思います。各保育園でそういうスタンスで保育の対応をしているかどうか、答弁がなかったようなところだと思うので、もう一度確認をしたいと思ひます。

ある保護者、1人だけではないのですけれども複数の保護者の方々から、いろいろな問題意識を提案されて、今日は1点に絞って質問をしたいわけですが、あるお母さんが、実は2週間ほど入院したそうですが、退院したら保育園を休ませてくださいというふうに言われたと言うのですね。先ほどの事務事業概要に書いてあるような内容に触れるのではないかというふうに思っています。その方は体力もついていなくてしんどいので、子どもを見られない、困ったというふうに話してくれました。こういう保育園の対応について、当然事務事業概要とは反するので、間違いではないか、こういう対応はあってはならないのではないかと思っているのですけれども、区はそういう認識、聞いているのか、あるいはやはり一般的に正す、指導をする、そういうことが必要だと思いますので、この点について伺います。と同時に、改めて保育園の役割について区が発行している保育園のご案内というところにきちんと記述をしておくべきではないかと思っておりますので、この点について伺います。

また、オアシスのほうですけれども、保育園の配置と同じだという話で、個々私が紹介した点についてはこれから改善をしていくということなので了解をしていきたいと思っておりますけれども、もう1点、オアシスの保育は使っている部屋しか使ってはいけない、例えば児童センター内でオアシスが行われていれば、児童センターのほかの部屋には行かない、外はもちろん行ってはいけないと、こういうふうになっていると聞くのですね。本当にこれはひどいなと。狭いスペースで6人から12人の子どもを預かるわけです。全然知らない、しかも異年齢の子どもを預かるのに、私が昨日行ったのは8畳1間ぐらいのスペースしかないところで、ほかの施設に行ってもいけない、外にも行ってはいけないというのはあり得ないのではないかと驚いて聞きましたけれども、こういう点についてどうなのか、改善が必要だと思いますし、だめだと禁止している理由は何かを伺います。

それともう1つ、看護師の資格を持っている方を今までは採用していたけれども、看護師職はもう必要ないという、そのようなことのようなのですけれども、やはり保育を少人数でしか受け入れていないとは言っても、やはり子どもが熱を出したり具合が悪くなったときは、保育士の資格はあってもやはり看護師の資格・知識もあまりない中で非常に不安だと、しかも日常見ている子どもならある程度の状況はわかるけれども、そうではない子どもなので、看護師がいてくれればどれだけ安心かというふうにおっしゃっていました。私もそのとおりだと思います。こういう点について、どういう理由でそういうふうな対応になったのかを伺い、改善するべきだと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 3点ほどご質問いただきました。まず1点目の保育園の役割です。委員ご指摘の、2週間ほど入院したらその後保育園を休んでくれといった話があったということは、子どもは把握はしておりますが、まず保育所保育士に保護者支援というのが強くうたわれておりますので、私も施設長会のたびに保護者支援というのは非常に大事なものである程度で、保護者に寄り添ってできるだけ子どもを預かって保育をするようにという話をしております。例えば先日も兄弟の世帯がありまして、上の子どもが病気で、その場合、下の子どもは保育園で預かる、預からないという話もありましたけれども、

そういった場合は保護者の相談、話をよく聞いて、保育園で預かるようにということを伝えたところでございます。

2点目、オアシスの保育の関係なのですが、こちらの事業に関しましては短期間の一時預かり事業ということで、もともとは東京都の一時預かり事業を活用して行っております。区といたしましても「のびのび育つしながわっこ」に準じた保育をしてくださいという委託契約になっております。少数の子どもを連れて外に出るといのはなかなか難しいとは思いますが、その分、保育室の中の遊具とか絵本とかはある程度充実をさせているところではございます。

あと、看護師がない理由なのですが、こちらに関しましても今お伝えしましたとおり、東京都の一時預かり事業所は看護師の設置が義務づけられていない点と、もともと保育園でも乳児を9名以上保育する場合に看護師を必置するものとなっておりますので、オアシスに関しましては最高でも0歳児6名しかお預かりすることはありませんので、そういった面では保育園の基準に照らしても問題ないのかなというふうに考えているところでございます。

あと、保育園の役割をご案内に書くという件でございますが、そちらについては検討したいと思います。

○南委員 改めて保育園の役割、そこについてはもう一度一般論として徹底をしていただきたいし、保育園のご案内には記載をするべきだというふうに思いますので、それを要望しておきます。

それでオアシスのほうですけれども、課長は現場をもちろん見ておられると思いますけれども、絵本とか遊具を充実しているからいいという問題ではないと思いますよ。小さな子どもが来るわけですからそんなに狭いところで1日中見るなどというのは絶対、むしろやってはならないと私は思っておりますので、これはぜひ現場の声を聞いて改善をしていただきたい、こういうふうに要望します。それで、東京都の事業だから、東京都が義務づけていないから必要ないという、そういう見解はないというふうに思います。品川区としての子育て支援ということで、やはりそこはしっかり認識を位置づけていただきたいと思います。

子ども食堂についても言いたかったのですが、時間なのでまた別の機会にします。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしく申し上げます。142ページの特別支援保育事業、614万円というところですが、事業としてはさらりと書いてあるのですが、とても重要な施策であると思っています。早期発見、早期対応の具体的な施策の1つで、大変重要な、有意義なものだと思っています。就学前のお子さんに対して、小学校へ向けての支援をし、小学校につなげていくという政策です。発達障害のお子さんたちの困難を軽減していくということです。この取り組みを数年かけて行ってきたわけですが、その成果と課題について、そしてそれを踏まえて今後の方向性をお尋ねいたします。

○佐藤保育課長 特別支援関係のご質問でございます。まず内容といたしましては、臨床発達心理士等が実際に保育園にお伺いして、特別支援、特別な配慮が必要な児童の状況を見て、保育についてアドバイスをすることと、もう1点はそういった児童の保護者に対しての相談事業でございます。成果なのですが、例えば10年前ですと特別支援のお子さんというのは約36名というふうに記録が残ってまして、今現在は256名です。専門家によりますと、そういう子どもが増えたのではなく、診断をする機会が増えたということで、私どもとしてもそういった診断を早目に行って、発達の支援に早期につなげていくという目的を持っております。

課題といたしましては、今年度さらに拡充をしたかったのですが、人力的な問題がありました

のでなかなか増やせなかったのですが、方々当たりまして巡回相談できるようなスキルを持った方の確保の見込みが立ちつつありますので、そういった方々に来年度お願いできれば、さらに拡充をしていきたいと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。そのような事業をされているということです。今、お子さんの人数をお話しただけでしたが、10年前の鳥取県の調査で軽度の発達障害の方は5歳児で約9.6%、10年前ですので現在はもっと数字が上がって10%を超えているのではないかという説もあります。ともあれそういった形で来年度に向けて拡大していくことは大変ありがたいことですので、ぜひ今後の政策充実に向けていただきたいのですが、このぐらいの形で、この政策で蓄積されたものがあると思います。この巡回相談の実施に伴って、お子さんの生活情報があると思うのですが、それが小学校にどのように伝えられているのでしょうか。

○佐藤保育課長 特別支援の関係のお子さんとの小学校との連携ですが、まず小学校に上がる前に、保育園に入っているお子さんに関しましては、保育所児童保育要録という発達記録を作成いたします。それに書ける内容に関しましては書いて、小学校と連携をとると。誤解を受けると大変なことになりますので、書けないものに関しましては、小学校との連絡会議の中で詳しく口頭で情報の引き継ぎをしております。保育課といたしましては、可能な範囲で学校に情報の提供を行っているというところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。保育課としては、この状況、相談を踏まえて、可能な限りの情報を小学校に伝えていただいていると、小学校のほうではその情報を受けてどのような指導をされているかというのは款が違うので、別の機会にさせていただきまして、障害者福祉課のほうのテリトリーのお話なのですが、乳幼児期と学齢期と、その後社会に出て、さらに高齢になっていくという発達障害の方々のトータルのステージ別のコーディネートということですが、障害者福祉課として現乳幼児の発達障害のお子さんたちの情報をその成長過程の中で伝えるような、そういった情報提供といえますか、施策はどのようにされているのでしょうか。

○中山障害者福祉課長 障害者福祉課では発達相談というのをしております。発達相談の結果、例えば今、発達障害のお子さんのお話でしたので、未就学の方のCompasという事業もございます。そこでの情報はやはり就学相談のところで提供し、学校との連携を図っています。またもう少し長いスパンでの連携というようなお話でしたが、サービスを使われるお子さんについては現在ケアプランをつくっておりますので、そのケアプランをもとに学校とも連携をしていきますし、その先の就労に向けた支援というところでもかかわりはあるところでございます。そのほか、現在お子さん向けのサポートブックというのをつくっております。これは保護者の方がお子さんの特性を記録したり、今までこのことを書くような形のものになっておりますが、逆にその中に支援の記録なども入れてステージごとに、例えば保育園であったり学校であったり、そういうところにお示しすることで、ご自身のお子さんの理解を深めていただく、そういうものにも活用していただいているところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。今お話にあったサポートブックですけれども、保護者の方がお子さんのさまざまな生活情報、そのほかのことを記入して持たれていると、今、少し指導の話がありましたけれども、そこに巡回相談でのご指導のお話、あるいは療育指導のお話を蓄積して、それをそのまま保護者の方が小学校や中学校に持って上がって行って、それも小学校等に全部見せるようにというふうなご指導は、障害者福祉課のほうでどれぐらいの強さと言いますか、見せていただきたいということをどれぐらいの感じで言ってらっしゃるのでしょうか。

○中山障害者福祉課長 実はサポートブック、今年度までできたばかりです。これからお母さんたちの勉強会を広げながら記入をしていただき、その中でお子さんのためのサポートブックということで、できるだけ支援者で共有していただけるように、そうしたお話もさせていただければと思っております。

○高橋（し）委員 今年ということですので、やはりそれぞれのステージで情報がうまく引き継がれていくことがお子さんたちの最善につながっていくと、利益を受ける権利を保証することになると思います。今ありましたけれども、どうしても3障害、知的、身体、精神などについてはやや不十分な点もありますけれども、歴史のあるライフステージに合わせた対応が確立されています。ただ、今お話があったように、発達障害については療育体制が確立していない、乳幼児期、それから学齢期、あるいはその後というような形のステージが非常にぶつ切りと言いますか、それぞれの中で行われてしまっています。東京都の発達障害者支援センターも、これは文科省のほうで教育の観点ということで、これはこれでいいのですが、個人の生活を俯瞰したものにはなかなかないというところで、障害者福祉課がこのように発達障害の方のライフステージを見据えたサイクルを回していく、そういうコーディネーターの役割としては大変重要なものだと思います。そのような観点でコーディネーターコントロールセンターと言いますか、乳幼児から高齢になられた方までのステージを見据えて、どのような体制を整えていこうかというようなことを考えて業務をされているか、あるいは今後どういう構想を持たれているのかということをお尋ねします。

○中山障害者福祉課長 発達障害の方は力はそれぞれ持ってらして、ただ特性から自己認知が難しかったり、人とかかわり方が難しいというような方が多いように思います。そうした中では、もちろんライフステージをつなげていくということも必要なことではあるのですが、特定の時期にしっかりと療育を受けることで社会参加ですとか就労につながる方も数多くいらっしゃると思います。ですので、できるだけ早期発見ということはあるので、乳幼児期からの発見、そしてC o m p a s sのような専門療育につなぎ、就学期を迎え、できれば成人期について言えば、二次障害がなければ、普通に社会で活躍できる、そういったところを目指していければいいなと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。保育課や教育委員会を俯瞰する形で障害者福祉課のリーダーシップと言いますか、この件に関しては非常に求められるところだと思います。保護者の方がお子さんの将来の療育体制や、あるいは社会にどのようにかかわっていくかという体制をお子さんのうちに理解して、それをもとに療育を受けて、そのお子さんの未来を築いていくという安心を見せてあげるという役割は、非常に大きいと思います。そのあたりについて最後に済みません。

○中山障害者福祉課長 親御さんの悩みも結構大きいところがありますので、当事者の方、それから親御さんに対する支援ということで十分に相談に乗っていただける体制をとっていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 よろしくお願ひします。私は193ページの国保から行きたいと思っております。先ほど来、国保、持続可能なというお話がありました。その中で、例えば0歳から74歳までで8万3,000人で、後期の方が3万8,000人ぐらいだとすると、品川区の場合ですと一般社保の方は26万人ぐらいいるのかと、こういう社保系、いろいろ企業の健康保険に入ってる方を入れると、26万人ぐらいということになるのかと思っております。その中で先ほど来、東京都という話がありました。確認ですけれども、区としてはやることは変わらないのか、もし変わるところがあればどういうふうになるのか、それから物事の考え方でありますけれども、一般会計の繰入金、これが大体40億円ぐらい出ているのかと、過去5年間見ても44億円から40億円、今回は39

億4,000万円ぐらいですけども、約40億円ぐらい出ているのかなという感じであります。この8万3,000人と26万人の考え方を考えると、私はここは、国も最初はこれをやめると言ったのですけれども、また残すみたいな話になってきて、これが東京都になったときに、今23区は統一保険料ですけども、ここで23区は、ではこれはやめると、そういう考えを持ったら、例えばこれが40億円だとしたら、8万人だったら年間5万円ぐらいという、1月4,000円ぐらいという、単純計算で行くと。こういうことを考えるなら、私はこの部分は、介護とか後期とかいうのは、それは国もこういうふうに入れていきたいと思いますという制度があるのだけれども、ここは法定外の繰入金であって、この部分をどう考えるかというのを改めて伺いたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長 まず、平成30年度からの動きでございますけれども、区といたしましては、まず窓口業務でございますが、こちらは現行どおり区が行ってまいります。大きくは、例えば賦課でありますとか資格などは実際に現行どおりでございます。

また、次に法定外繰入金の部分でございますけれども、先ほど委員ご指摘のように、今までは国が法定外繰入金は見直すようにとっておりました。しかしながら、先日の国保新聞にも載っておりますように、急激な保険料率の上昇が起きないように激変緩和策といたしまして法定外繰入金の維持を検討するようという修正をしているところでございます。委員ご指摘のように、23区は統一保険料方式をつかっておりますので、今まさに検討しているところでございます。各区に東京都が標準保険料率を算定して、各区ばらばらな保険料を算定していく状況が平成30年度からなのですけども、そこで今までどおりに統一保険料方式にするか、また各区ばらばらになっていくか、今まさに検討しているところでございます。この法定外繰入金の部分に関しましても非常に不透明な状況でございます、今後また国や都の動向を注視してまいりたいと思っております。

○石田（秀）委員 ここは本当に区のほうで、23区がそうなのかもしれないのですが、単純に品川区が真ん中ぐらいと考えると、40億円だと約1,000億円になるのかなと。この辺の部分が、1,000億円、例えば23区であるとするならば、ここには私はやはり手を入れるべきだと思っています。それは国保がどうということではなく、持続可能なら社保の方たちも同じですよ。企業だって、みんな結構いろいろな負担をしながら、その中で社保の中でやってきている。国保のこの8万人ぐらいの中で、それをここだけ法定外繰入金でやっているというのは、私は公平の観点からはやはりいかがなものかと思っています。ですからこの辺はやはり、国も1回見直していこうということでもう1回残すみたいな話になっていきますけれども、やはりこれは23区の中でもしっかり議論していただいて、やっていただきたいなと思っておりますので、その考え方をもう1回、答弁を後ください。

それから221ページの介護保険のところに行きたいと思っております。先ほど住みなれた地域で介護は受けられる、その後事業者あつての介護サービスだと、事業者の方々も本当に努力をされてやってらっしゃる。区も、もうすぐわかるぐらいいろいろな支援をしてくださってやっているのだけれども、総合事業がもちろん始まった中でそれも一生懸命取り組んでくださっている。大手ではもう総合事業はやらないということもあったりして、だけれども総合事業をやって非常に事業者の方も努力をしてくれているのだけれども、それは事業でやっているの、マイナスの部分を補填してくれる、それから見えない経費については今、いろいろなフェアとかもやってくると、そこに人を出したりするのは見えない経費だったり、いろいろそういうところで本当に頑張ってくださいているのだけれども、最近、お会いしていると、疲れてきているのではないかなと思っています。前はもうちょっと元気でした、皆さん。だけれども、本当にぎりぎりのところで今やっていて、よくよく事業をやって、こういうことをやって、

こうやって頑張っていこうよと言ってやっているのはいいのだけれども、そこにいろいろなマイナス点があって、区もそれに、ではわかりました、こうやって補填していくから一緒になって品川の介護を支えてくださいとやってくさっているのはすごくわかるのだけれども、そうすると疲れてきているのね。これは3年、5年先を見ると、どこかで崩壊するような気がしてならないです。私は、その辺のところを肌感覚でもいいのだけれども、どういうふうな感覚をお持ちなのかも合わせてお聞きしたいです。

○三ツ橋国保医療年金課長　まずは国保制度のあり方でございますが、健康という宝物を支えるための大切な制度でございます。確かに急激な保険料の上昇が起きないように考えてまいりたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長　総合事業移行後の事業者の肌感覚という部分についてですけれども、まず総合事業に移行する際に、既にご案内かもしれませんが、報酬単価の関係、それから事業の組みかえの関係等を受けまして、一番の目的は必要なサービスを必要な分だけ提供するという事で、きちんとした組み立てにし直したということ。ただ、その場合、事業者のほうでも困る部分があるという話も聞いておりまして、例えば今まで長い時間デイサービスを使っていた方が、短い時間あたりの報酬に下がってしまうということで、まさか帰ってくださいますかというわけにもいかないので、結局お預かりをしなければならぬような事例が発生するのではないかと、こういった懸念に備えまして、先ほど高齢者地域支援課長からご答弁したように、いきいきプログラム等を設定して、別メニューで取り組んでいただければ従前の報酬相当のものがお渡しできるような形での事業構築等もして、必要な方がそれを利用できる、そういう組み方をしたというところはあります。

それは構築の問題で、それでうまく回っていると仰っていただいている事業者もいますけれども、やはり報酬単価が下がったという、これは国の改定も含めてですけれども、下がったということで、やはり経営的には経営努力が大変必要になってきているという声もお聞きしております。今まで具体的に経営相談的なお悩みを受けたことは、私自身の記憶では1件、しかもそれも総合事業前から取り組みについてということでしたので、今の段階で感じているのはそこまでのところでございますけれども、一般論として当然単価が下がれば経営が厳しくなるということは、それは重々わかりますので、利用者さんのご負担のことも踏まえて、バランスのいい判断を今後もしていく必要があろうかと思っております。

○石田（秀）委員　国保については、もちろん激変緩和はあまり起こしてというのは、それは激変緩和をやったほうがいいと思うけれども、将来的には私はここはゼロに持っていくべき対応を順次とっていきべきだろうと思っておりますので、それはぜひそういう形でやっていただければと思っております。

それから、今の介護の部分は、ご説明いただいたのは非常にわかっている部分ですかね。だけれども、本当によく皆さんの話を聞いていただいて、それに対応していただいて、一緒になって取り組んでくださっているというのは私も非常によくわかっているし、品川区もほんとうによくやったださるというのは非常に肌で感じています。だけれども、今言ったように疲れてきているのではないのかなと、それは今皆さん踏ん張ってくださっているけれども、組織率も下がってきたりしているわけではないですか。その辺がやはり1件抜け、2件抜け、組織率が下がってくると、えっ、どうなっちゃうの、あそこというような感じになってくる。そうすると全体で支えてくれていたチームが今1件抜け、2件抜けとなってきたときに、チームでやっていくのか、個々にしてしまうのか。品川はどちらかと言うとチームでそういう支えてくれて、介護を守ってくれたというのは、私は正解だったと思うのです。平成12年からスタートして。その正解だったものがここへ来て、そういう1件、2件とチーム力が落ちてくると、私は品川の介護にとっていいことではないと思うので、その辺のところをもう1回ご説明してほしいと思います。

それから先ほど地域包括ケアの話が出たので、住まいについて伺います。この住まいというのはもちろん在宅というのわかるのですが、品川の場合の住まい、ここをどう捉えていくのかなと私は常々思っています。例えばこれがいい例なのかどうかは別として、生活福祉などが住宅型有料老人ホームというのをいろいろご紹介、あっせんをして、それなりに地方に行っているわけですよ。今もやられていると思うのだけれども、例えば特養なり何なりという話があったときに、ご紹介していくのだけれども、我々が、私が少し聞いているところで、地方ではもうそれなりにあいている。だけれども、そうなってくると今度はその床を品川区で保証しないと、なかなかそうすると必ずそこに行くのかみたいな話になってくると、品川区でもご紹介をしてあっせんをしていくということに、今もやってらっしゃると思うのだけれども、物事の考えとして今、地域包括ケアで何でも住まいとなってくると、それは確かに住みなれた地域でというのわかるけれども、その地方でもそういう状況になってくるのであれば、これこそ情報と連携をしていけば、そういうところでもいいよという方はいらっしゃると思うんです。だからそれを、床を押さえるというところまで行くのか、それはあっせんをしてご紹介をして、そっちにという話で行くのか、その辺の考え方を教えてほしい。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず事業者についてのことです。先ほどの答弁でも申し上げていましたとおり、介護事業者がなくては介護サービスが成り立たないというところについては、同様の答弁になるところでございます。一緒に協働していきながら介護事業の適正運営ということで、保険者としては利用者の負担、保険料の負担等というものと兼ね合いもありますけれども、事業者にも今後も適切に運営していただくような形でいろいろご相談を受けながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、あと私の所管としてお答えできる、あいている施設ということにつきましては、これは情報なのですけれども、多摩地域の特養ホーム等の、多床室は結構埋まっているのですが、ユニットとかあきがあってどうしようなどという話がありまして、これは私どもの担当職員も定例的な会合に出席しておりまして、広い視野でそういった取り組みについてできることがないかということで検討しているという、今はそういった状況がございます。

○石田（秀）委員 先ほど言った介護の事業者の部分は、私はチームをチームのままで強化してやっていっていただけるのが品川区の介護にとっていいと思っていますので、それはお願いだけしておきます。

それから、今の最後の部分は、やはり情報をとって、私はあきがあるところに積極的といいますか、もちろん、この品川で建てるのもそれはそれでいいのですけれども、やはりそれと両方合わせてそういう部分もやっていく時代にもう入っているのだらうと思っています。地方の施設だってそうやってあきがあるのであれば、私はそこのところは積極的にやっていくとか、どうかというところのもう一段突っ込んだ答えがあればありがたいです。そこだけ最後に質問します。

○寺嶋高齢者福祉課長 先ほど申し上げたような、今、大変いいネットワークの関係が他の自治体とできておりますので、この取り組みを継続して情報収集に努めていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしくお願ひします。私から129ページ、ホームレス対策について、135ページから137ページ、社会福祉施設について、これは施設内の虐待についてです。138ページ、ひとり親家庭支援事業について、それと134ページ、障害者生活支援サービス、133ページから135ページの障害者理解促進・普及啓発事業と芸術活動支援事業などについてお伺ひします。初めにホームレス対策ですが、先日9月30日に五反田駅前にてホームレスの男性が、男性に胸を刃物で刺

される殺人未遂事件がございました。この件について、ホームレスに対するいわゆる暴力事件が相次いでいる中で、区としてどのように今考えているのか、またその対策について。そして今回の五反田駅前での事件において、どのような連携がなされてきたのかお知らせください。

○矢木生活福祉課長 今般の五反田での事件につきましては、結果から行きますと、さほど殺人という、重傷な事象にはなっていなかったようございまして、ただ私どもといたしましても重大視いたしまして、通常は委託業者に巡回をお願いしているのですが、2日ほど前に担当の係長と職員が緊急に五反田駅、あとはほかの何か所かホームレスの方がいらっしゃるところがございまして、訪問いたしまして、確認をしたところございまして。あと、そういったところで当然のことながら、私どもだけではなく警察であるとか、あと道路管理者であるとか、そういう方とも連携いたしまして、なるべくそういう方々が、そもそもあまりたむろされないこと、あとはそういう方々の生活相談ということで、何かお困りなことはないですかということで丁寧に対応して、もし可能であれば、今私どものほうで先ほど申し上げたとおり自立支援センターというのも設けてございまして、そういったご相談に丁寧に対応しているところございまして。

○石田（し）委員 ありがとうございます。ぜひ丁寧に対応していただければと思います。

次に行きます。社会福祉施設においてのいわゆる虐待ですが、これも多くの事件が報道されております。まず初めに、わかる範囲で構いませんので、ここ数年の品川区内における件数をお知らせいただきたいのと、それとこの虐待予防の対策について、どのように区として取り組まれているのか、例えば第三者機関によるチェック体制などをしっかりとされているのか、その点をお知らせください。

続いてひとり親家庭支援事業ですが、家庭相談がありますが、これはどのような相談内容が多いのか3つぐらい挙げていただければと思います。またこの家庭相談の時間帯なのですが、平日の日中しかやっておられないと思うのですが、なかなかひとり親家庭で相談時間がこの平日の日中というのは来られるのが難しいのかなと思うのですが、その点どのように考えているか。

それと学習支援ボランティア事業ですが、この成果というのがどのようになっているのか、いわゆる成績が上がっているとか、そういう後追いまでされているのかどうかお知らせください。

それとこれに関連して、129ページに受験生チャレンジ支援事業というのがあるのですが、この辺との関連性というのはどのようになっているのか教えてください。それと母子・父子自立支援プログラム策定というのがあります。24件ですね。これの策定後の成果がどのようになっているのか、お知らせをください。また生活困窮者自立支援事業や生活保護の事業がありますが、これとひとり親家庭支援事業はどのような関係、また連携がなされているのかお知らせください。

とりあえずそこまでお願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 私が知り得るところで高齢者福祉施設に関しましては虐待の事例はございません。

○中山障害者福祉課長 虐待の件数でございます。施設による虐待、疑いも含めまして平成27年度に1件、平成28年度に1件でございます。

それから虐待防止、施設の職員による虐待のための防止というところございまして、区のほうでは障害者虐待防止センターというところで、区内の施設について言えば研修の実施ですとか、あるいはマニュアルの作成をしておりますので、そういったものの提供もしております。あとは指導検査のような形で施設に入ることもございまして、そういった中で記録などもチェックさせていただきながら対応しているところございまして。

○矢木生活福祉課長 受験生チャレンジ支援事業でございますが、こちらは東京都の貸付の窓口をやってございまして、塾代と中3と高3の受験料を貸し付けるものでございます。一定の要件のもとにこちらは償還免除という手続きがとれるものでございます。

○廣田子ども家庭支援課長 ひとり親についてのご質問でございます。家庭相談につきましては2種類、ひとり親に特化した家庭相談と一般の家庭相談と2種類ございまして、家庭相談につきましては夫婦の問題とか離婚の問題等が一番多いものでございます。ひとり親に特化したしますと、子どもの就学資金の貸付であるとか、そういう不安の相談が最も多く見られます。あとは生活の経済的な面も含めまして、就労の相談、収入アップをしたいという相談が多くあります。

相談の時間帯なのですけれども、予約というか状況に応じまして、朝早くであるとか、昼に対応するであるとか、ケース・バイ・ケースで、システマティックにやっているわけではないのですが、状況に応じて対応をしているところでございます。

学習支援事業につきましては、平成25年から始めまして、大分続けて来る子どももいるのですけれども、学習をするという習慣が定着してまいりまして、それを受けて平成28年度から集中コースというのを増やしているのですけれども、もっと勉強したいというところなので、拡充をしたところでございます。できるだけ、受験できるのであれば経済的な面についても相談に乗りながら、希望に応じて進学できるようところで、なかなか信頼関係もできていて、うまくいっているように思っております。自立支援プログラムにつきましては、ハローワークのOBである就労相談員が相談を受けるのですけれども、就労のプログラムを大体30件前後、毎年策定するのですが、ここまで結びつくとほぼ100%就職ができます。できますが、ここに、プログラム策定に来るまでが大きな課題というところで、働く気持ちになる、前向きになるというところに持ってくるのが大変で、ここまで来た人についてはほぼ100%就職しております。

生保とか、生活のひとり親との連携というところ、それにつきましては、生保だからとかひとり親だからとかいうところではなく子ども全体を見ていくというような状況ですので、ひとり親に特化したものもございまして、今年度から始めた学習支援につきましては、低所得者というところで、状況に応じて分け隔てなくというか、受け入れているところでございます。現在も、子どもの未来応援プロジェクトというのは続いておりますので、生活福祉課もそうですし、教育委員会と連携をとりながら、あまり対象が重複しないように事業等については調整しながら進めているところでございます。

○石田(し)委員 それぞれありがとうございました。

社会福祉施設の虐待の件ですが、高齢者の施設の対応、どのように予防されているのか、対応策を教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 各施設のほうで虐待防止に対する取り組み、会議とか事例検証等を含めて啓発に取り組んでいるということで報告を受けております。

○石田(し)委員 ありがとうございます。いわゆる虐待防止の対策推進要綱というのがあって、この中に例えば虐待防止ネットワーク委員会というのがまずあって、そこでいろいろと議論をされて、何かあったときには虐待対応チームというのがあって、そこで対応されるのかなというふうに思うのですが、この早期発見をするには、例えば巡回なども含めてやっていく必要があるのかというふうに思うのですが、何となく見ていると、あくまで会議体なのかなというふうに思うのですが、その点というのはどのように取り組まれているのかお知らせをください。

ひとり親家庭についてはわかりました。生活困窮者とひとり親家庭というのは非常に密接というか、

多くひとり親家庭が存在をできてしまっているのかというふうに思いますので、その辺の連携等もぜひしっかりとやっていただければなど。先ほど教育委員会等も含めていろいろやっていただいているというふうにお聞かせいただいたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひますし、自立支援プログラムのところで、プログラムが策定されたらほぼほぼ就職をされるということですが、ぜひこれは区内企業との連携をしていただきたいというふうに思ひます。なぜかと言うと、例えばひとり親家庭だと、子どもがいて何かあったときにすぐ、例えば学校に駆けつけたりなどということもあるのかなと思うので、多分できる限り近いところで働けたら、いろいろとそういった子どもに対する対応もできるのかなと思うので、ぜひ、今就業支援のほうで区内企業とはさまざま連携をとられていると思うので、そこも含めて連携をとっていただきたいと思ひます。

それで、障害者生活支援サービスですが、日常の生活用具給付事業がありますけれども、この中にスマートフォンやタブレット端末というのが対象になっていないと思うのですが、今の時代、それこそ視覚障害、聴覚障害の方たちにとって、スマートフォンやタブレット端末というのはもう欠かせないというか、むしろこれがあることによって外にも出ることもどんどん可能になってくるのかなというふうに思ひますので、これはぜひ、時代とともに用具の見直しを図っていただきたいと思ひますが、その点お知らせください。

それから障害者理解促進と芸術活動支援などなどですが、これはぜひパラリンピックを推進するという観点で、例えばパラリンピックでの写真展みたいなもの、障害者スポーツを専門的に撮られている写真家の方も実はいて、そういった方たちと連携をして、例えば写真展を行うのと、例えば障害者の方たちのいわゆるアール・ブリュットのところですね。それも例えばオリンピックに、パラリンピックに特化したような作品をつくってもらったりとか、そういうのを行って、パラリンピックといわゆる障害者の芸術をぜひコラボして普及していただきたいというふうに思ひますが、その点もどのように考えるか教えてください。

○中山障害者福祉課長 高齢者虐待も含めて、私のほうから法人の取り組みということでお話しさせていただきます。各施設には虐待防止委員会というのがありますし、または第三者委員ということで法人外の外部の目も設けるようにしております。そうしたところで抑止力を設けているのと、いざ虐待が起きたときには区役所の中にも虐待対応チームで、それぞれ対応しているところでございます。

続きまして日生具のスマートフォン、それからタブレットについてのご要望というところでございます。ご要望としては結構いただいているところではあるのですが、逆にこれは一般化されている商品ということもありまして、そこにを入れるソフトについて何か日生具で活用できないかということは今検討しているところでございます。

それからパラリンピックとアール・ブリュット展ですとかのコラボレーションということなのですが、2020に向けてどのような事業ができるか、オリンピック・パラリンピック準備課とも検討してまいりたいと思ひます。

○鈴木（真）委員長 次に、のだて稔史委員。

○のだて委員 私からは、介護保険の中の232ページ、介護予防・生活支援サービス事業費、いわゆる総合事業について、233ページの介護給付費等準備基金積立金について伺います。

総合事業は介護保険の要支援者の方の予防訪問介護、予防通所介護を、要介護認定を行わずチェックリストでできる地域支援事業による総合事業に変えたものです。区はいち早くこの総合事業を実施して、デイサービスと訪問介護を、ほとんどの区が介護報酬と同額にしたにもかかわらず、品川区はさらに下

げました。その前に国の介護報酬が引き下げられており、事業者に大きな打撃を与えました。デイサービスについてですけれども、区はこの間の質疑でもおっしゃっておりますが、いきいき活動支援プログラム、こういった加算をすることによって、国の基準よりもアップすると言っておりますけれども、このいきいき活動支援プログラムや送迎、入浴を行わない事業者は、これまでと同じようにやっても収入が4割も激減したということで、事業継続も危ぶまれる状況になっております。改めてこの引き下げたサービス単価の引き上げを求めたいと思います。また、そのいきいき活動支援プログラム、やっている事業者とその割合を伺いたいと思います。

○松山高齢者地域支援課長 私からは総合事業についてのご質問にお答えいたします。なぜ品川区だけということですが、必然的に国の報酬というのが上限で決まっております、それぞれの自治体で単価の設定については決めることとなっております。区といたしましては総合事業移行前に事業者と十分に協議を重ねたというのがございます。事業者に総合事業の趣旨ですとか、2025年、先ほど出ました団塊の世代が75歳を迎える高齢者の将来像のことにつきましてご理解いただき、現在ご協力いただきながら進めている次第でございます。平成27年に早く始めたということで、品川区は先だって円滑にサービスを進めております。今、専門職に対する、専門職がかかわるサービスCの部分、それから住民によるサービスBの部分も構築を図っているところでございます。

続きまして、ご質問のありました、いきいき活動支援プログラムということですが、大体4割ぐらいの事業所からいきいき活動支援プログラムのご提案をいただいております。

○のだて委員 いきいき活動支援プログラムについては今4割の事業者しかやっていないということで、そうなるとほかの6割の部分の事業者はこの国の介護報酬よりも引き下げられた費用でやられているということで、やはりこれはなかなか大変で、事業を運営していくことが難しくなっていると思うのですが、この6割の事業者、いきいき活動支援プログラムをやっていない事業者の状況はつかんでいるのか伺いたいと思います。

○松山高齢者地域支援課長 もともと半分以上のものは短時間のサービス事業者として、いきいき活動支援プログラムというのはケアプランに基づきまして長時間、支援が必要な利用者への提供プログラムということで、区が独自でつくったものでございます。

○のだて委員 今、私がお聞きしたのは、このいきいき活動支援プログラムをやっていない6割の事業者の運営状況をつかんでいるのかということですので、その部分ぜひお答えください。

○松山高齢者地域支援課長 6割の事業者の運営状況でございますけれども、2カ月に1回事業者連絡会を行っておりますので、その中で事業者とは意見交換を行っております。各事業者からは安定した運営を行っているということと、総合事業への移行はスムーズにできているという回答をいただいております。

○のだて委員 スムーズにやられていると、2カ月に1回協議を、話し合いをしているということですが、その中でやはり難しい事業者というのはいないのでしょうか。やはり先ほど来質疑がありますとおり、総合事業を運営していくところがなかなか厳しいという話を聞いております。この事業者の方からも、やはり本人や家族にも望まれているという話ですとか、ショートステイに行って日常生活動作、このADLが低下し、デイサービスに戻ってくるという人もいるというお話も聞いておりますし、利用者が広すぎて声をかけづらいというお話も聞いておまして、小規模のよさについても語られているんですね。こういったいきいき活動支援プログラムをやっていない事業者だと、機能訓練を重視しているところというのもあると思うんですね。そういったところでやはり機能訓練をやることによって体

を動かして、よくしゃべるようになったり、笑うようになったり、友達ができたりということで生きがいになっていると。立ち上がれるようになったりとか、すたすた歩けるようになったりと、改善されているというところがあるということで、実際に機能重視のところについても伺いたいのですけれどもこの機能訓練をよくやっているところ、この意義をどう考えていらっしゃるのか、入浴などないところもあるので、下がった事業でいきいき活動支援プログラムができないと、やはりなかなか運営が難しくなってきたと思いますので、そういったところの意義も伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 総合事業に移行してのいきいき活動支援プログラム等を含めた単価のお話ということでご質問いただいておりますけれども、まずももとの設定、移行する前の設定が5時間から7時間ぐらいのデイサービスを利用して、入浴も送迎も利用するといった、こういった形の単価設定がベースになっておりました。したがって、短時間の利用者も入浴をされない方も送迎を必要とされない方も、一律同じ料金設定の支払いをされていたのが当時の現状でございます。それに対して、利用者の立場に立ってみれば、当然使っていないサービスの費用を支払うということは、これはやはり制度上問題があるということで、見直しがかかったと、このように認識してございます。したがって、先ほど別の委員の方のときも答弁申し上げましたけれども、いきいき活動支援プログラムに関しては、今まで長時間お預かりしていた方がそのまま何もなしに長い時間サービスを置いておくというと、これは事業を圧迫しますので、別メニューとして、これは加算ではなくて別メニューとしていきいき活動支援プログラムというものを設置して、長時間お預かりする場合は従来とほぼ同じような単価でやっていただけるようなプログラムを構築したというのが、品川区の平成27年度に着手した総合事業でございます。

したがって、入浴サービスがないものについては、当然入浴の費用を支払っていただく必要はないという判断のもと、これはもう導入の3年以上前から事業者のほうにお伝えしている内容でございます。それと、あと機能訓練については加算がございまして、機能訓練をやれば加算がとれております。このことと、先ほどから何度も申し上げますけれども、事業者あつての介護福祉だという部分のご相談を受けるという話とは、これは全く別でございます。

○松山高齢者地域支援課長 先ほどお尋ねの短時間のサービスの事業者ですけれども、午前と午後で回している事業者がもうございます。4割は長時間を利用されている方をお預かりしている事業者が多いということで、品川区としましては長時間利用の事業者に対し、いきいき活動支援プログラムという形で質の担保を図り、その分、単価ということを上乗せしているものでございます。

○のだて委員 もとの設定が5時間から7時間が基本になっていたというお話でありますけれども、先ほどの答弁でも、利用者の方は料金が下がるからいいお話でしたけれども、その利用者の方にとってはいいとは思っておりますけれども、それによって事業者がやはり運営できなくなってしまっただけでは意味がないと思うのです。そういったところでやはり機能訓練を重視しているという事業者も大切な部分だと思うのです。短時間でデイサービスを利用したいという方もやはりいると思うのです。そういったところでやはり機能訓練を重視している事業者についてもしっかりやっていけるようにしていただきたいと思いますし、事業単価の方式が変わって、今までは入浴とか送迎がセットだったのが加算方式になったということで、高齢者の方が体調が悪いとか、気分がすぐれないということで休むと、送迎とか入浴という事業費がいただけないという話を聞いております。そうすると、やはり実際に登録している方がいても事業を回していくのがなかなか大変になっていくということになってきますので、そういったところもしっかりと考慮していただきたいと思います。

合わせて、介護基金のほうに行きたいと思います。まずこの間の三期程度の介護給付費等準備基金の推移を伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、先ほど来のご質問に先にお答えいたしますけれども、報酬の単価が引き下がったことで、区内の事業者で少なくとも事業を停止したということは、こちらでは把握しておりません。実際にそういう声は聞いておりません。それと何度も申しますが、経営に対するご相談、それから支援等につきましては、随時協議をして、介護事業者の方にもしっかりと事業をしていただけるように、区としては支援しているところでございます。それから単価につきましては、各区市町村、保険者で設定はできますけれども、そもそも国が上限というものを決めておりますので、それを超えることはできないという、こういうスキームになっております。

それからキャンセルにつきましては、全くプライベートな事情でキャンセルした場合は、この業界に限らず、当然人員体制を確保して待っているわけですから、これについては難しいですけれども、例えば体調とか急な入院とか、そういった場合につきましては、きちんと日帰りで対応できるようなこともやっておりますので、これについてはきちんと対応していると認識しております。

続きまして、準備基金のご質問ですけれども、この間の推移ということですので、二期ほど前ぐらいからで行きますと、まず第四期につきましては基金取り崩し額が6億1,972万7,275円でございます。それから直近の第五期につきましては、2億1,251万433円の取り崩しをしております。

○のだて委員 総合事業については、入院のときには配慮しているというお話でしたけれども、入院の場合、利用者の料金が減るといことですかね。やはりそういった、事業者の方がしっかり運営できるようにやっていっていただきたいと思います。

それと介護基金のほうですけれども、見込みについてもお聞きしたかったのですが、この間、本会議でも質問いたしましたけれども、当初の見込みと、実際にやった基金の取り崩し額が違うというところで、しっかりと、この基金は65歳以上の方の保険料が余ったものを積み立てているということですから、サービスをしっかり還元していくということが必要だと思うのですが、改めてこの計画と実績で乖離があるのはなぜか、具体的にご説明いただければと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 計画と実績の差異につきましては、介護保険の会計には、保険料がショートした場合に一般会計からの繰入が認められておりません。この場合、対応できる方法としては東京都から借り入れることとなりますが、その場合は次期の会計の中で返還するために、保険料が極端に上がるということがあり、それを避けるために安全を見て取り崩しの額を決めております。

○鈴木（真）委員長 次に、こんの孝子委員。

○こんの委員 私からは、142ページ、施設整備費、同じく142ページの基本保育事業の中で、非常勤職員について、それから143ページ、オアシスルーム運営費、それから131ページ、福祉人材確保・定着事業、それから232ページのデイサービスセンター等活用型介護予防事業というところでお聞きしたいと思います。

まず、施設整備費、これは保育園の施設に関してハード面をお聞きしたいというふうに思います。保育室のいわゆるハード面についてなので、保育園の保育室の設置は主に認可の私立保育園は単独で建っているところがほとんどだと思いますが、区立の保育園については学校とかそれから児童センターとか、複合施設になっているかと思います。そうしたときの保育室のハード面で、いわゆる防音対策、こうしたところはどのようにしているかということをお聞きしたいです。それで、これまでのもう既に建っている認可保育園、それから私立の保育園がこれからも新設されていきますが、そうした

防音対策についての考え方、構造上の考え方、これはどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

合わせて基本保育事業費のほうで、非常勤職員に関連して、こちらは保育園の看護師の配置についてお聞きしたいのですが、現在各保育園に配置をされている看護師は、正看護師と准看護師がいらっしゃると思いますけれども、どれぐらいの割合で配置をされているのか、お聞かせください。

○小林施設整備課長 保育園の防音についての質問にお答えしたいと思います。防音も外部の防音と室内の防音、その間仕切り関係と外壁がありますけれども、まず外壁につきましては、通常のサッシ、それと躯体関係で一般的な防音対策を行っているところです。デシベルで行きますと、20等級とかいろいろあるのですが、一般的な防音のサッシを入れているところがございます。それとあと、室内の間仕切りにつきましては、保育園の0歳児だとか1歳児だとかそれぞれあるのですが、その間仕切りについては臨機応変に、2室を1室にしたりしますので、特に防音ということはやっておりませんけれども、ガラス戸ということで間仕切りをしているところがございます。

○佐藤保育課長 看護師の数の件ですが、公立保育園につきましては、0歳児園の35園について、全て正看護師が配属されております。

○こんの委員 ハード面のほうですけれども、わかりました。そうすると、今は壁のことで、もう1つお聞きしたいのは、では上下の関係の音。例えば学校施設になった場合、0歳児のお部屋、1歳児の部屋、上が学校の普通教室だったりする。そうしたときの音の関係、こうしたものというのはどのように考えられていますでしょうか。また、児童センターも同じことが言えるのですが、そうしたこと、音の関係がある。0歳児のお昼寝の関係で行くと、ちょうどお昼寝をする時間帯が普通教室では教室で机を動かしたり、椅子を動かしたり、児童・生徒が動いたりというその物音で、せっかく寝かしつけたお子さんが起きてしまうというようなこともある。そうした場合に、こうした細かい点なのですが、ハード面でこの上下のこともきちんとしていくということについて、今後立てられるところ、また既存のところはどのように対応していくのかというお考えを聞かせてください。

○小林施設整備課長 まず、床とか上下の関係のお話でしたけれども、まず上のほうの床につきましては、例えば二重の床にしたりして、防振の構造にする、そういう工法もあります。それとコンクリートのスラブで、床を厚くする、そういうことによって太鼓状にならないように強化をする。それと下のほうの天井材、その下地に防振の、やはり振動が伝わらないような防振の下地材というのがありますので、そういうのを使ったりします。それとあと、既存の施設はどうしているのかと言いますと、やはりそういうものが使えるところにつきましては、そういうハード面で工事を行ったり、それとソフト面では午睡の時間帯には、なるべく上で足音がしないよう、そういうところを使わないですとか、下のほうの既存の階で1、2階あるとすれば、午睡の時間帯になるべく真下ではなくて、もうワンフロア下のところで午睡の部屋をつくらだとか、そういうふうな工夫をしております。

○こんの委員 さまざまな対策がとられているというお話でした。確かにそのような対策は対策が必要だというふうに思います。それで、これから施設の老朽化とともに建てかえ、また改装などする場合、ぜひこの点を考慮して、やはり構造上立てていただきたいな、改修していただきたいなと思います。なぜかと言えば、保育士の負担軽減にもつながると思っているからです。午睡の時間にお子さんが目が覚めてしまう。実はこの午睡の時間にいろいろな事務仕事をしたい、連絡帳を書きたい、そうしたときにお子さんが起きてしまう、そうすると1人保育士の手がとられてしまう。小さなことですが、保育士の負担はこういったところからも生まれているのですよね。ですので、ハード整備というのは非常に大事か

など、そうした観点も含めて、今後の建てられるところ、改修するところというのは考えていっていただきたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

特に普通教室とどうしても上下関係になる場合、0歳児の上は普通教室ではなくて、特別教室、図工室だとか理科室だとか、ふだんあまり使わない部屋にするとかということも考えられますし、そうした配置も合わせて考えていくということが今後必要ではないかと思っておりますので、もしご答弁がありましたらお願いします。

もう1つが、先ほどの看護師の関係です。正看護師がほとんどだということですが、そうすると准看護師を雇用されているところは私立保育園ということなのではないでしょうか。そこを1点確認させていただきたいと思っております。なぜこの問題を取り上げさせていただいたかと言いますと、雇用形態の問題です。いわゆる正看護師は正規雇用としていますが、准看護師を雇用した場合には、派遣でないことだめだということがあるようなのですが、その点はいかがでしょうか。

○小林施設整備課長 今後の新築・改築につきましては、委員おっしゃるとおり上下の配置について十分考慮して計画をすべきだと私も考えておりますので、そういうところを全て工夫をしながらそういうふうな問題が起きないように努めてまいります。

○大澤待機児童対策担当課長 私立の看護師も全て今、正規の看護師で雇用しております。

○この委員 そうですか。そうすると、具体的に、私は実は准看護師の方、品川区の保育園に勤めていらっしゃる方を知ってまして、その方は派遣で正規雇用ではないのです。この看護師配置というのは人材確保も大変ですね。保育士を確保するのも大変なのですが、看護師を確保するのも大変な中で、准看護師の人はわりと潜在的にいらっしゃる。要は、そうした方を確保するためには、正規雇用とすることが必要だと考えたので、この問題、課題を取り上げさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 看護師の配置というのはそもそも義務づけられているものではございませんが、区では0歳児園に対し、安全上の観点から看護師の配置をお願いして、配置された場合は加算をしているものです。ですので、看護師、その看護師として雇用している方については全員正規ということになっております。保育士の配置特例として、看護師を保育士としてみなすことができるのですが、都はそれを正看護師に限っておりますので、区のほうでもそれに倣っているということでございます。

○この委員 そうしますと、そのご説明からすると、私が聞いているその課題というのは、正規雇用としてされているということになってしまうのですが、実際は正規雇用ではない形で雇用されている現状ありますので、ちょっとその辺、現状をお調べいただいたほうがいいかなという形です。ですのでこれはまた別のところでご答弁をいただければと思います。ちょっとお調べいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、次にまいります。子育て支援事業については、多胎児の家庭についての子育て支援という角度でお聞きしたいと思います。さまざまな子育て支援のメニューがあると思っておりますけれども、すくすく赤ちゃん訪問事業をはじめ、ファミリー・サポートもオアシスも入ると思っておりますけれども、こうした事業について、多胎児家庭へ特化した支援というのは、現在特段ないと理解をしております。いわゆるお一人を育てているご家庭、多子家庭と同じような利用の料金であったり、対象要件だったりという形だと思いますが、子どもの数に限らず、限ることなく一律の制度設計になっていると思っておりますけれども、その理解でいいかどうか。多胎児の家庭には対象要件、利用料金など、支援がありますよ、策を設けていますよということでしたら、ご説明ください。

○佐藤保育課長　まず私からオアシスルームについてご答弁差し上げます。複数のお子さんがいらっしゃっても一律1時間500円のお金をいただいております。特に優遇等の制度はございません。

○高山子ども育成課長　子育て支援センターで行っております育児支援ヘルパー派遣事業におきましては、通常の場合ですと10日を限度とするものではございますが、多胎の場合には30日まで利用ができるといったような加算措置がとられているところでございます。

○こんの委員　ありがとうございます。事業によっては加算してくださっているということですが、多胎児の家庭は、もう単純に考えてもお子さんお一人を育てることの倍、あるいは倍倍かかってしまう。親族の方が近くにおいてお手伝いをしてもらえたとしても、その親族の方が高齢だったりすると、多胎児のご家庭は本当に手があっても大変というのが現状です。ましてや近くに助けてくれる親族など知り合いがないというご家庭もままあります。そうした方が利用したいのはこういう区の制度、こういう事業だと思いますので、多胎児のご家庭には、例えばオアシスなどは2人分、倍かかりますから、優遇制度をつくったりとか、あるいは時間延長をしてくださっている、育児支援ヘルパーなどは日数を加算してくださっているということですが、特に特化する施策、制度設計が必要だと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○高山子ども育成課長　お尋ねの件、さまざまな所管にまたがる事業でございますので、ご指摘を踏まえまして現状の施策などを見直す機会としたいと考えております。

○こんの委員　見直す機会と言ってくださいましてありがとうございます。ぜひ現状、そんなに多くの世帯ではないと思われまので、多胎児家庭の世帯の状況も把握していただきながら、今後の制度設計、見直しをと今言っていたいただきましたので、前向きなご検討をお願いして要望で終わりたいと思います。

○鈴木（真）委員長　次に、渡部茂委員。

○渡部委員　今日も終わりになりますけれども、よろしくお祈いします。143ページのオアシスルームのところで聞いていくのですが、待機児がいよいよめどが立ってきたと文教委員会でも報告をいただきました。これはもう濱野区長の強いリーダーシップと、それに対してここ数年来、部課長たち、そこに携わった方々のご労苦というものに、これは本当に感謝申し上げると言いましょうか、ありがとうございますの一言だと思います。

ただ、あくまでもめどというのは、ここ数年来の数字の推移でということではございましたでしょうか。でも、このママ友たちのネットワークというのはすごくて、品川区が待機児解消したらしい、保育園入りやすいなどとなりますと、これまた人が入ってくるというのはもうわかりきっていることでございまして、ここで気を緩めることなく邁進していただきたい反面、本当にありがとうございます。いずれ待機児童対策担当課長というのが、少子化対策ですとか、女性活躍ですとか、名前の変わる担当課長でご活躍いただければ、もうこれは本物なのだろうなというふうに思っておりまして、質問に入らせていただきます。

オアシスルームについて聞きます。オアシスルーム、私どもの鈴木真澄委員のほうから、大井町の子育て支援というところで話を聞きました。それに関連して後ほど聞いていくのですが、そもそもオアシスルーム、事務事業概要で粗々わかっておりますが、どのような利用をされている方がいらっしゃるか等、データをとっているのでしょうか。さまざまな利用形態があると思います。それと、1日預かっていただけるのもそうなのですが、1時間500円という1時間単位での利用ですよね。そうしましたら大体どういう利用形態が多いのか。利用者、60日まで確か使えるようになっておりました。そうしますと

利用者は偏りが実際あるのかどうか。また、そういうふうな予約の体制をとっていると、このパズルのピースをはめ込むような予約のとり方になると思うのですけれども、なかなか予約がとりづらいというような話も聞いてございます。その辺と、あと利用率というものはどのようになっているのか、合わせて教えていただけますでしょうか。

○佐藤保育課長　オアシスルームにかかわる質問、何点かいただきました。まず全体の平成28年度の利用実績ですけれども、1万5,275人で前年度比8%の一応増をしております。利用の傾向ですが、0歳から2歳児までが約9割利用されております。時間帯ですが、最大8時間程度利用できるのですが、4時間まで利用している方が大体半分で、短い時間の範囲で利用している方が多いという状況でございます。予約の関係ですが、直接各施設に電話して空き状況を確認しなければならないので、利用者から面倒だという話を聞くことはよくあります。利用率ですが、全体で約40%とあまり高くない状況でございます。

○渡部委員　ありがとうございます。状況はわかりました。確かに4時間しか使わない方が、どういふ4時間をとるかというので、埋まっているからあだめだわということもあるのかなと思います。と言うのは、今お話を聞いていて、利用者は結構いる、でも予約はとりづらい。電話でというのは大変ですよ。きっと各園で台帳を開いて、例えば定員分枠があって、何時から何時というのを1枚1枚めくってなどとやっていたら、こんな煩雑な作業で結局とれないということがわかって、ああ残念ということがあるかと思えます。この利用率40%というのは少し低いなというふうに感じるのですけれども、この原因は何かあるのでしょうか。

○佐藤保育課長　利用率が低い原因でございますが、2つあると考えております。1点目はキャンセルが非常に多い、件数として約5,000件です。年間の実績が1万5,000件ですので、一応3分の1キャンセルがあるという状況です。

あと2点目は先ほども答弁差し上げたとおり、予約が少し煩雑だという面があるためというふうに分析をしているものです。

○渡部委員　今2点お示しいただきました。キャンセル5,000件というのはすごく多いですよ。これはキャンセル料とかかかっていないのでしょうか。予約がとりづらいということを行っているということは、やはり使いたい方がいると思うのですよ。例えばこれは、先ほどほかの委員からもありましたけれども、仕組みを考えて、例えば電話予約とかではなくて、ネット予約のような形はとれないでしょうか。ネット予約の形で一覧表、例えばしながわパパママ応援アプリでしたか。子育てアプリか何かから入れたり、インターネットで各園の一覧が出ていて、空いています、空いていませんというので打っていくような予約になれば、その時間空いているならここを埋めようかというのもできますでしょうし、税も国保もクレジットカードの納付が始まります。例えばクレジットカードをご登録いただいておりますよとか、これは仕組みを考えたらさまざまできると。これは1万5,000件の利用で、年間8%上がっていて、それでキャンセル、利用1万5,000件でキャンセルを入れたら2万件を超えるわけですね。だから、お金をとることが目的ではなくて、そんなに3分の1のキャンセルを許してしまうというところにやはり問題が、それは事情があるからしょうがないのかもしれないのだけれども、何らかの処置をここはしていかなければならないと思うのですが、ネットの予約等々、キャンセル料のところを合わせてお伺いできればと思います。

○佐藤保育課長　2点ご質問をいただきました。まずキャンセル料に関しましては、今現在ではそう

いった取り扱いはしておりません。あとはご提案のネット予約システムを導入すれば、それでキャンセルのほうもカウントできますので抑止につながるという面も、実は今考えておきまして、基本的にオアシスルーム、在宅子育て世帯の支援事業ですから、多くの方に使っていただきたいと考えております。ですので、委員ご提案のネット予約システムに関しましては、費用対効果やセキュリティーの面の課題を見極めまして、少し検討していきたいと考えております。

○渡部委員 ぜひよろしくお願ひいたします。そのネット予約に合わせてキャンセル、キャンセル料とかというよりも、まずキャンセルを減らすのにどうするかということだと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、大井町の第三庁舎の環境センター跡にオアシスルームというようなご答弁をいただきまして、定員12名で利用されるというところですか。大井町にもともとこのような施設がない中で、非常に場所のいいところにあるなという思いと、やはり相当な利用が予想されると思うのです。立地上、やはり区役所に隣接してというのはいろいろニュースというか話題性も欠くことがないと思うのですが、これは例えば区役所に何らかの手続き等でお越しいただいた方に対して、優先枠と言ったらおかしいのですが、これはもう予約になるのかどういふふうになるのかわかりませんが、いわゆる来庁された方々に対して、お子様を一時預かりをしていただければいいなと思うのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

それと、どうせやるなら品川区は日曜開庁をやっていますから、日曜日に開けていただいたらすごくニュースになるかな等というふうにするのですが、どうでしょうか。今実際、月曜から土曜までオアシスをやっていますね。日曜日がお休みということですが、これは委託で行っていますから、そのような条件で、例えば日曜日から金曜日まで営業していただくとか、お話し合いによっては可能なのかなと思うのですが、もしこれだけはやっている日曜開庁で、なおかつそのような一時預かりもついて、例えば行政で手続きをして、その後せっかくだからちょっと大井町で、どこかでごはんでも食べていこうかしらとなりますと、これは町の経済の潤いにもなっています。ぜひご一考いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 第三庁舎に整備するオアシスルームの件ですが、基本はこれまでのオアシスルームと同様に、在宅子育て世帯の支援として、保護者のリフレッシュ時にお子さんを時間単位で預かる施設と考えております。委員ご提案の、区役所に近い立地ということもありますので、窓口の手続き等でおみえになった場合の利用については、実は事務の流れ等も含めまして、内部で調査と検討はしております。合わせて日曜開庁に関してそちらでもあけるといふ件なのですが、今現在、かなり委託料が高額になっておきまして、利用率40%の段階だとなかなか厳しい面もありますので、少し委託料を抑える面も工夫しながら、少し調査・検討してまいりたいと思います。

○渡部委員 利用率が上がるように、いろいろ施策を打っていただければと思います。とりわけ区役所の中のオアシスルームになりますので、さまざまな方が利用しやすいようによろしくお願ひを申し上げます。終わります。

○鈴木（真）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時29分開会

委員 長 鈴木 真澄